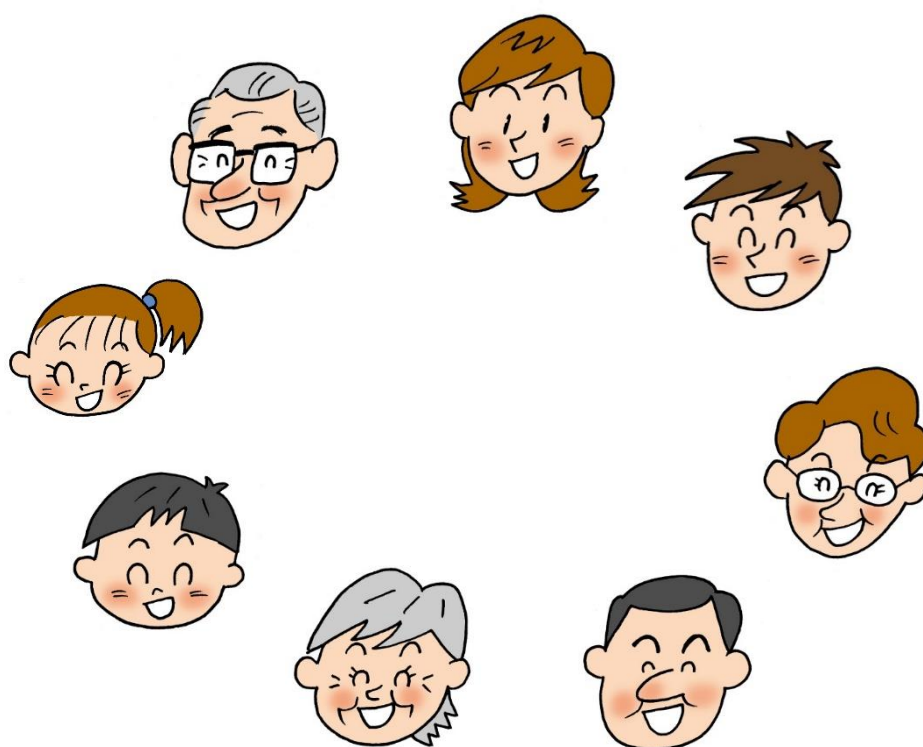


第4次野洲市男女共同参画行動計画

『男女共同参画プランやす』



野 洲 市

は じ め に

本市では、平成 16 年（2004 年）10 月に制定した、「野洲市男女共同参画推進条例」に基づき、平成 28 年（2016 年）3 月に、令和 2 年度（2020 年度）までの 5 年間を期間とする「第 3 次野洲市男女共同参画行動計画『男女共同参画プランやす』」を策定し、男女が社会の対等な構成員として、互いに協力し合い、あらゆる分野に平等に参画し、責任も豊かさともに分かち合える男女共同参画社会の実現にむけてさまざまな施策を推進してまいりました。



そのような中、急速な人口減少による少子高齢化社会の進展や、経済情勢の悪化、そして、新型コロナウイルス感染症による生活スタイルの大きな変化など、私たちを取りまく環境は急速に変化しています。

一方で、家庭や職場・地域社会などでは「男だから、女だから」といった固定的な性別役割分担意識や慣習などは、徐々に改善がみられるものの、今なお根強く残っており、取り組むべき多くの課題が残されています。

男女がともに参画し、社会や地域の中で豊かに輝いて暮らしていくためには、あらゆる分野での男女共同参画、さまざまな人権侵害に対する取組などを行い、新たな課題に対応する必要があります。

このような中、第 3 次野洲市男女共同参画行動計画が令和 2 年度（2020 年度）で終了することから、各施策の進捗状況、令和元年度（2019 年度）に実施しました野洲市人権問題・男女共同参画に関する市民意識調査の結果や男女共同参画に関する新たな課題を踏まえ、第 4 次野洲市男女共同参画行動計画を策定しました。

本計画では、4 つの基本目標を掲げています。基本目標Ⅰの「あらゆる分野への男女共同参画」については、女性の職業生活における活躍を重点的に推進するため、「野洲市女性活躍推進計画」として新たに位置づけるものです。

本計画に基づき、市民や事業所の皆さまとの協働により、条例に定める「人として豊かに生きることができる男女共同参画社会の早期実現」をめざして一層の取組を推進していきたいと存じますので、皆さまのご協力をお願いします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました野洲市男女共同参画審議会委員の皆さまをはじめ、意識調査などに貴重なご意見、ご要望をいただきました市民の皆さまに厚くお礼申し上げます。

令和 3 年（2021 年）3 月

野洲市長 栢木 進

目 次

第1部	行動計画の基本的な考え方	1
第2部	行動計画の体系	7
第3部	行動計画の課題と施策の内容	11
	基本目標Ⅰ あらゆる分野への男女共同参画	13
	重点課題1 女性も男性もともに参画するまちづくり	14
	重点課題2 多様な選択のできる環境づくり	15
	重点課題3 職業生活と家庭・地域生活の両立の支援	17
	基本目標Ⅱ 男女共同参画を進める意識づくり	18
	重点課題1 家庭における男女平等の意識づくり	20
	重点課題2 地域社会における男女平等の推進	21
	重点課題3 男女平等教育の推進	22
	重点課題4 国際社会への対応	23
	重点課題5 男女間のあらゆる暴力の根絶と人権の尊重	24
	基本目標Ⅲ だれもが安心して働き暮らせるまちづくり	25
	重点課題1 一人ひとりの自立のためのまちづくり	26
	重点課題2 心とからだの健康の保持増進	27
	基本目標Ⅳ 推進体制の整備・充実	28
	重点課題1 計画推進体制の整備	29
	重点課題2 推進体制機能の充実	30
第4部	各課の具体的な事業及び目標値	35
第5部	資料編	59
	1. 野洲市の審議会等の女性委員参画割合の推移	61
	2. 「野洲市人権問題・男女共同参画に関する市民意識調査（令和元年（2019年）10月実施）」結果【男女共同参画に関する部分】	63

3 . 野洲市男女共同参画推進条例	1 1 3
4 . 野洲市男女共同参画審議会規則	1 1 7
5 . 野洲市男女共同参画推進本部要綱	1 1 8
6 . 関係法令	1 2 0



第 1 部 行動計画の基本的な考え方



第 1 部 行動計画の基本的な考え方

1. 行動計画の基本理念

男女共同参画社会実現をめざして
人権の尊重と真の男女平等の達成
新たな価値観・社会システムの創造

- 憲法第 14 条には、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定されています。本市においても「男女共同参画推進条例」「人権尊重のまちづくりに関する条例」「まちづくり基本条例」を制定し、憲法第 14 条の理念にのっとり、市民の人権擁護と人権意識の高揚を図り、市民一人ひとりの参加によるあらゆる差別のない明るく住みよいまちづくりを推進しています。
- 男女が互いに尊重し合い、心豊かに生きる社会の実現には、男女が互いの身体的な違いを認め合った上で、性別にとらわれることなく、一人ひとりの自由な選択により、自らの個性と能力を十分に発揮できる公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会を築き上げていくことが大切です。男女がともに家庭・地域・職場など社会のあらゆる活動に対等なパートナーとして参画し、豊かで充実した生活を営み、ともに責任を担うことができる男女共同参画社会の考え方に基づいて個人の尊重や真の男女平等の達成に向け、取り組んでいくことを必要としています。基本的人権の尊重と両性の本質的な平等を念頭に置いて、一方の性だけに負担がかかり過ぎない、人として豊かに生きることができる男女共同参画社会の実現をめざします。
- 令和元年（2019 年）10 月に実施した「野洲市人権問題・男女共同参画に関する市民意識調査」（以下、「市民意識調査」という。）では、依然として性別役割分担意識が根強く残っており、男女間の平等意識にも性別によって差があるという結果となりました。また、少子高齢化が一層進んでおり、子育てや介護問題は大きな課題となっています。そこで、男女がともに、人生の段階に応じて、仕事や家庭生活・地域生活などについてバランスを取りながら、自らの希望に応じた生活を送ることができる社会が望まれます。
- 本行動計画は、「野洲市男女共同参画推進条例」（以下「参画条例」という。）で定める目的、基本理念、責務、基本的施策などを具現化していくものです。
- 男女の人権を尊重し、性別役割分担意識による活動の制限や差別をなくします。また、市、市民、事業者、教育に携わる者がそれぞれの責務を果たし、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、

ともに責任を担うべき社会を築いていきます。

2. 行動計画の目的

- 本計画は、平成 28 年（2016 年）に策定された「第 3 次野洲市男女共同参画行動計画～男女共同参画プランやす～」の成果を踏まえ、男女が持てる能力を十分に発揮し、互いの人権を尊重し合い、社会のあらゆる分野へ平等に参画できる社会、男女共同参画社会の実現のために、参画条例の基本理念のもと男女共同参画関係施策を総合的・体系的に整備し、計画的に推進します。

3. 行動計画の性格

- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項及び「参画条例」第 10 条に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- 男女共同参画審議会の答申をはじめ、市民、事業者、教育に携わる者の意見や令和元年（2019 年）10 月実施の市民意識調査の結果を反映した内容とします。
- 平成 18 年（2006 年）に策定された「野洲市男女共同参画行動計画～男女共同参画プランやす～」の内容を基本としつつ、社会情勢の変化や施策の進捗状況、また、市民にわかりやすい施策という観点から見直しを行うものとします。男女がともにあらゆる分野で輝けるよう、一人の人間として人格を尊重し、男女共同参画社会の実現にむけ重要な諸施策に対し、市民、事業者、教育に携わる者と行政が協働して、総合的に取り組む指針となるものです。
- 本計画の基本目標Ⅰ「あらゆる分野への男女共同参画」の重点課題 2「多様な選択のできる環境づくり」に関連する部分は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）第 6 条第 2 項に基づく市町村推進計画として位置づけます。
- 本計画の基本目標Ⅱ「男女共同参画を進める意識づくり」の重点課題 5「男女間のあらゆる暴力の根絶と人権の尊重」に関連する部分は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「DV防止法」という。）第 2 条の 3 第 3 項に基づく市町村基本計画として位置づけます。

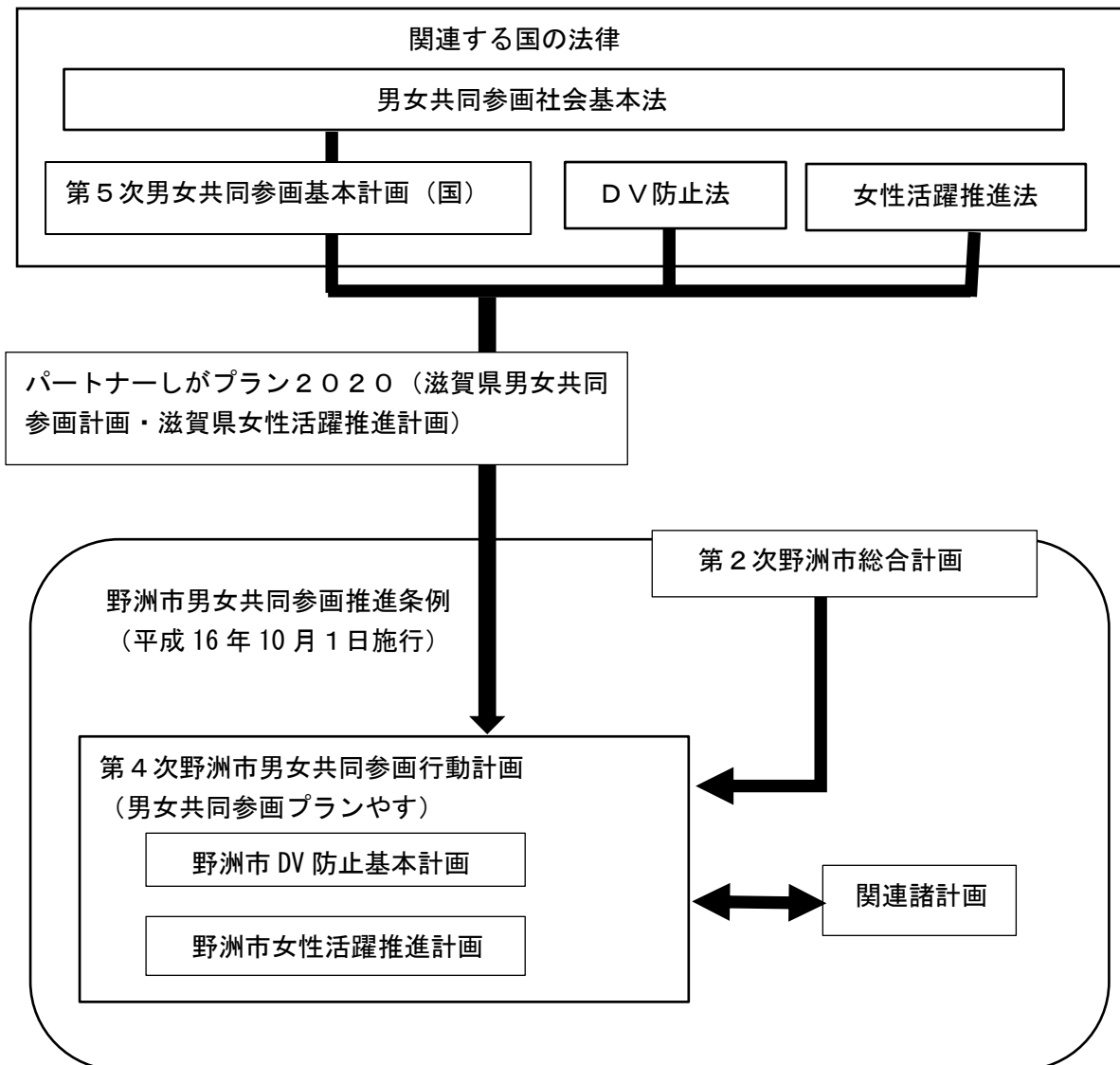
4. 行動計画の期間

- 本計画の期間は、令和 3 年度（2021 年度）を初年度として、令和 7 年度（2025 年度）までの 5 年間とします。
- なお、今後の社会情勢や計画の進捗状況、国・県の動向、市民ニーズの変化などにより、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

5. 他計画との整合性

- 本計画は、男女共同参画社会基本法、国の第 5 次男女共同参画基本計画及び滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画を踏まえ、「第 2 次野洲市総合計画」に基づき、関連諸計画との整合性を図りながら施策の展開を行います。

□計画の位置づけ



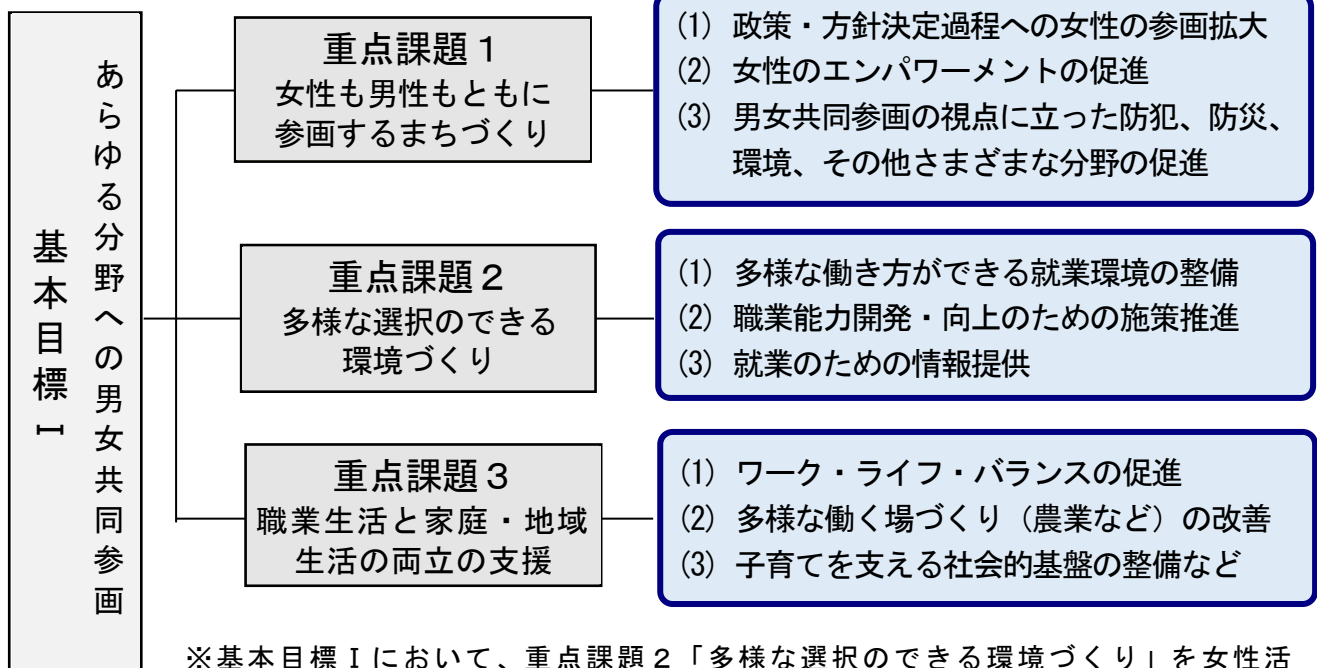


第2部 行動計画の体系

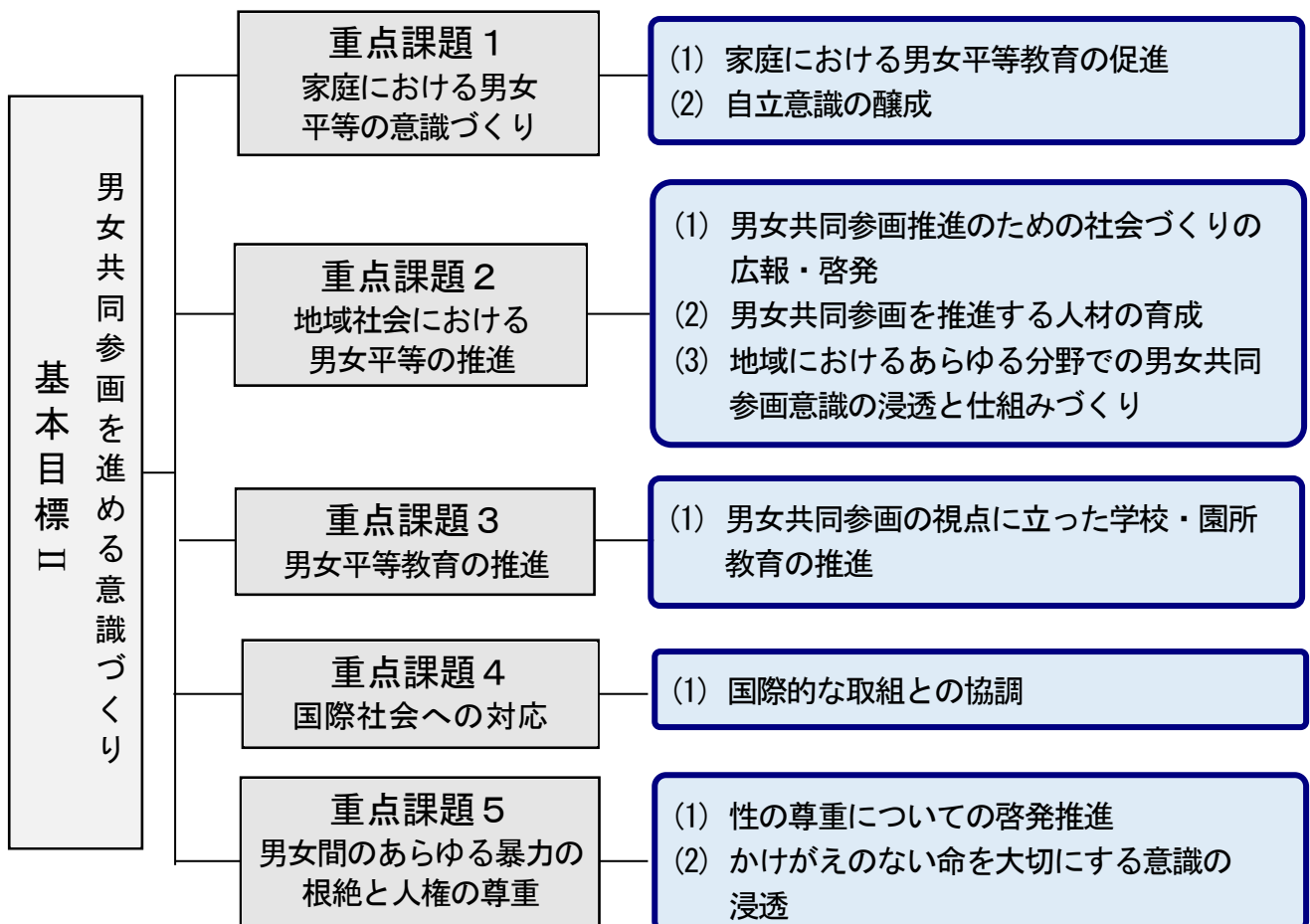


第2部 行動計画の体系

【施策の内容】

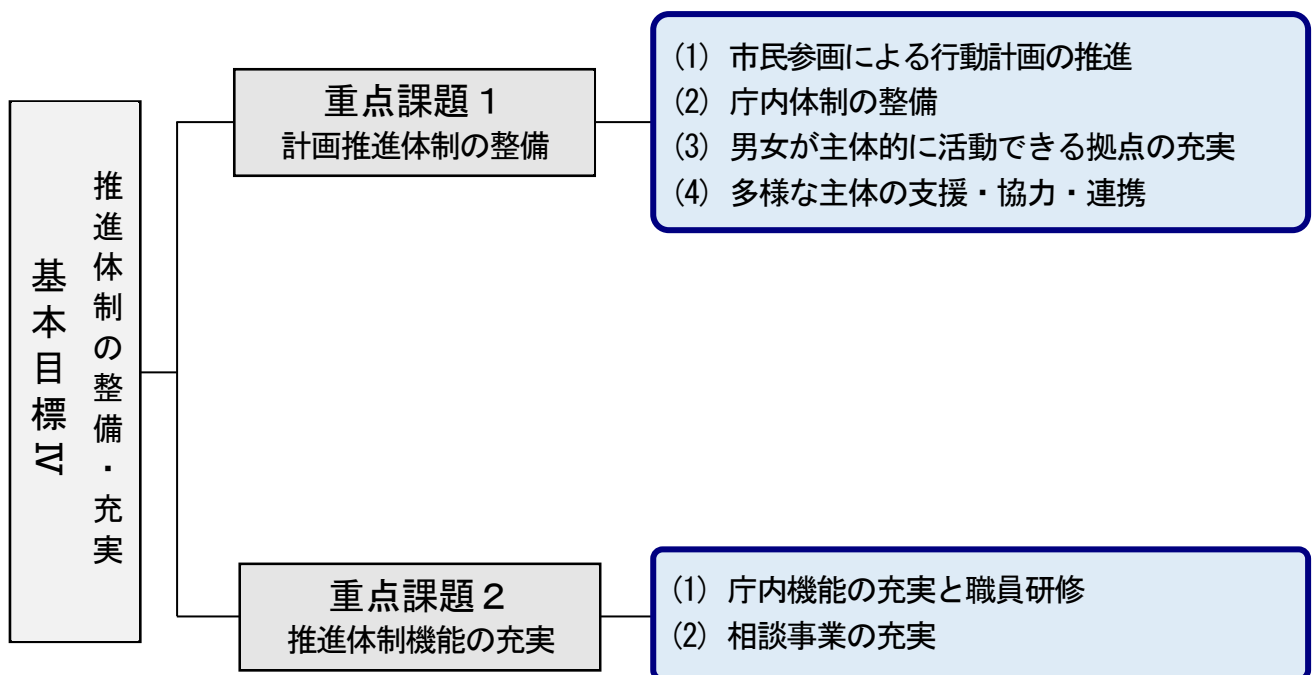
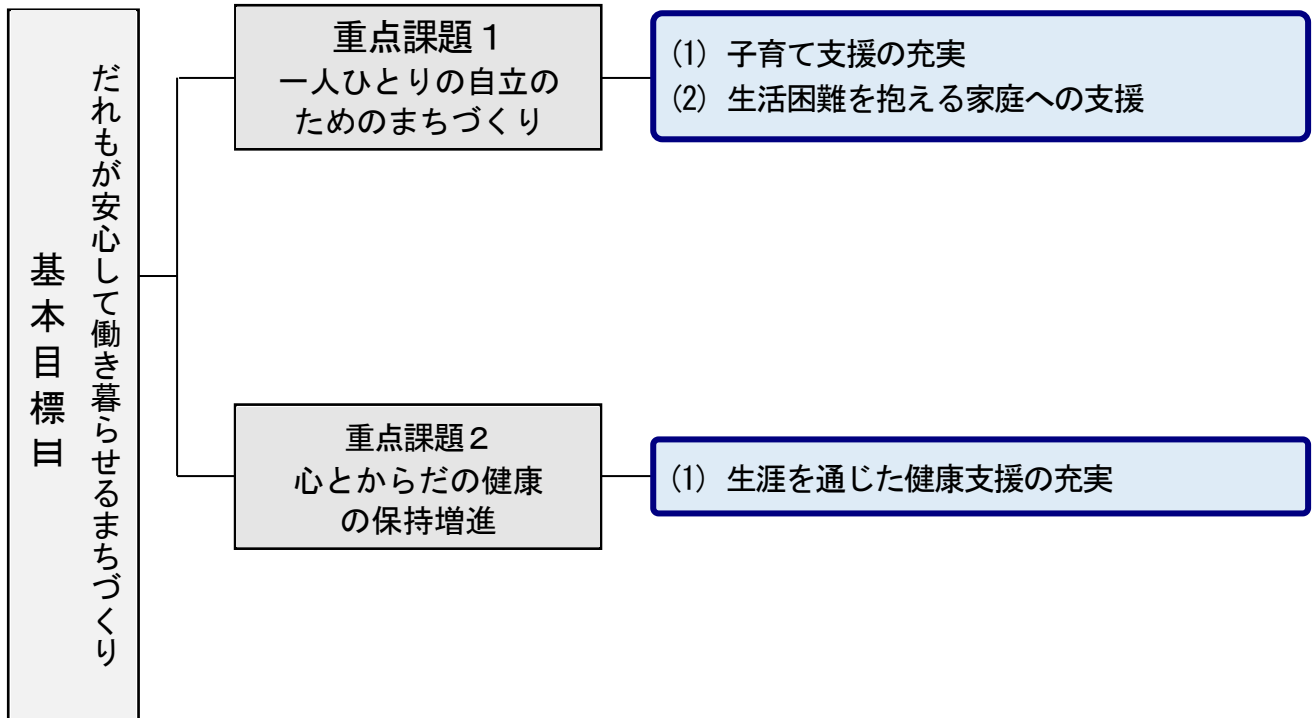


※基本目標Ⅰにおいて、重点課題2「多様な選択のできる環境づくり」を女性活躍推進法第6条第2項に規定される市町村推進計画に位置づけます



※基本目標Ⅱにおいて、重点課題5「男女間のあらゆる暴力の根絶と人権の尊重」を市町村基本計画に位置づけます

【施策の内容】





第3部 行動計画の課題と施策の内容



第3部 行動計画の課題と施策の内容

基本目標Ⅰ あらゆる分野への男女共同参画

目標の趣旨

- これまでのさまざまな社会システムが男性中心で形成されてきたため、今日の社会は、個人が尊重され、男女平等が必ずしも保障されているとはいえません。男女共同参画社会を早期に実現していくためには、男女が社会の対等な構成員として、公正で多様性に富んだ活力ある持続可能な社会をともに築いていく必要があります。
- 近年、社会状況やライフスタイルの変化とともに、女性の社会参画は少しずつ進み、政策・方針決定の場への女性の参画率も徐々に増えつつありますが、法令などの定めにより設置されている審議会などの委員は、分野が限られ、まだまだ女性の登用率が低いという現実があります。引続き、審議会・委員会などへの女性の参画を促進し、政策・意思決定過程の場への女性の参画を進める必要があります。
- 平成27年（2015年）8月には、女性の採用・登用・能力開発などのための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける、女性活躍推進法が成立しました。女性の積極的登用については、まず、市が実践し、先例になることが最も効果的な啓発活動となることから、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画に基づき、意思決定に関わる管理職への女性職員の登用の推進や、男女を問わず誰もが能力を発揮し活躍できる意識啓発などが必要です。
- 地域社会においては、「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という固定的な性別役割分担意識の解消は十分に進んでいない状況です。また、役員などへの女性の参画は極めて低い現状となっています。特に自治会役員などへの女性登用が課題となっており、自治会などでは男女のバランスを取りながら、女性が参画しやすい環境を積極的に整えていく必要があります。
- 少子高齢化、核家族化やライフスタイルの多様化などを背景に、家庭のあり方や男女のあり方・生き方も大きく変化してきています。女性も男性も働きたい人全てが仕事と子育て・介護を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、職業能力開発などの機会を得ながらその能力を十分に発揮するため、ライフイベントなどへの対応も含め、多様で柔軟な働き方などを通じた仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がますます重要となっています。また、パートナーである男性の子育てなどへの参画は進んできましたが、まだまだ不十分であり、なお一層の参画が必要です。
- 固定的な性別役割分担意識を背景に、家事や育児などの家庭責任を女性の方が多く担っており、女性が働く場において活躍することが困難な場合があります。また、女性のみならず男性にとっても、今後、親や配偶者の介護の担い手としての負担も増大する可能性が高まっています。そうした中、男性は家事に不慣れであったり、地域とのつながりが乏しい中で孤立した介護生活となっている場合もあります。若いうちから人生100年時代を意識し、経済的自立や自己実現のための仕事と家事・育児・介護に主体的に関わることが自立した生活を維持するために必要です。

◆重点課題1 女性も男性もともに参画するまちづくり

➤ 現況と課題

■市の政策・方針決定の場には、市議会をはじめ、各種審議会や委員会などがあります。野洲市の女性議員の割合は令和2年（2020年）1月1日現在16.7%、各種審議会や委員会などの女性委員の割合は36.5%となっており、年々上昇傾向にはあるものの、令和2年度（2020年度）には40%としていた本市の行動計画での目標は達成されていません。

同様に、自治会や各種団体などの地域活動においても、その方針決定の立場にある女性の割合は、改善されつつありますが、依然として少ない現状があります。したがって、市政への関心を高めるための環境づくりや、人材の育成及び発掘、活用に努めることにより、より一層、政策・方針決定の場への女性の参画を進め、女性の意見を市政に反映させられるような施策をポジティブ・アクション（積極的改善措置）※¹も考えあわせて具体化します。

➤ 施策の内容

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
 - ① 女性委員の積極的登用の推進
 - ② 女性委員の参画状況調査
 - ③ 委員選出方法の検討
 - ④ 女性職員の登用促進
 - ⑤ 人材に関する情報の収集・整備・提供
 - ⑥ 各種団体などへの意識啓発
 - ⑦ 自治会長などへの啓発促進
- (2) 女性のエンパワーメント※²の促進
 - ① 女性リーダーの増加、女性の人材育成・研修
- (3) 男女共同参画の視点に立った防犯、防災、環境、その他様々な分野の促進
 - ① 男女共同参画の視点に立った防犯分野の促進
 - ② 災害時における男女共同参画の推進
 - ③ 男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進
 - ④ 男女共同参画の視点に立った様々な分野の促進

※1 ポジティブ・アクション（積極的改善措置）：さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するもの。

※2 女性のエンパワーメント：男女共同参画社会の実現のために、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくこと。

◆重点課題2 多様な選択のできる環境づくり

野洲市女性活躍推進計画

➤ 現況と課題

■市民意識調査の結果では、職場における男女間格差について、「仕事内容」と回答した人が最も多く26.2%、次いで、「昇進・昇格」が14.9%となっています。男女間格差の原因については、「肉体的・体力的な差」と回答した人が最も多く22.3%、次いで「男・女という性別によって役割が違うという意識」と「女性は結婚や出産、育児のために働き続けにくい」がともに17.8%となっています。また、女性が働き続けるために必要なことでは、「男女がともに労働時間を短縮し、日常的に男女がともに家事・育児・介護を分担すること」と「家族やまわりの人の理解と協力があること」と回答した人が最も多く47.3%、次いで、「子育てが終わった後に再就職しやすくすること」が36.6%となっています。職業生活における女性の活躍を推進するためには、社会全体での意識改革の推進や家事・育児などへの男性の参画の促進や、仕事と育児・介護などを両立できる環境の整備が課題となっています。

■男女雇用機会均等法^{※3}をはじめとする、女性活躍を推進するための法律・制度や環境は徐々に整備されてきました。働く場における女性の活躍を推進することは、我が国の経済社会の持続的成長など、豊かで活力ある社会の実現につながります。今後はさらに、企業・事業所などに対して女性の正社員比率を高めるよう働きかけをおこなったり、男女がともに働きやすい環境となるよう、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法、育児・介護休業法、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号。）などの社会制度の周知・啓発を行うことが重要です。また、セクハラ（セクシュアルハラスメント）・パワハラ（パワーハラスメント）^{※4}をはじめとするハラスメント^{※5}行為は、単に個人の問題にとどまらず社会全体に深刻な影響を与える人権侵害行為であるという認識のもと、職場内における人権意識の高揚を図ることが必要です。

■多様な就業の機会を得て、主体的に職業の選択ができ、意欲と能力に応じて処遇をされ、いきいきと働き、経済的に自立できるよう、女性の職業意識・能力の向上や働く機会の確保など、働き続けられる環境整備のための取組や支援が必要です。

➤ 施策の内容

(1) 多様な働き方ができる就業環境の整備

- ① 関係法令などの周知
- ② 企業向け学習機会の確保と啓発

(2) 職業能力開発・向上のための施策推進

- ① 企業内教育の促進
- ② 各種講座など学習機会の充実
- ③ 女性の起業支援

(3) 就業のための情報提供

① 就業情報提供



※3 男女雇用機会均等法：正式名称は、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」で、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とした法律。

※4 パワハラ（パワーハラスメント）：職場など組織内で、職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させる行為をいう。

※5 ハラスメント：嫌がらせやいじめ行為などを意味し、パワーハラスメントや男女問わず性的な嫌がらせを行うセクシャルハラスメント、働く女性が妊娠・出産することが業務上支障を来すとして、精神的・肉体的な嫌がらせを行うマタニティハラスメントなどがある。

◆重点課題3 職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

➤ 現況と課題

- 女性の職場進出が進むとともにパートや派遣社員など就業形態の多様化も進んでいます。こうした就業形態に従事するのは、男性よりも女性に多く見られます。これらの就業形態は多様な就業ニーズに応えるという積極的な意義もありますが、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の格差が男女間の格差の一因になっていると考えられます。また、働く女性が増える一方で、税制などの理由から収入を抑えたり、長時間労働の慣行や育児・介護休業制度を利用しづらい職場の環境や風土などが、女性だけでなく男性にとっても、仕事と育児や介護などとの両立の妨げとなっています。労働者として社会的立場の保障など、さまざまな課題が残されていることも事実です。働く女性の自己実現をいかにサポートしていくかという視点から、育児期などにも男女がともに仕事と育児などを両立できる環境の整備は重要な課題です。
- 核家族化・少子高齢化などにより、家庭だけでなく地域においても、子どもを育て高齢者を介護する力が不足してきています。それらに対処するため、男女がそれぞれに自立し、家庭・社会に参加・参画でき、ゆとりを持って人間らしく生きることができるよう、ワーク・ライフ・バランスを進めることが重要です。今後さらに、多様で柔軟な働き方を推進し、育児・介護休業制度の普及を図るとともに、労働時間の短縮、家庭との両立を可能にするため、男性も含めた働き方を見直すとともに、労働者が健康であり、意欲と能力を最大限発揮しながら効率的に働くことができる環境を整備することが必要です。
- 農業や商工自営業などにおいては、女性が重要な働き手であるにもかかわらず、無償労働（アンペイドワーク）ととらえられがちで、まだまだ固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、女性の仕事や家事に対する評価も低い状況があります。農業や自営業に従事する女性の労働力が公正に評価され、社会的自立が図れ、経営・方針決定過程へ参画が図れるように環境を整備することが必要です。

➤ 施策の内容

- (1) ワーク・ライフ・バランスの促進
 - ① 多様なニーズに対応した就業形態などの普及啓発
 - ② 仕事と家庭の両立のための支援体制の検討
 - ③ 対等な家族的責任の周知
- (2) 多様な働く場づくり（農業など）の改善
 - ① 農業などに従事する女性の地位向上
 - ② 技術研修機会などの確保
 - ③ 家内労働者の労働条件の改善
- (3) 子育てを支える社会的基盤の整備など
 - ① 保護者の就業保障の拡充
 - ② 子ども・子育て支援事業計画の推進
 - ③ 放課後児童健全育成事業の安定かつ持続ある運営

基本目標Ⅱ 男女共同参画を進める意識づくり

目標の趣旨

- 長年にわたり人々の中につくられた固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）は、働き方や暮らし方の根底にあります。このような意識や固定観念は、幼少のころから長年にわたり形成されてきており、女性にも男性にも存在します。その結果、多くの人に男性は社会的役割を、女性は家庭的役割を担うことがあたりまえとする意識が存在し、女性が社会に出て実力を発揮することや、逆に男性が家事や育児を担当するという生き方は、十分に理解されてきませんでした。

性別役割分担意識は、個性の尊重や「自分らしさ」が大切にされるようになり、徐々に変わりつつあります。しかし、依然として社会的・文化的につくられた性差（ジェンダー^{※6}）の考え方は根強く残っています。だれもが、“自分らしく生きる、ためには、憲法に定められた基本的人権の尊重と両性の本質的平等の理念に基づき、個人の持つ能力の発揮や、自由な選択による生き方が尊重されるよう、国際化、情報化、高齢社会などの視点を踏まえた啓発を通して意識づくりをすることが必要となります。また、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスは、しつけや教育を通して子どもたちに継承されていきます。保護者や教職員など、直接子どもたちに接する人々の意識や考え方は、子どもたちへの影響が大きいので、より意識の高揚が必要です。そして、男女の違いを正しく認め合ったうえで、学校・園（所）・家庭・社会で幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、その個性や適性を重視した男女平等教育を行っていく必要があります。

- 女性が世界的な視野を持ち、国際感覚を身につけることも重要で、男女共同参画に関する国際的な取組などについての情報の収集に努めるとともに、広く提供を行うことも必要です。

- 野洲市では、人権が尊重され、だれもが暮らしやすいまちの実現に向け取組を進めています。しかし、部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、インターネットによる人権侵害、LGBT^{※7}など性的少数者^{※8}への差別など、多くの人権に関する課題が残っています。特に、男女間のあらゆる暴力や児童虐待などは、重大な人権侵害として決して許されるものではなく、誰もが人権を尊重される男女共同参画社会の実現に向け、社会全体の認識を深めるとともに、あらゆる暴力を許さない社会に向けた意識啓発や相談支援などの充実を図る必要があります。

- 平成16年（2004年）に施行された「参画条例」の「男女の人権の尊重」を基本理念として、性別役割分担意識による活動の制限や差別などをなくし、また、市、市民、事業者、教育に携わる者の果たすべき責務を定め、男女が対等にいきいきと暮らせる社会づくりを進めていきます。

※6 ジェンダー（社会的性別）：人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によってつくり上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）」という。

共働きの△△さんご夫婦…



※7 L G B T : Lesbian (レズビアン＝女性同性愛者)、Gay (ゲイ＝男性同性愛者)、Bisexual (バイセクシュアル＝両性愛者)、Transgender (トランスジェンダー＝身体上の性別に違和感を持った人) の頭文字で、性的少数者の総称として使われることがある。

※8 性的少数者 (セクシュアルマイノリティー) : 性別違和感がなく異性を愛することが多数者であることに対して、L G B T の総称として使うこともある。

◆重点課題1 家庭における男女平等の意識づくり

➤ 現況と課題

■「男はこうあるべき」「女はこうあるべき」というような固定的な性別役割分担意識は、徐々に解消されつつあります。しかし、市民意識調査では、女性が不平等感を感じるところの上位は、「地域社会」、「家庭」、「職場」となっています。一方、男性が不平等感を感じるところの上位は、「地域社会」、「職場」となっています。男性では、「不平等を感じない」とする回答も上位にきており、日常生活における不公平感の受け止め方に男女間で隔たりがみられます。このような男女間の隔たりを解消するため、さらなる意識改革が必要です。

■家庭生活は、生涯を通じ人格を形成するうえでもっとも基本となる場所です。家庭内に根強く残っている性別役割分担意識を解消することや、乳幼児期から性別に関わらず、子どもの能力・個性を生かし、相手の立場を理解できる人格形成を図るための家庭教育が重要です。そのためには、家事や子育てを母親だけの問題とせず、父親も積極的にかかわりを持つことが大切であり、男性の家事・育児・介護などへの参加推進が必要になります。また、家庭の子育て機能を充実させるために、様々な問題に悩む子どもや保護者に対して相談機能を充実させ、生活の不安の解消や問題の解決に向けた取組が必要です。

➤ 施策の内容

(1) 家庭における男女平等教育の促進

- ① 男女平等意識の促進
- ② 子育て教室などの拡充
- ③ 男性の学習機会の充実
- ④ 子育て相談事業の拡充

(2) 自立意識の醸成

- ① キャリア形成への支援

◆重点課題2 地域社会における男女平等の推進

➤ 現況と課題

- 令和元年度(2019年度)実施の市民意識調査では、男女の不平等感を最も感じる場所として、男女ともに「地域社会」と回答した人が最も多く、女性25.0%、男性26.2%となっており、約4人に1人が日常生活の中で最も不公平感を感じているという結果となっています。地域活動の役割分担では、「主として男性の役割」「どちらかといえば男性の役割」を合わせた回答率が高いものをみると、依然として「祭りや葬儀の運営、取仕切り」62.6%(平成26年(2014年)10月実施の野洲市男女共同参画に関する市民意識調査(実態)調査(以下、「前回」という。))67.6%)、「集会などの運営、取仕切り」62.3%(前回68.1%)、「地域役員や催しものの企画、決定」58.0%(前回63.2%)などが上位にあります。また、「主として女性の役割」「どちらかといえば女性の役割」を合わせた回答率が高いものは、「集会などでのお茶くみ、調理」61.7%(前回69.7%)が極端に高くなっています。このような状況は少しずつ改善されつつありますが、固定的な性別役割分担意識をなくし、男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しが必要です。
- 男女が個性を発揮しながらいきいきと暮らせる男女平等社会をつくっていくためには、法律や制度の整備と同時に、男女がともに対等な立場で責任を担い、地域社会のあらゆる分野に積極的にかかわっていくための学習の機会が必要です。男女が対等なパートナーとして新たな社会づくりに向けて行動していくために、ジェンダーにとらわれない生き方や女性自身がいろいろな面で持てる力を発揮でき、さまざまな場面における政策・方針決定の場への参画を進め、公正で多様性に富んだ活力ある地域社会を構築することが必要です。
- 女性も男性も、常に男女平等の理念を基本とした「いつでも、だれでも、どこでも」の教育を、社会教育施設などで開催する各種講座など、あらゆる機会・場所を通じて行い、学びたい時にいつでも学べ活躍できる環境づくりが必要です。

➤ 施策の内容

- (1) 男女共同参画推進のための社会づくりの広報・啓発
 - ① 広報掲載・啓発誌などの発行
 - ② 男性向け啓発促進
 - ③ 自治会向け啓発促進
- (2) 男女共同参画を推進する人材の育成
 - ① 啓発講師の充実
 - ② 地域への情報提供
- (3) 地域におけるあらゆる分野での男女共同参画意識の浸透と仕組みづくり
 - ① 社会制度・慣行の見直しの啓発
 - ② 男女共同参画社会づくりの意識啓発
 - ③ 女性参画のための仕組みづくり

◆重点課題3 男女平等教育の推進

➤ 現況と課題

- 男女共同参画社会の実現のためには、男女平等意識を高め、生涯にわたるさまざまな場での「男女平等教育」が必要です。特に、意識や価値観は、子どものころから形成され、男女平等観の基礎を形成する場として、家庭・学校・地域は重要な役割を果たしています。
- 家庭では、枠にはめることなく、一人ひとりの個性と能力を伸ばしていくことができるよう、家庭教育に関する学習機会の充実が必要です。
- 今回の市民意識調査で「学校教育の場が平等である」と感じる人は50.1%《前回54.4%》であり、学校教育の場では、地域活動の場などと比べて平等感が高いといえます。しかし、まだ固定的な男女感が残っている現状があり、改善へ向けた一層の取組が必要です。日々の教育活動では、アンコンシャス・バイアスも含め、性別に基づく固定概念が男女どちらかに不利に働かないよう努めることが重要です。参画条例に定める「教育に携わる者の責務」として、互いの人権を尊重する実践的な態度を備えなければなりません。そのために必要な研修機会を確保します。
- 学校においては、発達段階に応じた適切な指導により性教育が推進されることが重要です。さらに地域では、男女平等を進めるための学習機会を積極的に提供し、男女平等の理念が地域に浸透するよう努めます。

➤ 施策の内容

(1) 男女共同参画の視点に立った学校・園（所）教育の推進

- ① 学校・園（所）における男女平等教育の促進
- ② 人権意識の醸成
- ③ 学校・園（所）生活などの点検・見直し
- ④ 教職員・保育士の学習・研修の推進
- ⑤ 副読本・教材の充実
- ⑥ 発達段階に応じた適切な性教育の推進
- ⑦ キャリア教育の推進



◆重点課題4 国際社会への対応

➤ 現況と課題

■国際連合が昭和50年（1975年）の「国際女性年」、昭和54年（1979年）に「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）を採択すると、性に基づく差別の撤廃と女性の地位向上に向けた世界的な取組は大きく前進しました。そして、平成27年（2015年）に国連で採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ^{※9}」では、持続可能な開発目標（SDGs）のひとつに「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」ことが掲げられ、「誰一人取り残さない」社会を目指し、女性の地位向上と参画を早急に実現していくため、国際社会が取り組みを進めています。

国においても、男女平等に関する法律や制度の整備が進み、平成11年（1999年）年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌年にはこれに基づく計画として「男女共同参画基本計画」が策定されました。

政治、経済、文化など社会のあらゆる分野で、情報化、国際化が進んでいる今日、女性をめぐる人権問題も世界共通の課題として国際的な視野でとらえ、世界の女性が連携し、協力して取り組むことが解決の大きな力となります。このため、海外の情報収集なども必要です。

➤ 施策の内容

(1) 国際的な取組との協調

① 世界の動向や国内制度などの研修と啓発



※9 アジェンダ：会議における検討課題のこと。

◆重点課題5 男女間のあらゆる暴力の根絶と人権の尊重

野洲市DV防止基本計画

➤ 現況と課題

- 市民意識調査では、6.8%の人が過去に暴力を受けたことがある、0.6%の人が現在も暴力を受けることがあると回答しています。これを誰かに相談した人は前回調査時点より増えていますが30.8%（前回25.0%）にとどまり、また、相談できる機関を「知らない」と回答した人は26.5%（前回43.3%）となっており、4人に1人はどこに相談してよいかわからないという状況となっています。
- 男女がともに個人として尊重され、互いに認め合うことが必要です。自由に自らの生き方を選択できる社会づくりのためには、家庭や地域社会において個人を尊重する意識づくりが求められます。
- 男女間の人権侵害である、配偶者や恋人・パートナー間の暴力（DV）や、職場などにおける性的嫌がらせ（セクハラ）などのハラスメントは引き続き社会問題となっており、間違った性意識をあらためる意識づくりと、人権侵害を許さない社会意識の醸成が必要です。「参画条例」にも、性別による権利侵害の禁止を明文化しています。
- DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。配偶者などからの暴力は、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあります。このため、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。配偶者や恋人・パートナーが暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっています。
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」は、平成25年（2013年）の法改正により、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力を法の対象に含められました。また、令和元年の法改正により、被害者保護のための連携協力機関に児童相談所が明文化され、被害者保護の適用対象については被害者の同伴家族が含められました。
「ストーカー行為等の規制等に関する法律」は平成28年（2016年）12月に改正され、連続的なSNSなどへのメッセージ送信やブログへの書き込みなども規制対象行為に含められ、警察署長などから加害者に対し警告を経ずに禁止命令を行うことも可能となった他、緊急の場合は、禁止命令などの事前手続である被害者への聴聞が事後化できるようになり、その他、被害者の告訴がなくても「ストーカー行為」に対する捜査・起訴・処罰ができるようになりました。

➤ 施策の内容

- (1) 性の尊重についての啓発推進
 - ① 性の尊重の広報・啓発
 - ② 性知識の普及
- (2) かけがえのない命を大切にする意識の浸透
 - ① 男女間での暴力を許さない意識づくり・取組
 - ② 男女の人権に関する啓発の充実
 - ③ 学習資料の充実

基本目標Ⅲ だれもが安心して働き暮らせるまちづくり

目標の趣旨

- 我が国は人口減少時代を迎えており、この低下を放置すれば社会経済全体に与える影響は計り知れないものがあります。また、家族のあり方は多種多様化し、ライフスタイルの変化などにより、かつて大家族で支えられてきた家庭内の家事・育児・介護などの機能が変化してきています。そのような中、性別役割分担意識は徐々に変化が見られ、改善されつつありますが、子育てなどの家庭責任が一方の性に偏らず、子育てなどを共通の課題として男女がともに担い、パートナーである男性が子育てなどに参画できる環境を整備する必要があります。
- 就業形態の変化により、パート・アルバイトなどの非正規社員が増え、子どもを持つ余裕の無い若年世代が増えています。正社員同士の夫婦でも、長時間労働で、仕事と子育ての両立が難しい状況です。子育て世代を社会全体で支える「子育ての社会化」が必要です。
- 出産で退職した女性の再就職が有利な条件で行えたり、仕事と育児の両立に理解を持つなど、企業側の努力も必要です。市としても子育て支援の充実を図り、仕事と家庭、社会生活が円滑に行えるよう施策をさらに進めます。
- 地域でも、子育てや介護を互いに支え合っていくため、相互扶助意識の高揚や子育てや介護を地域内で助け合う体制づくりに取り組んでいくことが必要です。
- 女性は妊娠・出産など、男性と異なる女性特有の健康上の問題が生じることから、さまざまな場面において周囲からの配慮が必要であり、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは大変重要です。そこで、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※¹⁰（性と生殖に関する健康と権利）が正しく理解され、自らの健康、相手の健康を考え、男女が互いに理解し合い、性に関するいろいろなことについて、責任を持って決定していける人権が尊重される社会環境づくりが必要です。

※¹⁰ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）：1994年にカイロで開催された国際人口/開発会議において提唱された概念で、今日では、女性の人権の重要な一つとして認識されている。リプロダクティブ・ヘルス／ライツは、個人の自己決定権を保障する考え方で、生涯にわたって身体的・精神的・社会的な健康を維持し、子どもを産むかどうか、いつ産むか、どれくらいの間隔で産むかを選ぶ自由、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題など生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

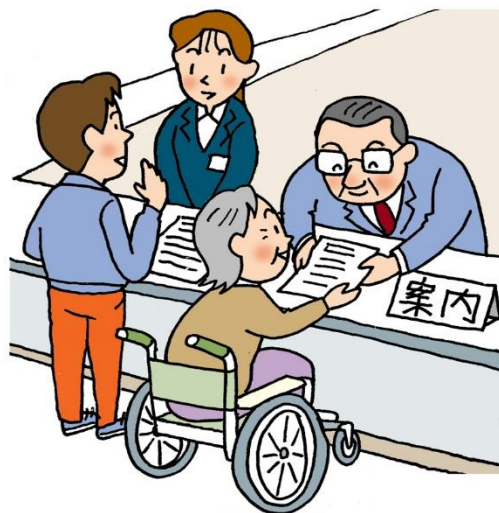
◆重点課題1 一人ひとりの自立のためのまちづくり

➤ 現況と課題

- “男性は家計の担い手、女性の就労はその補助”という役割関係は、ひとり親家庭における経済的な生活不安を増大させています。特に、母子家庭は、就労形態が不安定であることも多く、経済的に自立するためには、安定した雇用確保とともに家事・育児などの負担軽減のためのさまざまな支援も求められています。さらに、福祉関連施設の充実が一番の基本ですが、人材確保とボランティア制度の確立が、今後さらに必要となります。また、社会経済情勢の悪化により、貧困など生活上困難な状況に置かれた家庭などへの支援体制も重要となってきます。
- 生涯を通じて、ゆとりある充実した人生を送るためには、生活・経済面の安定、健康の維持、地域社会活動など、安心して暮らせるための対策が必要です。
- ひとり親家庭や、高齢者、子ども、LGBTなど性的少数者、障がいがあること、外国人やルーツが外国であること、同和問題の当事者であることなどに加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、このような人々についての正しい理解を深め、社会全体が多様性を尊重し、ともに社会を支える一員として地域で自立した生活ができるよう、人権教育・啓発を進める必要があります。さまざまな状況に応じた支援については、市の計画などの中で推進していきます。

➤ 施策の内容

- (1) 子育て支援の充実
 - ① ひとり親家庭の自立と生活の安定のための事業の拡大
- (2) 生活困難を抱える家庭への支援
 - ① 自立生活に向けての支援



◆重点課題2 心とからだの健康の保持増進

➤ 現況と課題

- 人生100年時代の長い人生をいきいきと過ごしていくためには、寝たきりや、認知症の予防を含めた健康の保持が不可欠の条件です。また、現代の社会は、ストレスなどにより心の病気が増え、男女ともに厳しい環境におかれています。そのため、日ごろの生活を支える心身の健康の維持が特に重要です。
- 男女の健康を守るためにも、エイズや性感染症に関する健康問題に取り組み、女性が自尊心をもって自分の意志で身体をコントロールできるような教育が必要です。そして、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、互いの人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たって重要なことです。
- 「生涯を通じた女性の健康支援」について、子どもを産む・産まないにかかわらず、年齢にかかわらず、あらゆる年代の女性についての健康の保持・増進を図ります。さらに、男女の性差に応じた健康を支援するための総合的な取組を維持することが必要です。
- 生涯を通じた男女の健康の保持増進が不可欠ですが、特に女性の心身の状態は、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期といった、ライフステージごとに大きく変化するという特性があり、人生の各段階に応じた適切な健康保持増進ができるよう、総合的な対策を推進します。近年、特に予防医学に対する認識と生活習慣病への理解は進んでいますが、食害、公害、ストレスなどによる健康への被害が発生しています。生活を見直し、ゆとりのある暮らしを考えていく必要があります。

➤ 施策の内容

- (1) 生涯を通じた健康支援の充実
 - ① 健診機会・健康教育・相談の拡充
 - ② 母性保護の啓発促進
 - ③ リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する知識の普及・啓発

基本目標Ⅳ 推進体制の整備・充実

目標の趣旨

- 歴史的な制度・法律・慣習のなかでつくられた、伝統的・固定的な男女の性別役割分担意識は、少しずつ改善されつつありますが、まだまだ根強く残っており、これらは一朝一夕に変革できるものではありません。女性も男性もともに認め合い、平等に生きるために、政治・経済・社会などあらゆる分野の法律・制度・慣習を変革していく必要があります。
- 市の施策を推進するために、学識経験者などの委員で構成する「野洲市男女共同参画審議会」において、「参画条例」の規定により定められた事項を審議するほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項を調査し、市長に意見を述べるとともに、本計画に基づく施策の進捗状況を検証し助言などを行います。
- この行動計画の目的に基づき、施策をより具体化し、計画的に実施するために、「野洲市男女共同参画推進本部」を活用し、市が一体となり、横断的に取り組んでいる庁内の関連部課が連携し、総合的な力が発揮できるよう、推進体制の一層の充実・強化を図る必要があります。
- 男女が安心して働ける環境整備は、市が率先して実践し、男女共同参画関係施策の具体化を図り、市民や事業者、関係団体などが連携する必要があります。
- 男女が個人やグループ・団体活動において、積極的に研修し相互にネットワークを拡げることが、地域活動や社会活動を活性化するためにも重要となることから、主体的に活動できる拠点施設の充実を図る必要があります。また、男女共同参画社会づくりに向け活動するNGO・NPOなどの民間活動団体や事業者など、多様な主体と積極的に連携し、人材に関する情報を活用して、市内でグループや団体の活動が活発に展開されるように育成や支援することも必要です。



◆重点課題1 計画推進体制の整備

➤ 現況と課題

- この行動計画を推進していくためには、行政だけではなく市民や事業者、NPO、関係団体など、多様な主体による連携や協議により実施していくことが重要です。
- 男女共同参画社会の実現を図るには、社会情勢の変化に対応し、女性自らが自発的にあらゆる場に積極的に参加し自分の意見を述べ、責任を持って、十分に実力を発揮していくことが必要となります。今日では女性の活動の場も広がり、社会参加の機会が増しているものの、すべての女性が実力を発揮しているとはいえない現状があります。したがって、男女がともに主体的に活動できる拠点施設の充実や、男女共同参画社会づくりに向け活動する自主グループなどへの活動支援などにより、男女の社会参加を促進する環境づくりが必要です。
- 市では、男女共同参画社会の形成の推進に向け、男女共同参画推進本部の機能を充実し、この行動計画をより実効性のある取組として、全庁的にさらに円滑な推進を図っていきます。

➤ 施策の内容

- (1) 市民参画による行動計画の推進
 - ① 推進状況の公表
 - ② 男女共同参画審議会での取組
 - ③ 行政と市民団体による協働
- (2) 庁内体制の整備
 - ① 男女共同参画推進本部と推進組織の強化
- (3) 男女が主体的に活動できる拠点の充実
 - ① 拠点施設の充実
- (4) 多様な主体の支援・協力・連携
 - ① 自主活動グループ・団体育成支援
 - ② 多様な主体との連携・協働

◆重点課題2 推進体制機能の充実

➤ 現況と課題

- 「参画条例」に基づき、市職員への男女平等意識の醸成を図ってきました。市として、行政内部における男女平等、機会均等に向けた指針の活用を促進し、職員が男女共同参画・女性活躍の視点に立った行政施策を企画・推進することができるようさらなる職員研修の実施、充実を図ります。
- 男女共同参画社会の実現については、市だけでは困難なものも多いため、必要に応じ国・県などへ要請するとともに、協力、連携を図っていくことも必要となります。
- 女性を取り巻く社会環境は大きく変化しており、職場や家庭などの悩みごとの内容も多種多様で複雑化してきています。そのため個人的な解決が難しく、また、相談する相手もみつけにくい状況があります。このようなことから、さまざまな問題に悩んでいる女性に対する相談機能を充実させ、生活不安の解消や問題の解決に努めます。

➤ 施策の内容

- (1) 庁内機能の充実と職員研修
 - ① 職員研修の実施
 - ② 定期的な調査・研究の実施
 - ③ 情報の確保
- (2) 相談事業の充実
 - ① 相談窓口の充実



◆計画推進の目標値

基本目標Ⅰ あらゆる分野への男女共同参画

◆重点課題1 女性も男性もともに参画するまちづくり

指標	目標値 (年度)	現況値 (年度)	参考
各種審議会委員などの女性委員比率 (市議会議員、行政委員、自治会も含む)	40.0% (R7)	36.5% (R2)	R2.1.1 現在
女性の自治会長又は副自治会長がいる自治会の割合	20.0% (R7)	14.3% (R2)	R2.4.1 現在

◆重点課題2 多様な選択のできる環境づくり

指標	目標値 (年度)	現況値 (年度)	参考	
職場において、「男女間格差がある」とする回答率	20.0% (R6)	38.1% (R1)		
「結婚、出産にかかわらず、ずっと仕事を続ける」とする回答率	50.0% (R6)	41.1% (R1)		
「男性は外で働き、女性は家庭を守る方がよい」という考え方に「そう思わない」又は「どちらかといえばそう思わない」とする回答率	80.0% (R6)	71.3% (R1)	そう思わない	51.0%
			どちらかといえばそう思わない	20.3%

◆重点課題3 職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

指標	目標値 (年度)	現況値 (年度)	参考
「仕事」、「家庭」、「プライベートな時間」の優先度について、「理想」と「現状」が一致する率	40.0% (R6)	27.6% (R1)	
男性が「積極的に家事・育児をすべき」又は「なるべく家事・育児をするほうがよい」とする回答率	95.0% (R6)	90.4% (R1)	積極的に家事・育児をすべき 40.3%
			なるべく家事・育児をするほうがよい 50.1%
男性が育児休業を「積極的にとった方がよい」又は「どちらかといえばとった方がよい」とする回答率	80.0% (R6)	76.9% (R1)	積極的にとった方がよい 27.9%
			どちらかといえばとった方がよい 49.0%

男性が介護休業を「積極的にとった方がよい」又は「どちらかといえばとった方がよい」とする回答率	90.0% (R6)	85.7% (R1)	積極的にとった方がよい	37.5%
			どちらかといえばとった方がよい	48.2%
家族経営協定数※11	20件 (R7)	15件 (R2)	R2.4 現在	
待機児童数	0人 (R7)	52人 (R2)	R2.4 現在	

基本目標Ⅱ 男女共同参画を進める意識づくり

◆重点課題1 家庭における男女平等の意識づくり

指標	目標値 (年度)	現況値 (年度)	参考	
「家庭生活で男女の地位が平等である」とする回答率（女性のみ）	40.0% (R6)	25.0% (R1)	女性	25.0%
			男性	40.5%
「家庭生活が最も不平等である」とする回答率（女性のみ）	10.0% (R6)	18.6% (R1)	女性	18.6%
			男性	10.1%

◆重点課題2 地域社会における男女平等の推進

指標	目標値 (年度)	現況値 (年度)	参考	
「自治会や地域活動の場で男女の地位が平等である」とする回答率（女性のみ）	40.0% (R6)	22.1% (R1)	女性	22.1%
			男性	43.5%
「社会通念、慣習、しきたりなどで男女の地位が平等である」とする回答率	20.0% (R6)	9.3% (R1)	女性	3.5%
			男性	15.5%

※11 家族経営協定制度：家族農業経営に携わる各世帯員が意欲とやりがいをもって経営に参画できる魅力的な農業経営をめざし、経営方針や役割分担、労働報酬、休日などの労働条件など、家族みんなが働きやすい就労環境などについて明確なルールの取り決めを行うこと。

◆重点課題3 男女平等教育の推進

指標	目標値 (年度)	現況値 (年度)	参考
「学校教育の場で男女の地位が平等である」とする回答率	60.0% (R6)	50.1% (R1)	女性 45.9%
			男性 57.7%

◆重点課題5 男女間のあらゆる暴力の根絶と人権の尊重

指標	目標値 (年度)	現況値 (年度)	参考
DVを受けたときに相談できる機関を「知らない」とする回答率	0.0% (R6)	26.5% (R1)	





第4部 各課の具体的な事業及び目標値



第4部 各課の具体的な事業及び目標値

基本目標Ⅰ あらゆる分野への男女共同参画

◆重点課題1 女性も男性もともに参画するまちづくり

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

①女性委員の積極的登用の推進

担当部署	人権施策推進課
取組内容	審議会・委員会については、男女のバランスがよい組織となるようにします。

②女性委員の参画状況調査

担当部署	人権施策推進課
取組内容	各種審議会や委員会の女性の参画状況や市民公募制の実施状況を定期的に把握します。定期的に調査した結果は、広報誌やホームページなどを通じて公開します。

③委員選出方法の検討

担当部署	人権施策推進課
取組内容	女性の参画をより一層推進できるよう、審議会や委員会などの委員選出方法の見直しや、関係団体への女性推薦依頼を検討します。

④女性職員の登用促進

担当部署	人事課
取組内容	1. 女性の採用や課長級以上の管理職への登用は、その能力や成績を基に、市が他の模範となるように進めます。 2. 女性活躍推進法に基づき、女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析を行います。また、それを踏まえ、数値目標や取組内容などを盛り込んだ「野洲市特定事業主行動計画」の策定・公表を行うとともに、女性の活躍に関する情報の公表を行います。

⑤人材に関する情報の収集・整備・提供

担当部署	人権施策推進課
取組内容	男女共同参画推進におけるリーダー育成のため、学習や実践活動の場、情報の提供を行います。

⑥各種団体などへの意識啓発

担当部署	生涯学習スポーツ課
取組内容	地域社会において、伝統的な文化として受け継がれている諸行事や、PTA・子ども会などの地域活動に男女が積極的に共同参画できるように推進します。

⑦自治会長などへの啓発推進

担当部署	協働推進課
取組内容	自治会における運営・方針決定過程の場への女性の参画について促進されるよう、また、自治会役員に女性の参画が進むよう啓発します。

(2) 女性のエンパワーメントの促進

①女性リーダーの増加、女性の人材育成・研修

担当部署	生涯学習スポーツ課
取組内容	あらゆる分野の活動において、女性がリーダーとして活躍できるよう、幅広い視野や知識を身につけ、実践できる機会を提供します。

(3) 男女共同参画の視点に立った防犯、防災、環境、その他さまざまな分野の促進

①男女共同参画の視点に立った防犯分野の促進

担当部署	危機管理課
取組内容	防犯分野における方針決定の場への女性の参画が進むよう必要な情報の提供などの支援を行います。

②災害時における男女共同参画の推進

担当部署	危機管理課
取組内容	防災（災害復興も含む）分野における方針決定過程の場への女性の参画が進むよう必要な情報の提供などの支援を行い、男女共同参画の視点に立った意見を取り入れながら、避難所、備蓄品などの整備を行います。

③男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進

担当部署	環境課
取組内容	環境分野における男女共同参画を推進し、市民一人ひとりの環境問題への意識を高めるとともに、持続可能な循環型社会の実現をめざします。

④男女共同参画の視点に立ったさまざまな分野の促進

担当部署	企画調整課、商工観光課
取組内容	地域おこし、まちづくり、観光分野など、さまざまな分野における方針決定の場への女性の参画が進むよう取組を進めます。

担当部署	人権施策推進課
取組内容	男女が安心して学習に参加できるよう、市が主催する講座などの事業においては、託児を実施します。

重点課題1 指標	目標値 (年度)	現況値 (年度)
各種審議会委員等の女性委員比率 (市議会議員、行政委員、自治会も含む)	40.0% (R7)	36.5% (R2)
女性の自治会長又は副自治会長がいる自治会の割合	20.0% (R7)	14.3% (R2)

◆重点課題2 多様な選択のできる環境づくり

(1) 多様な働き方ができる就労環境の整備

①関係法令などの周知

担当部署	商工観光課
取組内容	働く女性が性別により差別されることなく、能力を十分発揮し充実した職場生活がおくれるよう、男女雇用機会均等法や労働基準法などの社会制度の周知や職場におけるセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）やマタニティ・ハラスメント（マタハラ）の禁止の啓発に努めます。

②企業向け学習機会の確保と啓発

担当部署	商工観光課
取組内容	企業・事業所などに対して男女の対等な職業観・労働観の醸成を図るため、企業人権啓発推進協議会などの各種研修会で女性問題や男女共同参画について学習する機会の提供や広報啓発に努めます。

(2) 職業能力開発・向上のための施策推進

①企業内教育の促進

担当部署	商工観光課
取組内容	多様な職種・職域などに女性が男性と対等に参画し、能力を発揮していくための教育訓練や能力開発研修が積極的に行われるよう、企業に協力を依頼します。

②各種講座など学習機会の充実

担当部署	生涯学習スポーツ課
取組内容	女性自身が多様な能力を身につけ、主体的に学習活動に参加できるよう学習・講座などのプログラムを検討し、内容の充実に努めます。

③女性の起業支援

担当部署	商工観光課
取組内容	事業を起こそうとする女性に対して、関係機関と連携しながら必要な情報を提供し、相談に応じるなどの支援策を図ります。

(3) 就労のための情報提供

①就労情報提供

担当部署	市民生活相談課
取組内容	関係機関と連携しながら、就職、転職、再就職を希望する女性に対して、就労に関するさまざまな情報提供を行っていることを市民に周知徹底し、だれもが迅速に身近なところで情報が得られるように努めます。

重点課題2 指標	目標値 (年度)	現況値 (年度)
職場において、「男女間格差がある」とする回答率	20.0% (R6)	38.1% (R1)
「結婚、出産にかかわらず、ずっと仕事を続ける」とする回答率	50.0% (R6)	41.1% (R1)
「男性は外で働き、女性は家庭を守る方がよい」という考え方に「そう思わない」又は「どちらかといえばそう思わない」とする回答率	80.0% (R6)	71.3% (R1)

◆重点課題3 職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

(1) ワーク・ライフ・バランスの促進

①多様なニーズに対応した就労形態などの普及啓発

担当部署	商工観光課
取組内容	育児・出産・介護などにあたる男女がともに育児・介護休業制度を利用でき、仕事優先の勤労観を積極的に是正し、職業生活と家庭生活を両立できるよう、啓発に努めます。

②仕事と家庭の両立のための支援・啓発

担当部署	商工観光課
取組内容	職業生活と家庭生活を両立し、女性が働き続けることができるような支援環境の整備について企業に働きかけます。

担当部署	商工観光課、市民生活相談課
取組内容	育児や介護をしながら働く人やパートタイム、派遣で働く人等の労働に関するさまざまな相談に対応し、短時間正社員制度、テレワーク、在宅就労など、ワーク・ライフ・バランスを可能とする多様な働き方について普及促進を図ります。

担当部署	商工観光課、人権施策推進課
取組内容	男女共同参画が男性にとってもメリットがあり、男性の多様な生き方や豊かな人生につながるものであるという意識の醸成を図ります。また、イクメンやイクボスの養成を推進するとともに、男性の仕事と子育ての両立を支援する社会的な機運醸成を図ります。

担当部署	高齢福祉課
取組内容	男女ともに介護に直面しても退職することなく、また、孤立することなく、介護保険等のサービスを活用しながら仕事と介護が両立でき、安定した生活が送れるよう支援します。

担当部署	商工観光課
取組内容	女性活躍推進法に基づき、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するよう事業主に働きかけます。

③対等な家族的責任の周知

担当部署	商工観光課
取組内容	働く男女が対等に育児・介護などを担うことによって職場で差別的な取り扱いを受けることがなく、安心して働き続けることができるよう啓発に努めます。

(2) 多様な働く場づくり(農業など)の改善

①農業などに従事する女性の地位向上

担当部署	農林水産課
取組内容	女性が農水産業などの第1次産業で果たしている役割に対する理解の促進と立場の向上を目指し、家族経営協定の締結促進に努めます。

担当部署	農林水産課、農業委員会
取組内容	農業委員に農民生産の重要な役割を担っている女性農業者や青年農業者などの意欲ある担い手が推薦されるよう働きかけます。

②技術研修機会などの確保

担当部署	農林水産課
取組内容	第1次産業に従事する女性が能力を発揮し、いきいきと活躍できるよう活動支援と研修機会の確保に努めます。

③家内労働者の労働条件の改善

担当部署	農林水産課、市民生活相談課
取組内容	家内労働者（自営業など）の労働条件の改善を図るため、家内労働法の周知や多様な活動ができるよう啓発に努めます。

(3) 子育てを支える社会的基盤の整備など**①保護者の就労保障の拡充**

担当部署	こども課
取組内容	子どもをもつ保護者が安心して働き続けられるよう保育所における待機児童をなくし、延長保育、休日保育、一時保育、病後児保育、ファミリーサポートセンター、幼稚園における預かり保育などの多様な保育サービスの充実に努めます。

②子ども・子育て支援事業計画の推進

担当部署	こども課
取組内容	「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、安心して子どもを生み育てられる良好な保育環境の整備を積極的に推進します。

③放課後児童健全育成事業の安定かつ持続ある運営

担当部署	こども課
取組内容	放課後などの保護者が不在時の児童の安全な居場所として、適切な指導のもとで安全にいきいきと過ごすことができるよう放課後児童クラブ（学童保育所）の安定かつ持続ある運営を図り、就労支援を行います。

重点課題3 指標	目標値 (年度)	現況値 (年度)
「仕事」、「家庭」、「プライベートな時間」の優先度について、「理想」と「現状」が一致する率	40.0% (R6)	27.6% (R1)
男性が「積極的に家事・育児をすべき」又は「なるべく家事・育児をするほうがよい」とする回答率	95.0% (R6)	90.4% (R1)
男性が育児休業を「積極的にとった方がよい」又は「どちらかといえばとった方がよい」とする回答率	80.0% (R6)	76.9% (R1)
男性が介護休業を「積極的にとった方がよい」又は「どちらかといえばとった方がよい」とする回答率	90.0% (R6)	85.7% (R1)
家族経営協定数	20件 (R7)	15件 (R2)
待機児童数	0人 (R7)	52人 (R2)

基本目標Ⅱ 男女共同参画を進める意識づくり

◆重点課題1 家庭における男女平等の意識づくり

(1) 家庭における男女平等教育の促進

①男女平等意識の促進

担当部署	生涯学習スポーツ課、
取組内容	あらゆる機会を通じて、日常生活における家事分担などを性別によらず、家族が協力し担っていく環境づくりを推進し、男女平等意識の定着化に努めます。

担当部署	人権施策推進課
取組内容	男女共同参画を専門とする人権啓発講師を委嘱し、地区別懇談会などの学習会に派遣します。

②子育て教室などの拡充

担当部署	生涯学習スポーツ課
取組内容	子どもたちから男女平等意識を養っていくために、家庭における子どものしつけや教育について、保護者が十分に学習できるよう家庭教育に関する学習機会を拡充します。

③男性の学習機会の充実

担当部署	健康推進課、子育て支援センター
取組内容	男性の育児への共同参画についての理解や参加を促進するとともに、男女がともに積極的に育児に取り組むよう啓発に努めます。

担当部署	高齢福祉課
取組内容	地域活動やボランティア活動などに参加しやすい環境を整備し、多様な活動が主体的に行われるよう支援します。

④子育て相談事業の拡充

担当部署	ふれあい教育相談センター、発達支援センター
取組内容	男女が協力し、安心して子育てができるよう、相談事業を充実します。

(2) 自立意識の醸成

①キャリア形成への支援

担当部署	市民生活相談課
取組内容	女性の就労、家庭生活、地域活動など、それぞれの活動を両立する生き方が尊重され、身につけた能力が活かせるよう、キャリア支援に関する相談の充実を図ります。

重点課題1 指標	目標値 (年度)	現況値 (年度)
「家庭生活で男女の地位が平等である」とする回答率(女性のみ)	40.0% (R6)	25.0% (R1)
「家庭生活が最も不平等である」とする回答率(女性のみ)	10.0% (R6)	18.6% (R1)

◆重点課題2 地域社会における男女平等の推進

(1) 男女共同参画推進のための社会づくりの広報・啓発

①広報掲載・啓発誌などの発行

担当部署	人権施策推進課
取組内容	女性も男性も積極的に社会参画することの重要性について認識が深まるよう、広報誌・啓発誌などを通じて意識改革を図ります。

②男性向け啓発促進

担当部署	生涯学習スポーツ課
取組内容	男性自身が仕事に偏った生活態度を見直し、家庭や地域社会の一員として自覚を持って参画できるよう、男性の意識改革に向け、さまざまな機会、場所を活用して啓発に努めます。

③自治会向け啓発促進

担当部署	協働推進課
取組内容	まちづくり研修の中で男女共同参画啓発を行うとともに、自治会コミュニティ資料において自治会活動の女性参画拡大と男女共同参画意識を高めていきます。

(2) 男女共同参画を推進する人材の育成

①啓発講師の充実

担当部署	人権施策推進課
取組内容	男女共同参画の専門的な知識を得るために、リーダー養成の講座や研修会の機会を積極的に提供します。

②地域への情報提供

担当部署	人権施策推進課
取組内容	女性問題・男性問題に関心を持ち、積極的に活動する男女の育成を図るため、地域や市民の実情・意見・提案などを把握し、積極的に市民へ情報提供します。

(3) 地域におけるあらゆる分野での男女共同参画意識の浸透と 仕組みづくり

①社会制度・慣行の見直しの啓発

担当部署	人権施策推進課
取組内容	男女共同参画に関する啓発パネルや資料、DVD等を整備し、貸出しを行い、男女共同参画について啓発します。

②男女共同参画社会づくりの意識啓発

担当部署	図書館
取組内容	男女共同参画や女性問題に関する理解と関心を深めるため、関連図書の資料収集に努め、適宜特集コーナーを企画設営します。

担当部署	生涯学習スポーツ課
取組内容	社会教育関係団体へ男女の対等な役員の参画を促進していきます。

③女性参画のための仕組みづくり

担当部署	協働推進課
取組内容	女性が自信をもって役員、代表者などを行えるよう、地域において女性の参画を推進する仕組みづくりや働きかけを進めていきます。

重点課題2 指標	目標値 (年度)	現況値 (年度)
「自治会や地域活動の場で男女の地位が平等である」とする回答率(女性のみ)	40.0% (R6)	22.1% (R1)
「社会通念、慣習、しきたりなどで男女の地位が平等である」とする回答率	20.0% (R6)	9.3% (R1)

◆重点課題3 男女平等教育の推進

(1) 男女共同参画の視点に立った学校・園（所）教育の推進

①学校・園（所）における男女平等教育の促進

担当部署	人権施策推進課、学校教育課、こども課
取組内容	男女が協力し合い、互いの人権を尊重し合える関係を築いていくために、性別にとらわれないジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）に敏感な視点を大切にした教育・保育活動に取り組めます。

②人権意識の醸成

担当部署	学校教育課
取組内容	学校での生活のあらゆる機会を通して、日常的な人とのかかわりを大切にした人権学習の取組を推進し、人権意識の醸成・向上に努めます。

担当部署	こども課
取組内容	幼稚園・保育園（所）での遊びや生活を通じた男女平等教育の取組を進めると共に、取組状況を保護者に知らせ、保護者への啓発活動を行います。

③学校・園（所）生活などの点検・見直し

担当部署	学校教育課、こども課
取組内容	学校・園（所）生活のなかで、気付かないまま性別役割分担を前提に活動したり、男女で異なる評価規準を用いたりすることがないように点検・見直しを図ります。

④教職員・保育士の学習・研修の推進

担当部署	学校教育課、こども課
取組内容	教職員や保育士の資質向上をめざし、男女平等教育の研修機会の充実を図ります。また、民間の保育所にも呼びかけ、男女平等意識の高揚に努めるよう研修を実施します。

⑤副読本・教材の充実

担当部署	学校教育課、こども課
取組内容	県作成の男女共同参画社会づくりに関する副読本の活用に努めます。また、男女平等の視点に立った副読本や教材、絵本・玩具を選定し、充実させます。

⑥発達段階に応じた適切な性教育の推進

担当部署	学校教育課、こども課
取組内容	発達段階に応じた適切な性教育を推進し、性差を正しく理解するとともに、自他の生命を大切にし、互いに尊重しあう実践的態度の育成に努めます。

⑦キャリア教育の推進

担当部署	学校教育課
取組内容	子どもの時から就労の重要性を認識するとともに、幅広い職業選択や仕事の大切さを学ぶ機会をもち、主体的に進路を選択できる力を身につける教育・体験活動を推進します。さらに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の重要性についても理解を深められるよう努めます。

重点課題3 指標	目標値 (年度)	現況値 (年度)
「学校教育の場で男女の地位が平等である」とする回答率	60.0% (R6)	50.1% (R1)

◆重点課題4 国際社会への対応

(1) 国際的な取組との協調

①世界の動向や国内制度などの研修と啓発

担当部署	人権施策推進課
取組内容	人権問題、女性問題の国際的な課題や取組を啓発し、海外情報の収集や情報の提供を行います。

◆重点課題5 男女間のあらゆる暴力の根絶と人権の尊重

(1) 性の尊重についての啓発推進

①性の尊重の広報・啓発

担当部署	健康推進課
取組内容	男女が互いの性についての理解を深めるとともに、生涯を通じた健康管理の重要性についての認識を高め、生命と性を尊重する意識の醸成と理解が深まるよう広報・啓発に努めます。

②性知識の普及

担当部署	学校教育課、人権施策推進課
取組内容	性に関する正しい教育の推進と正しい知識の獲得、性的マイノリティ（LGBT）に対する理解促進に努めます。

(2) かけがえのない命を大切にする意識の浸透

①男女間での暴力を許さない意識づくり・取組

担当部署	家庭児童相談室
取組内容	1. 「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12～25日）などの機会をとらえて、男女間の暴力は、個人の問題ではなく社会全体に深刻な影響を与える人権問題であるとの認識が浸透するよう啓発や広報を充実させます。

	2. 男女間での暴力やセクシュアル・ハラスメント、ストーカーなどについて、関係部署と連携し、支援情報を提供します。
	3. DV被害の相談窓口の周知を図り、必要な援助が受けられるよう体制を充実します。また、二次被害の防止に努めます。

担当部署	学校教育課、人権施策推進課
取組内容	中学生、高校生、大学生などの若年層に対して、デートDV防止啓発などを通して、お互いがより良い関係を築いていくことの大切さについての啓発や、性暴力、ストーカーの被害者にも加害者にもならないための予防啓発・教育を実施します。

②男女の人権に関する啓発の充実

担当部署	人権施策推進課
取組内容	地区別懇談会など各種事業を通じて女性の人権問題の啓発に努めます。

③学習資料の充実

担当部署	人権施策推進課
取組内容	男女共同参画や女性の人権問題にかかわる人権学習資料をさらに充実させ、家庭や地域で考える機会の拡充に努めます。

重点課題5 指標	目標値 (年度)	現況値 (年度)
DVを受けたときに相談できる機関を「知らない」とする回答率	0.0% (R6)	26.5% (R1)

基本目標Ⅲ だれもが安心して働き暮らせるまちづくり

◆重点課題1 一人ひとりの自立のためのまちづくり

(1) 子育て支援の充実

①ひとり親家庭の自立と生活の安定のための事業の拡大

担当部署	子育て家庭支援課
取組内容	1. ひとり親家庭の多くは、経済的、社会的、精神的に不安定な状態におかれがちのため、それぞれの家族形態、就労形態にあわせた支援情報の提供や相談体制の充実を図ります。 2. ひとり親家庭の人が自分の能力を高め収入を増やすため「チャレンジ」できるような仕組みづくりに取組めます。

(2) 生活困難を抱える家庭への支援

①自立生活に向けての支援

担当部署	市民生活相談課
取組内容	生活困難を抱える男女が適性や能力に応じて、自立した生活に向けて動き出せるよう、関係機関が連携し、情報提供や支援体制の充実を図ります。

◆重点課題2 心とからだの健康の保持増進

(1) 生涯を通じた健康支援の充実

①健診機会・健康教育・相談の拡充

担当部署	健康推進課
取組内容	定期的な健康診査を受ける機会が少ない主婦や自営業、農業に従事する女性に対して、受診の重要性を健康教育を通して周知徹底させ、受診機会の拡充や生活の見直しを推進します。また、男女ともに生涯にわたり健康を維持できるよう、心の健康も含めた総合的な保健医療対策、更年期障害の軽減や生活習慣病、寝たきり、認知症などの予防に向けた健康づくり教室や相談の充実を図ります。

②母性保護の啓発促進

担当部署	健康推進課
取組内容	あらゆる場を通して、女性の妊娠・出産などの生理的機能の重要性について理解を深められるよう母性保護について指導・学習・啓発に努めます。 性と生殖に関する健康の視点をもって女性が自主的に健康管理ができるように、また、産む性としての機能が性差別の原因とならないよう啓発に努めます。

担当部署	商工観光課
取組内容	母性保護に配慮した就労環境の整備のため、関係機関と連携し、マタニティ・ハラスメントの防止などの啓発を行います。

③リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する知識の普及・啓発

担当部署	人権施策推進課
取組内容	女性も男性もそれぞれの身体の特性を理解しあって健康に生活するため、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利の尊重）の考え方についての啓発に努めます。

基本目標Ⅳ 推進体制の整備・充実

◆重点課題1 計画推進体制の整備

(1) 市民参画による行動計画の推進

①推進状況の公表

担当部署	人権施策推進課
取組内容	男女共同参画行動計画を推進するため、進捗状況を市民に公表し、施策の反映に努めます。

②男女共同参画審議会での取組

担当部署	人権施策推進課
取組内容	行動計画の進捗状況について、定期的に成果と問題点を把握し、審議会での答申・提言や意見具申などの審議に積極的に取組めます。

③行政と市民団体による協働

担当部署	人権施策推進課
取組内容	市民団体と行政との協働により、この行動計画をともに進め、啓発・推進していきます。

(2) 庁内体制の整備

①男女共同参画推進本部と推進組織の強化

担当部署	人権施策推進課
取組内容	計画が実行性のあるものとなるよう担当の位置づけや権限を明確にします。また、計画を総合的・計画的に推進していくために庁内に組織している男女共同参画推進本部の機能を整備し、推進本部会議を定期的開催し、施策の進捗状況、課題、評価できるよう充実します。

(3) 男女が主体的に活動できる拠点の充実

①拠点施設の充実

担当部署	人権施策推進課
取組内容	男女共同参画、男女平等の意識を広く市民に普及啓発するとともに、男女共同参画における活動団体が主体的に活動できるように、活動・交流・情報発信の場となる拠点の充実に努めます。

(4) 多様な主体の支援・協力・連携

①自主活動グループ・団体育成支援

担当部署	市民サービスセンター
取組内容	男女共同参画社会づくりに向けて地域に密着した活動を促進するとともに、活動するグループや団体を育成し、活動が活発に展開されるよう支援を行います。

②多様な主体との連携・協働

担当部署	人権施策推進課
取組内容	民間活動団体や事業者など多様な主体と行政による積極的な連携、協働を推進していきます。

◆重点課題2 推進体制機能の充実

（1）庁内機能の充実と職員研修

①職員研修の実施

担当部署	人事課
取組内容	行政関係職員が男女平等意識を持ち、男女共同参画の視点に立った職場の管理、部下の指導・育成が行えるよう研修を推進します。

②定期的な調査・研究の実施

担当部署	人権施策推進課
取組内容	男女共同参画に係る意識と実態の調査を定期的の実施します。

③情報の確保

担当部署	人権施策推進課
取組内容	県及び他市町との連携を図るとともに、定期的な情報交換などの機会を確保し、情報収集を図ります。

（2）相談事業の充実

①相談窓口の充実

担当部署	人権施策推進課
取組内容	男女共同参画に関する相談業務の充実に向け、県や関係機関との連携に努め、相談しやすい環境づくりに努めます。



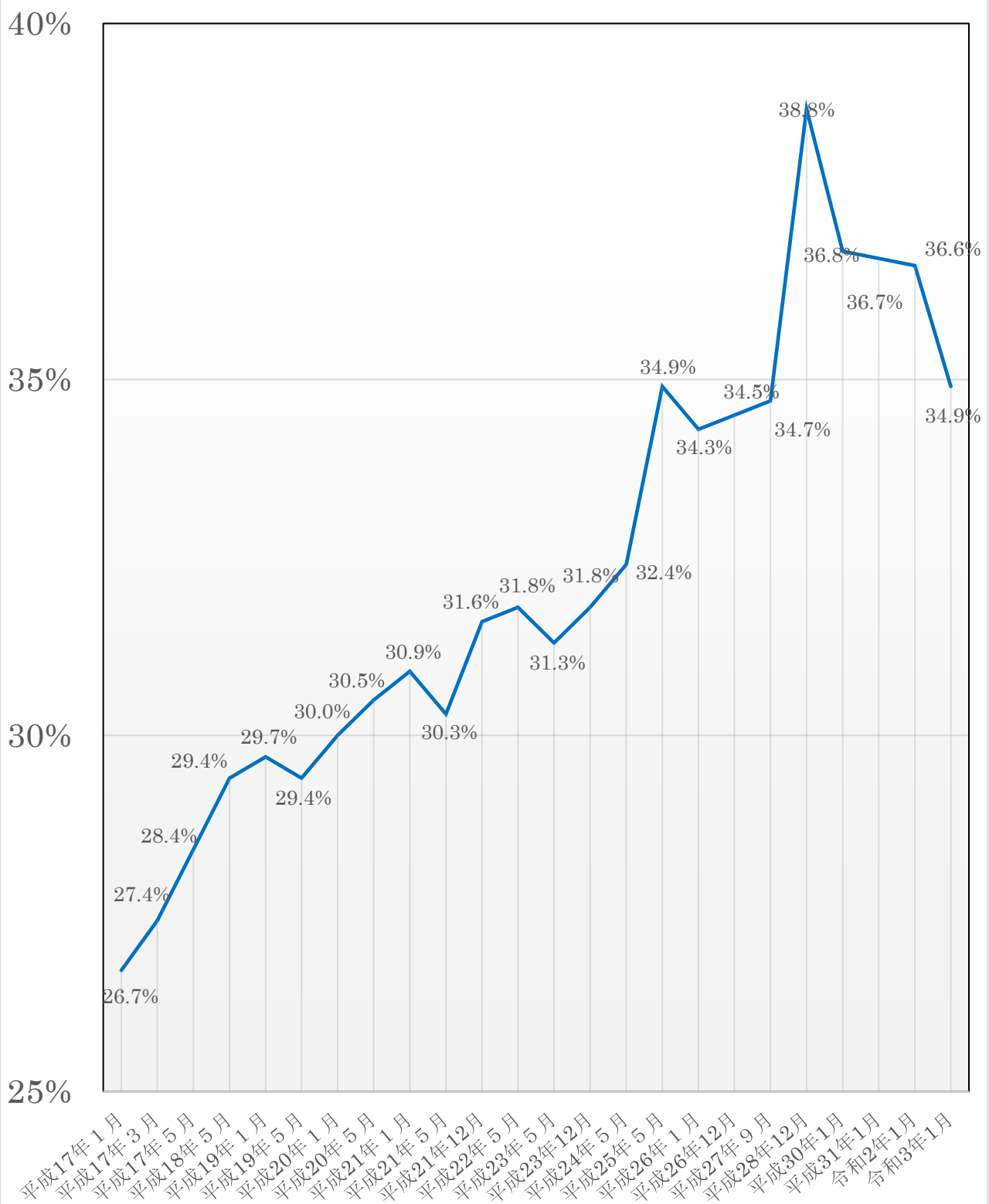
第5部 資料編



1. 野洲市の審議会等女性委員参画割合の推移

年 度	実 施 月	報告課 (所属)数	審議会等 の総数	委員総数 (A)	女性委員数 (B)	女性比率 (B/A)
平成 16 年度	平成 17 年1月	26	53	1328	354	26.7%
	平成 17 年3月	27	56	1361	373	27.4%
平成 17 年度	平成 17 年5月	29	57	1262	358	28.4%
平成 18 年度	平成 18 年5月	32	64	1355	399	29.4%
	平成 19 年1月	32	67	1424	423	29.7%
平成 19 年度	平成 19 年5月	31	63	1319	388	29.4%
	平成 20 年1月	33	66	1355	407	30.0%
平成 20 年度	平成 20 年5月	34	66	1350	412	30.5%
	平成 21 年1月	33	70	1382	427	30.9%
平成 21 年度	平成 21 年5月	34	69	1378	418	30.3%
	平成 21 年 12 月	34	71	1405	444	31.6%
平成 22 年度	平成 22 年5月	34	70	1396	444	31.8%
平成 23 年度	平成 23 年5月	32	66	1366	428	31.3%
	平成 23 年 12 月	32	68	1401	446	31.8%
平成 24 年度	平成 24 年5月	35	68	1366	442	32.4%
平成 25 年度	平成 25 年5月	36	69	1376	480	34.9%
	平成 26 年1月	38	74	1424	489	34.3%
平成 26 年度	平成 26 年 12 月	37	74	1433	494	34.5%
平成 27 年度	平成 27 年9月	36	73	1384	480	34.7%
平成 28 年度	平成 28 年 12 月	35	68	1299	504	38.8%
平成 29 年度	平成 30 年 1 月	31	74	1377	507	36.8%
平成 30 年度	平成 31 年 1 月	36	82	1448	532	36.7%
令和元年度	令和 2 年 1 月	38	85	1474	539	36.6%
令和 2 年度	令和 3 年 1 月	37	86	1494	522	34.9%

女性委員参画割合の推移



2. 「野洲市 人権問題・男女共同参画に関する市民意識調査」 （令和元年（2019年）10月実施）の結果概要

➤ 調査の概要

1. 調査目的

野洲市では2016年3月に「第3次野洲市人権施策基本計画」を策定し、年齢、性別、障がい、国籍、出自などに関わらず、お互いの人権を尊重し、支え合ってくらす共生社会をめざして人権教育・啓発活動に取り組んできました。

また、性別に関係なくひとが持てる能力を十分に発揮し、互いの人権を尊重し合い、社会のあらゆる分野へ公平に参画し、ともに責任を担える男女共同参画社会を実現するため、2016年3月に「第3次野洲市男女共同参画行動計画」を策定して取り組みを進めているところです。

このアンケートは、第4次計画の策定に向け、意識や実態、課題等を把握し、今後の取り組みの重要な基礎資料とすることを目的としています。

2. 調査方法

(1) 調査対象地域	野洲市全域
(2) 調査対象者	野洲市の住民基本台帳から20歳以上の男女を無作為抽出
(3) 標本数	1,000人（女性500人、男性500人）
(4) 調査方法	郵送による自記式アンケート調査
(5) 調査期間	令和元年10月16日～11月22日
(6) 実施機関	野洲市総務部人権施策推進課

3. 回収結果

(1) 配布数	1,000通
(2) 有効回収数	355通
(3) 有効回収率	35.5%

4. 調査データの表示

- (1) 百分率（％）は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表示しています。四捨五入の結果、個々の比率の合計と全体の占める数値が一致しないことがあります。
- (2) 比率は、特に断りがない限り、すべて各設問の無回答、不明を含む集計対象総数（枝設問では、設問該当対象者数）に対して百分率（％）で表しています。
- (3) 階層集計の百分率（％）は、すべて各階層毎の該当対象者数を100としています。
- (4) 性別、年齢別、性別・年齢別と全体との比較や各階層間での比較で特徴的な傾向が見られた場合は、グラフ又は文章で表現しています。
- (5) 性別又は年齢が不明の場合や無回答の場合は、階層別の集計には含んでいません。

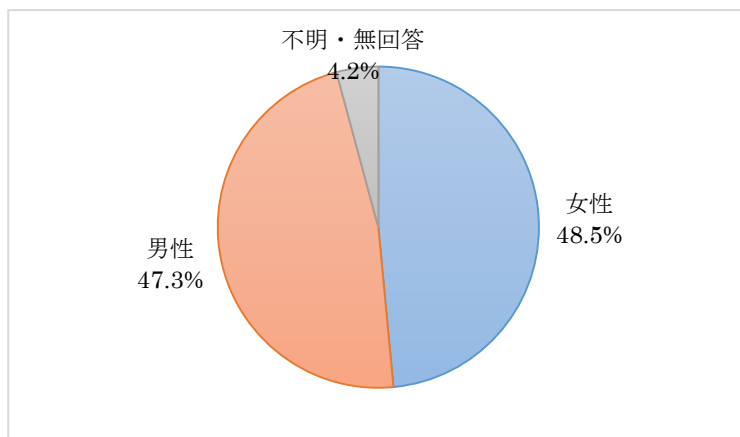
5. 標本構成（回答者プロフィール）

(1) 性別構成

表【性別構成】

	実数(人)	構成比
女性	172	48.5%
男性	168	47.3%
不明・無回答	15	4.2%
合計	355	100.0%

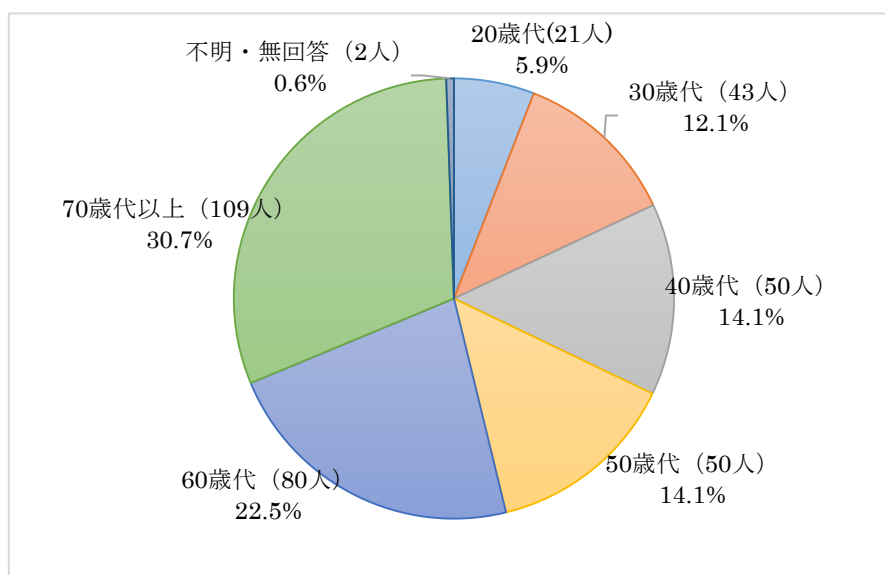
図【性別構成】



◆回答者における性別構成をみると、女性が48.5%（172人）、男性が47.3%（168人）、不明・無回答が4.2%（15人）となっており、回答者はやや女性の比率が多くなっている。

(2) 年齢別構成

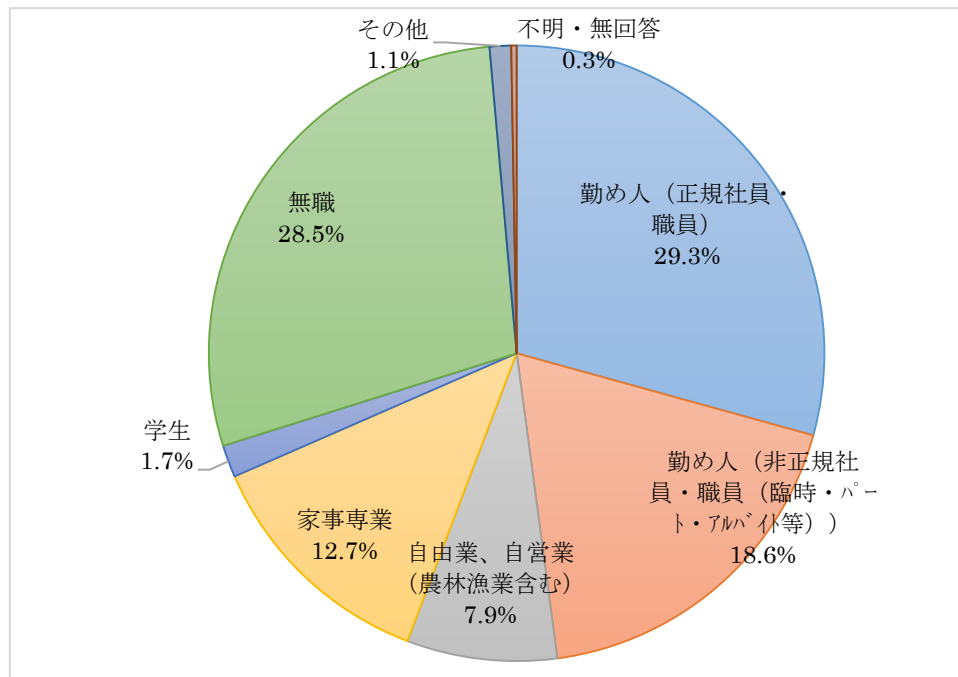
図【年代別構成】



◆回答者における年齢別構成をみると、70歳代以上が30.7%と最も多く、次いで60歳代が22.5%となっている。30～50歳代は12～14%前後となっているが、20歳代は5.9%と低くなっている。

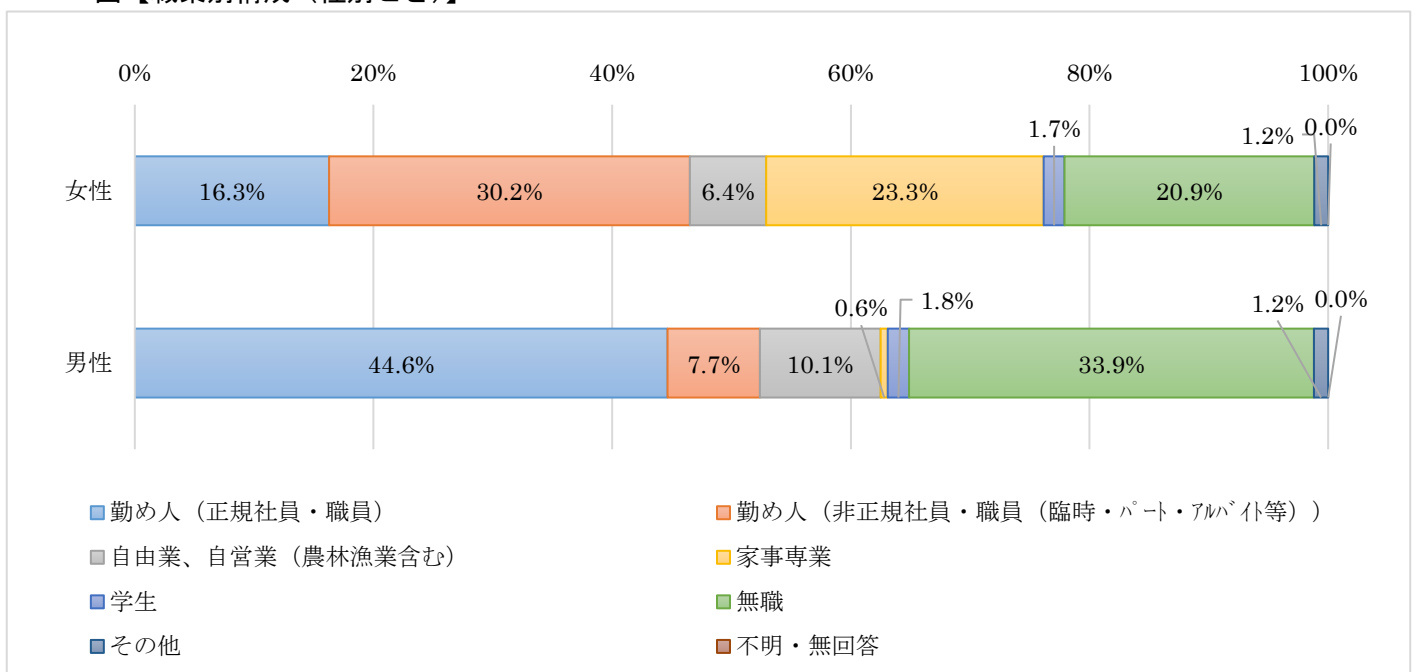
(3) 職業別構成

図【職業別構成】



◆回答者の職業別構成は、「勤め人（正規社員・職員）」が29.3%で最も多く、次いで「無職」が28.5%、「勤め人（非正規社員・職員（臨時・パート・アルバイト等）」が18.6%、「家事専業」が12.7%と続いている。

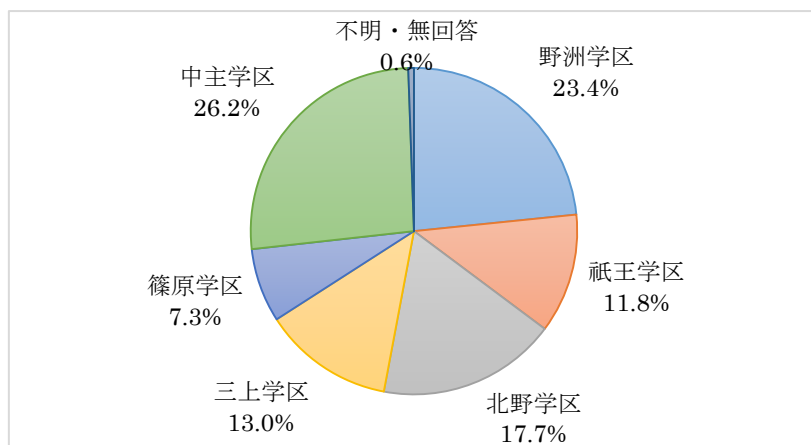
図【職業別構成（性別ごと）】



◆性別（不明・無回答を除く）でみると、女性では「勤め人（非正規社員・職員（臨時・パート・アルバイト等）」が30.2%と最も多く、次いで「家事専業」が23.3%となっている。男性では「勤め人（正規社員・職員）」が44.6%と最も多く、次いで「無職」が33.9%となっている。

(4) 学区別構成

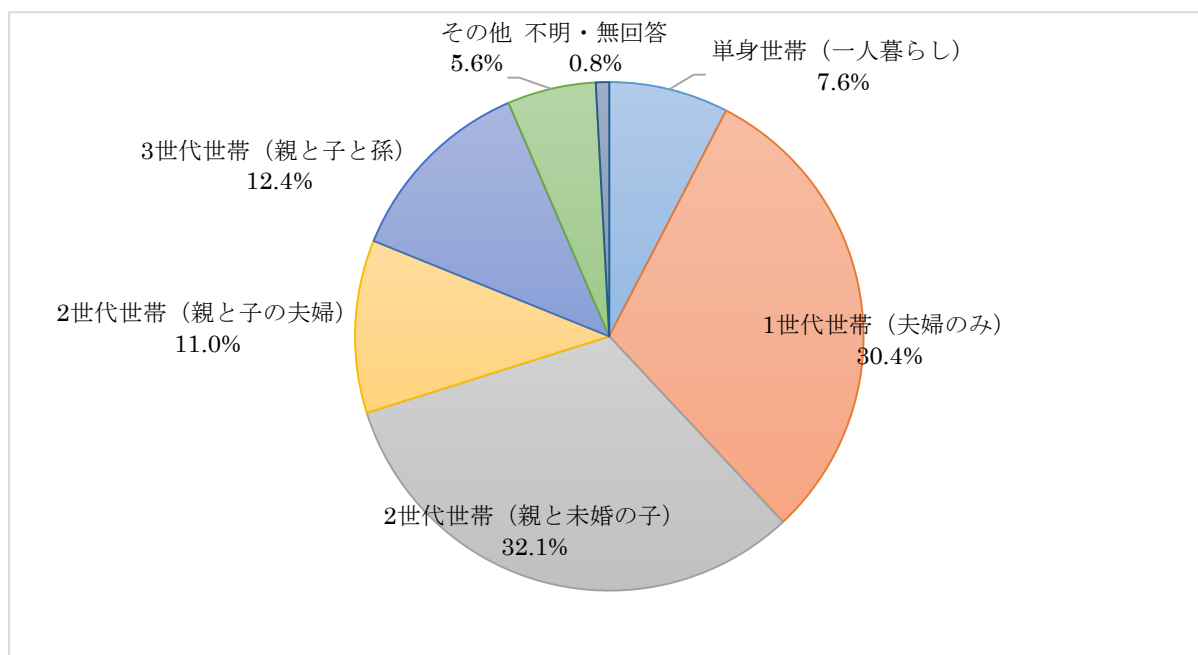
図【学区別構成】



◆回答者における学区別構成をみると、中主学区が26.2%と最も多く、次いで、野洲学区23.4%となっている。また、最も少なかったのは篠原学区で7.3%となっている。

(5) 家族構成

図【家族構成】



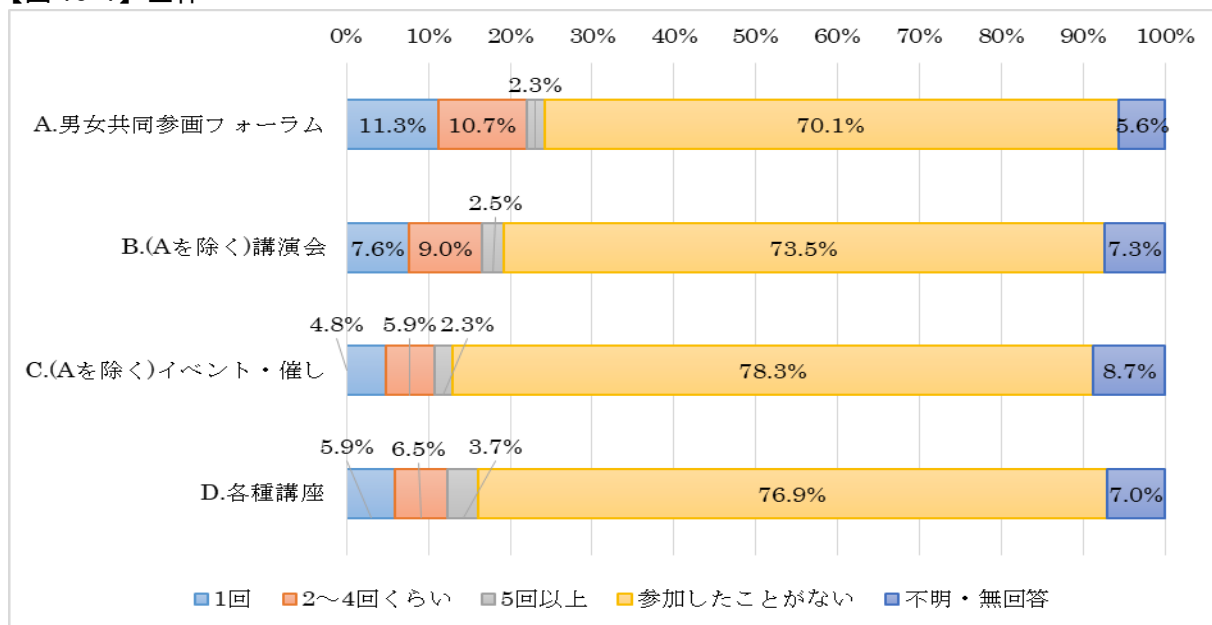
◆回答者における家族構成をみると、「2世代世帯（親と未婚の子）」が32.1%と最も高く、次いで「1世代世帯（夫婦のみ）」が30.4%、「3世代世帯（親と子と孫）」が12.4%となっている。

(問1～問17は人権問題に関する市民意識調査のため省略しています。)

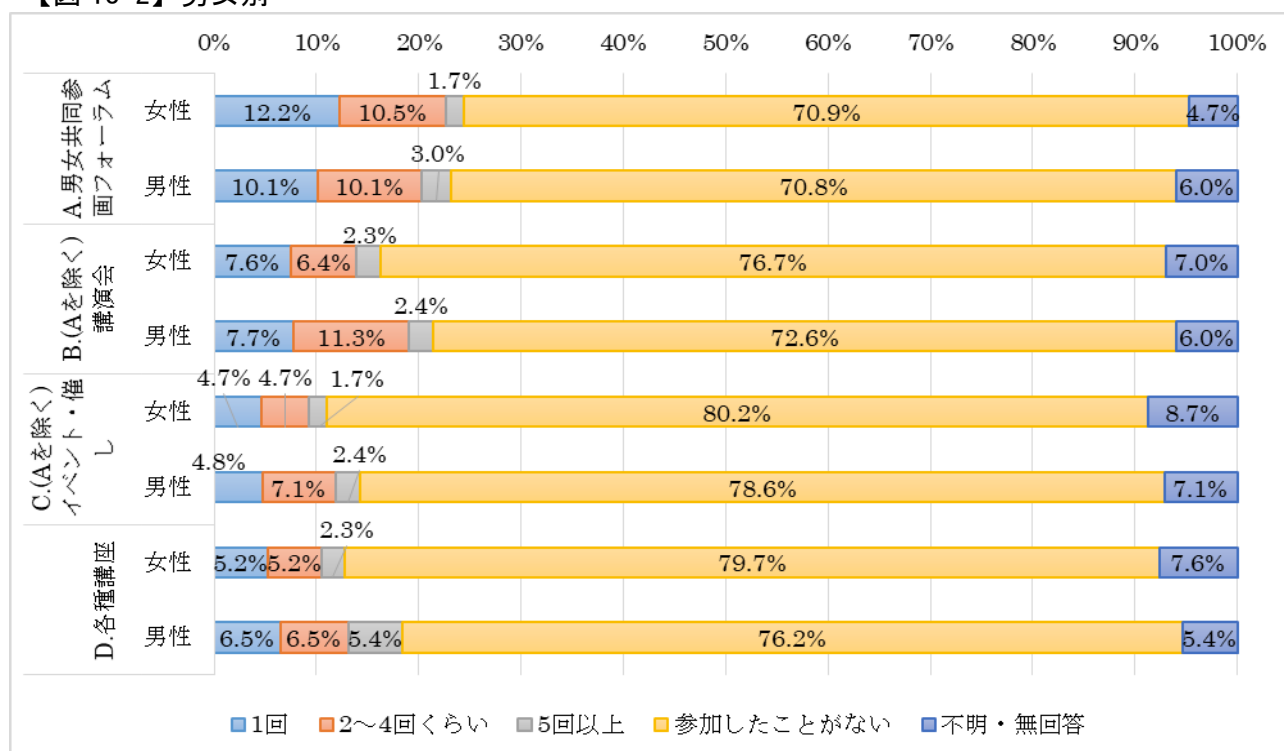
1. 男女共同参画に関する学習の機会について

問18 今までに、男女共同参画に関する講演会、講座、イベント・催しなどに参加したことがありますか。市外で開催されるものも含みます。(それぞれ1つに○) (新規項目)

【図18-1】全体



【図18-2】男女別



◆全体をみると、最も参加が多かったのは「男女共同参画フォーラム」で、「1回だけ参加した」「2~4回くらい参加した」「5回以上参加した」の3つの回答を合計した参加率は24.3%となっている。また、「参加したことがない」と回答した人の割合は、すべての項目で70%以上となっている。

◆男女別にみると、「A.男女共同参画フォーラム」を除いては、男性の方が参加したこと

があると回答した人の割合が高くなっている。

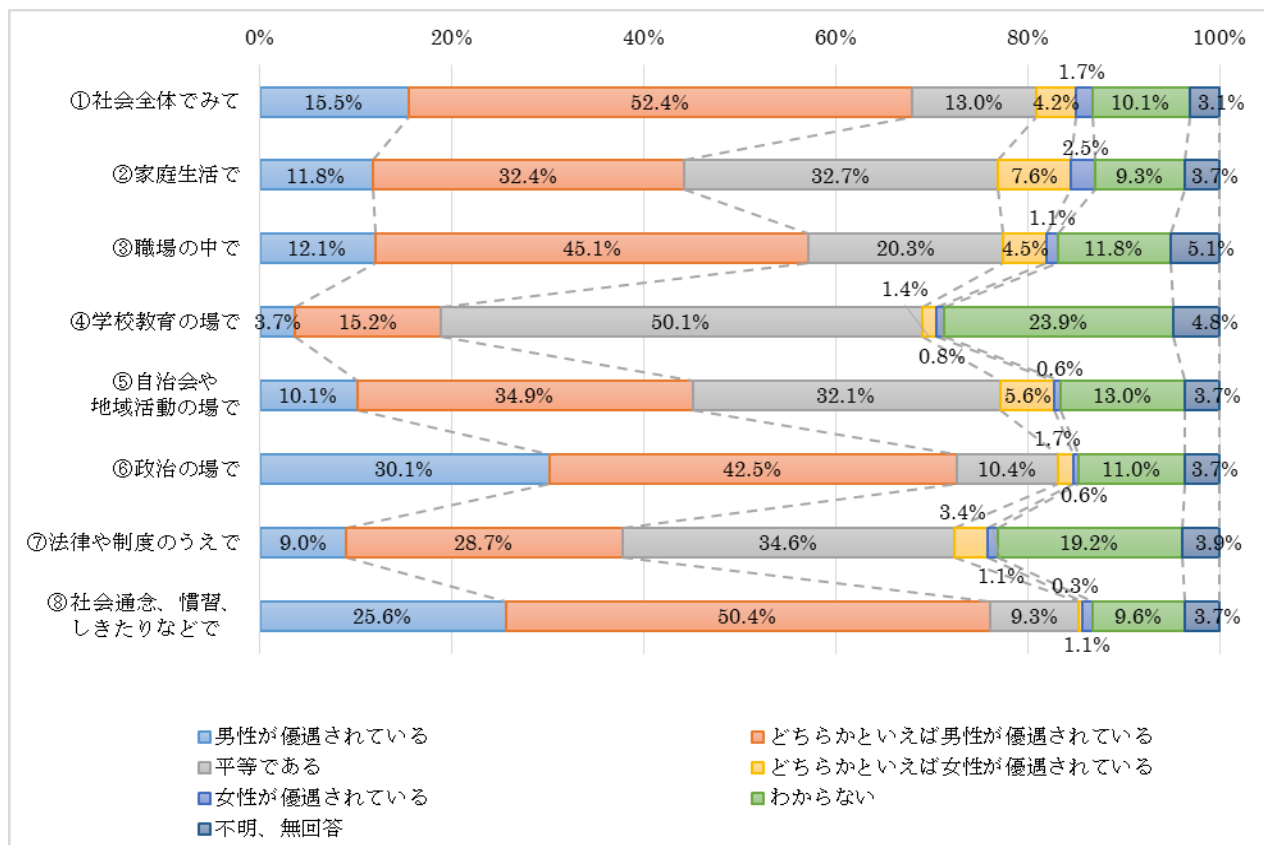
2. 男女の地位に関する意識について

(1) 各分野での男女の地位の平等感

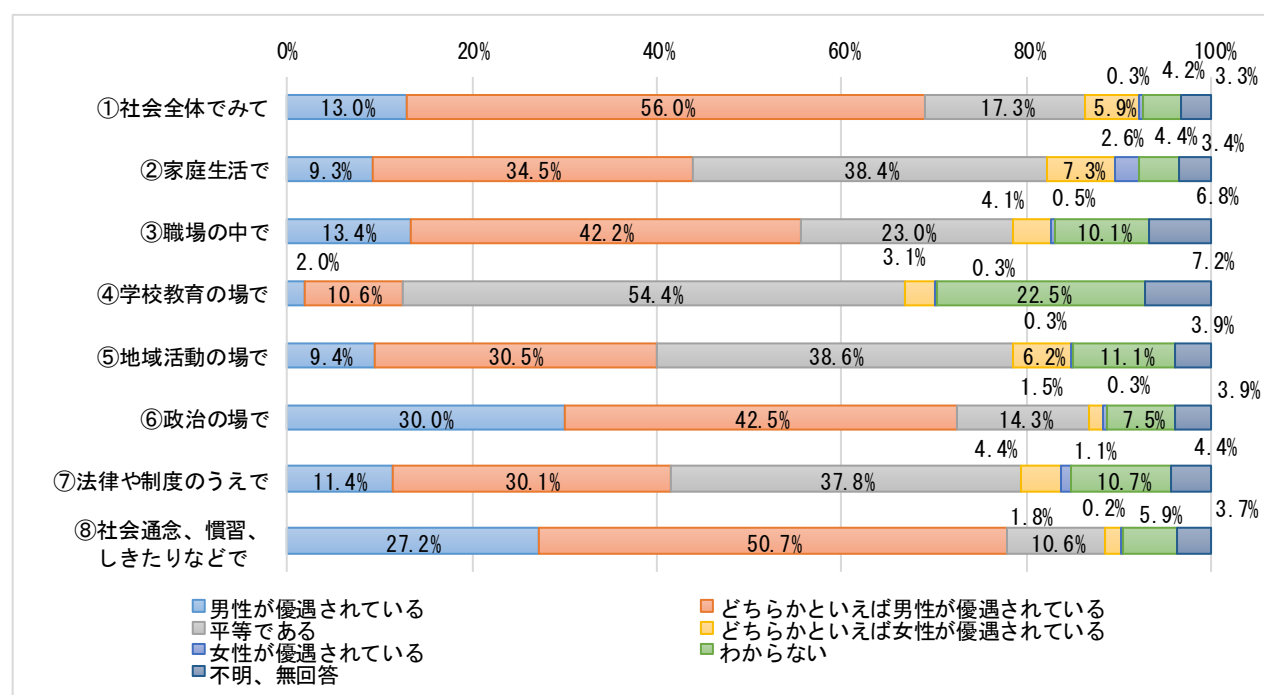
問 19 あなたは、次にあげる分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか。

①～⑧の項目について、それぞれ右の1～6のあてはまる番号に○印をつけてください。（それぞれ1つに○）

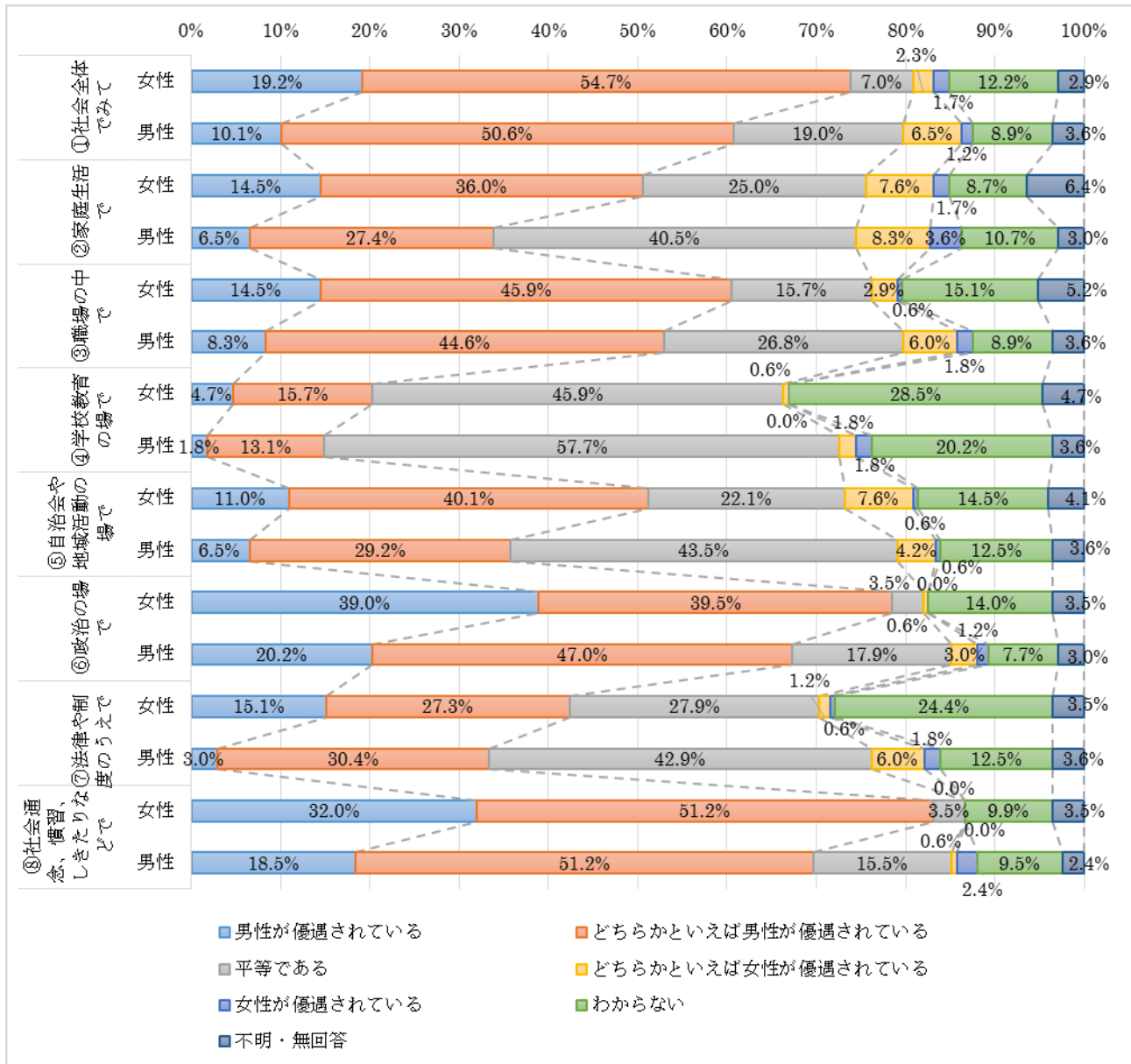
【図 19-1】全体



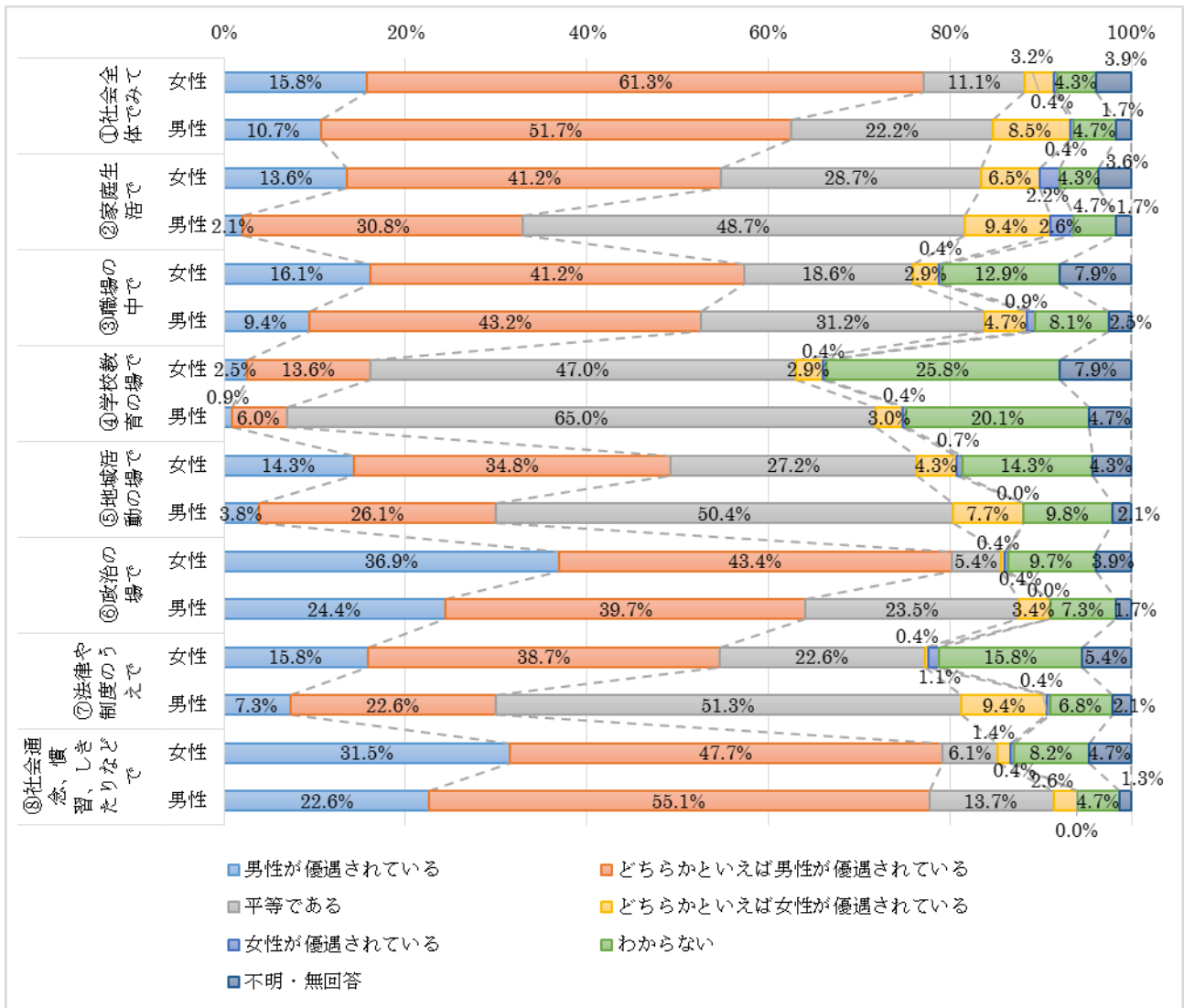
【図 19-2】前回調査



【図 19-3】男女別



【図 19-4】前回調査 男女別



◆各分野における男女の平等感については、「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」を合わせた、男性優位と回答した人の割合が高いものとしては、「社会通念、慣習、しきたりなどで」が 76.0%（前回 H26 年調査（以下、「前回」という。）77.9%）が最も多く、次いで「政治の場で」が 72.6%（前回 72.5%）、「社会全体で見て」が 67.9%（前回 69.0%）と続いている。

「平等である」と回答した人の割合が最も多いのは、「学校教育の場で」で 50.1%（前回 54.4%）となっている。

◆県の調査※1 では、男性優位と回答した人の割合が多いものとしては、「社会通念、慣習、しきたりなどで」が 77.3%で最も多く、次いで「政治の場で」が 76.9%、「社会全体で見て」が 72.7%となっている。

「平等である」と回答した人の割合が最も多いのは、「学校教育の場で」で 54.5%となっており、本市と同じ傾向となっている。

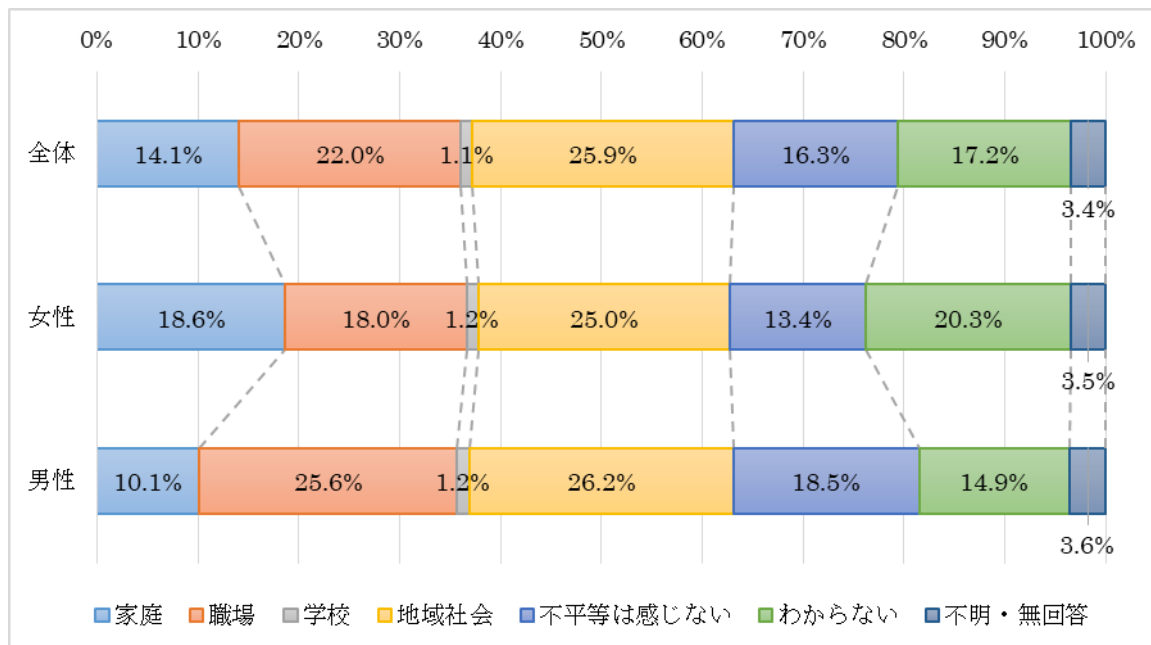
◆男女別で見ると、すべての項目において、女性の方が「男性が優遇されている」、「どちらかといえば男性が優遇されている」と男性優位と回答した人の割合が高くなっており、最も差があるのは、「家庭生活の場で」で 16.7%差があった。「平等である」と回答した人の割合は、すべての項目において女性に比べて男性の方が高くなっている。

※1（令和元（2019 年）12 月発行の男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査報告書より）

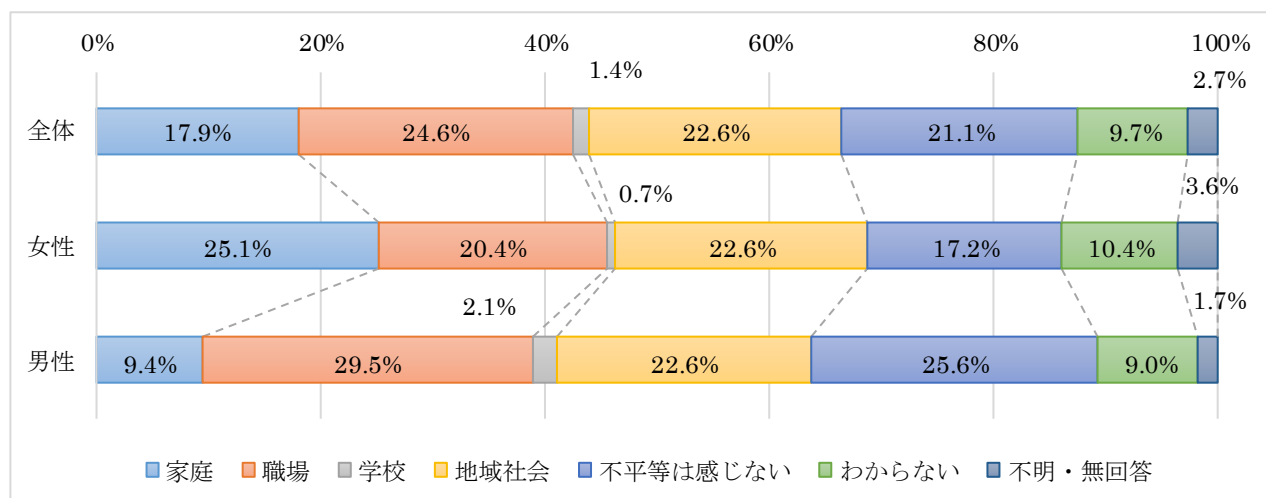
(2) 日常生活の中での男女の地位の不平等感

問20 あなたが、日常生活の中で、男女の不平等感を最も感じる場所はどこですか。(1つに○)

【図 20-1】



【図 20-2】 前回調査

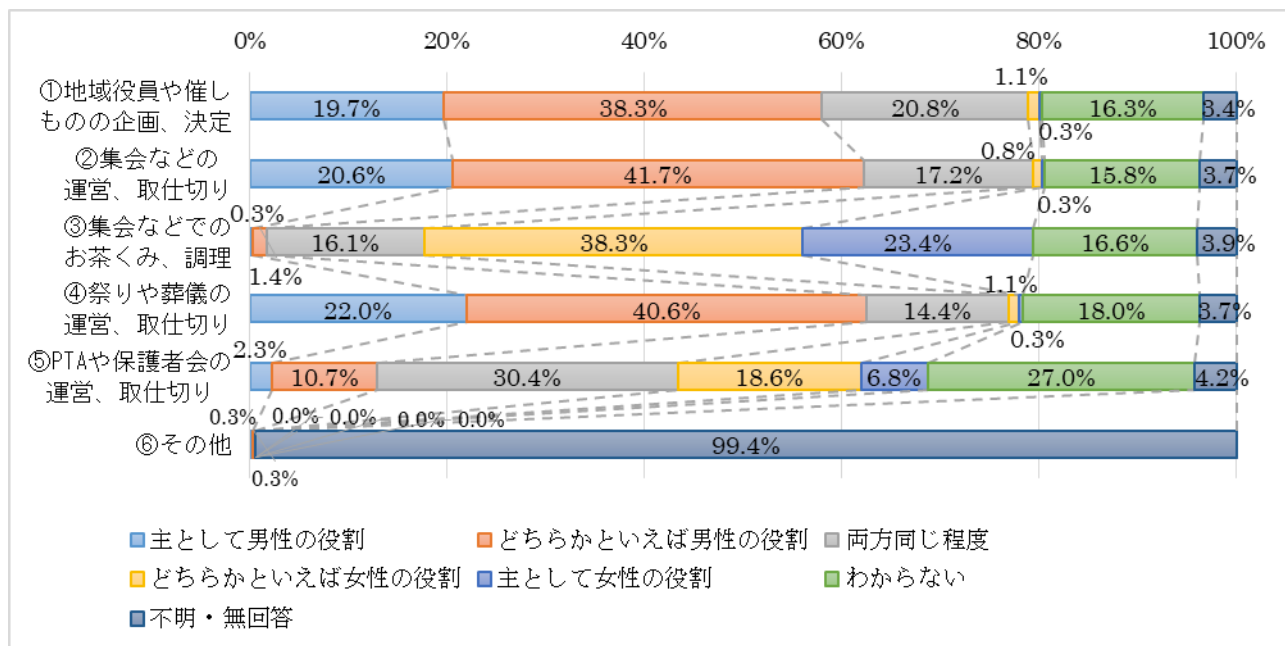


- ◆全体では、「地域社会」が25.9%（前回22.6%）と回答した人の割合が最も高く、次いで「職場」が22.0%（前回24.6%）となっている。
- ◆男女で差がある項目を見ると、「家庭」と回答した人の割合は、女性が18.6%（前回25.1%）であるのに対し、男性は10.1%（前回9.4%）となっている。また、「職場」と回答した人の割合は、男性が25.6%（前回29.5%）であったのに対し、女性は18.0%（前回20.4%）となっている。「不平等は感じない」と回答した人の割合は、男性が18.5%（前回25.6%）であったのに対し、女性は13.4%（前回17.2%）となっている。

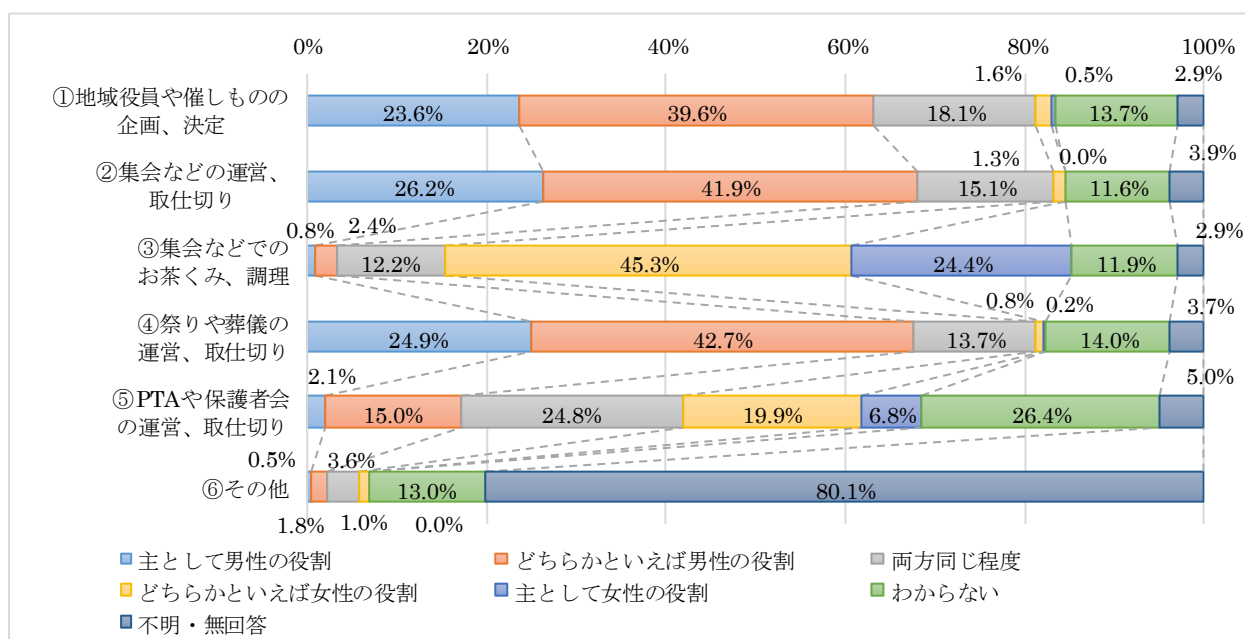
(3) 地域活動の役割分担

問 21 あなたの住まいの地域では、地域活動の役割分担はどのようになっていますか。①～⑥の項目について、それぞれ右の1～6のあてはまる番号に○印をつけてください。(それぞれ1つに○)

【図 21-1】



【図 21-2】 前回調査

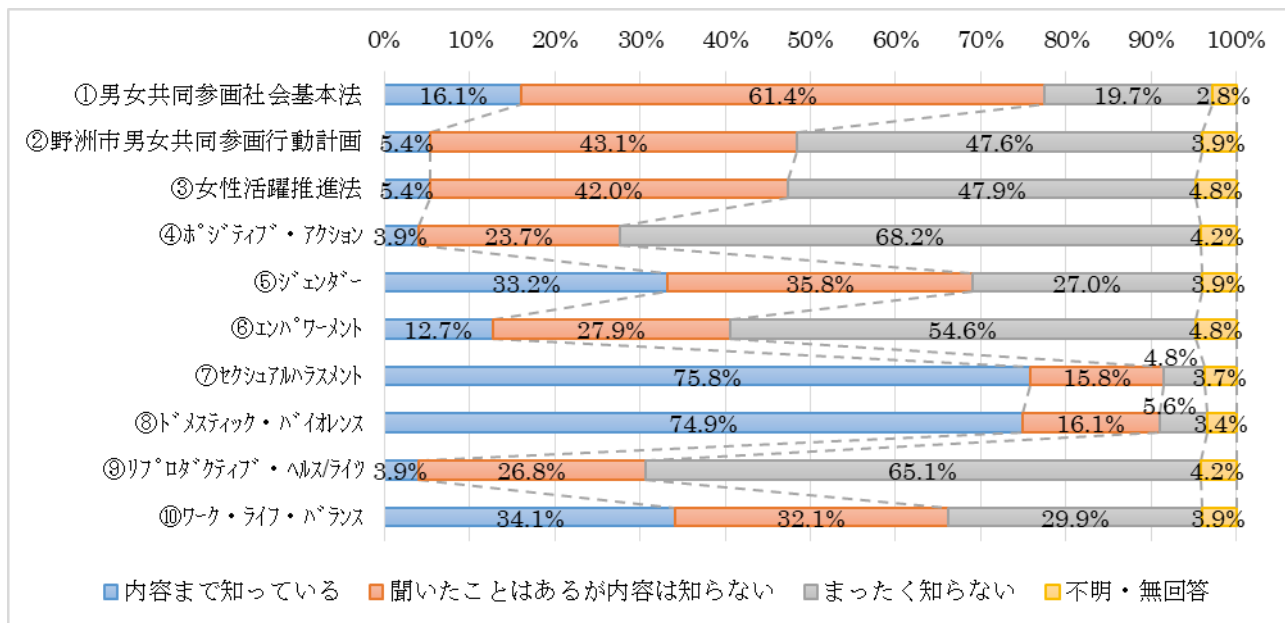


◆地域活動の役割分担については、「主として男性の役割」と「どちらかといえば男性の役割」を合わせた回答率が高いものを見ると、「祭りや葬儀の運営、取仕切り」が62.6%（前回67.6%）、「集会などの運営、取仕切り」が62.3%（前回68.1%）、「地域役員や催しものの企画、決定」が58.0%（前回63.2%）で上位にきている。一方、「主として女性の役割」と「どちらかといえば女性の役割」を合わせた回答率が高いものをみると、「集会などでのお茶くみ、調理」が61.7%（前回69.7%）と極端に高くなっている。

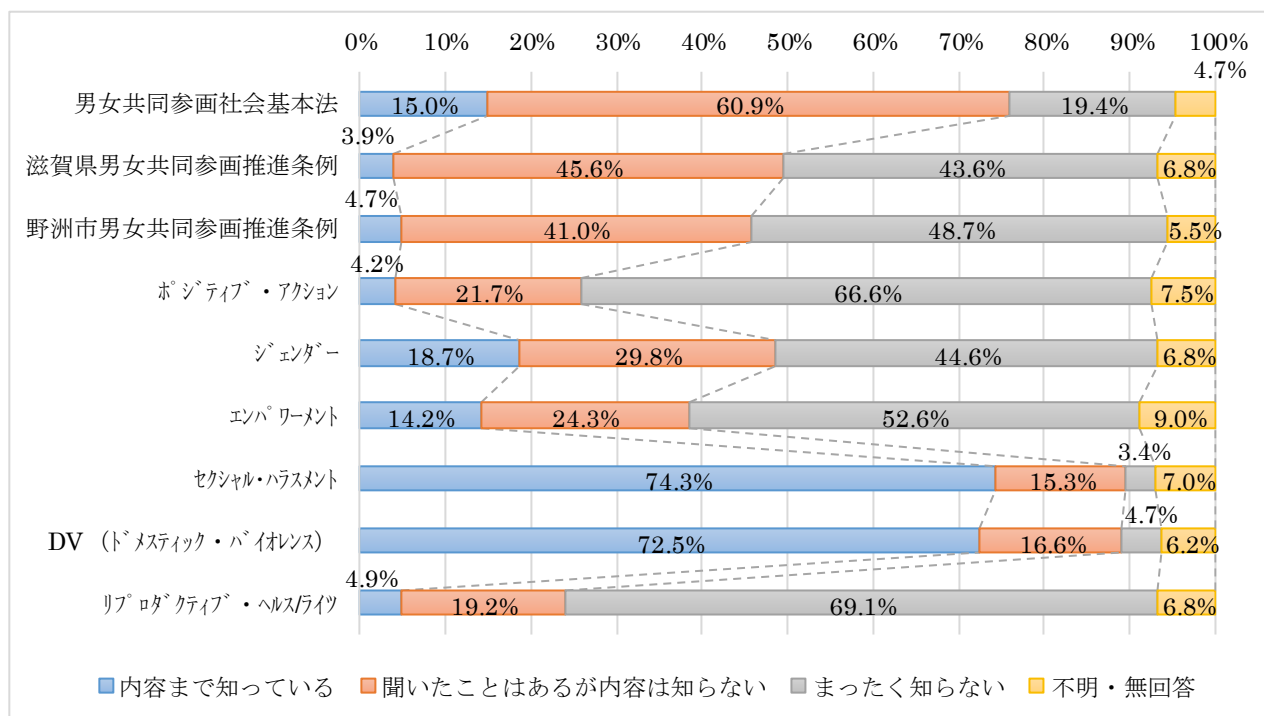
(4) 制度や用語の周知状況

問 22 あなたは下記の言葉や事柄をご存知ですか。①～⑩の項目について、それぞれ右の1～3のあてはまる番号に○印をつけてください。（それぞれ1つに○）

【図 22-1】



【図 22-2】 前回調査



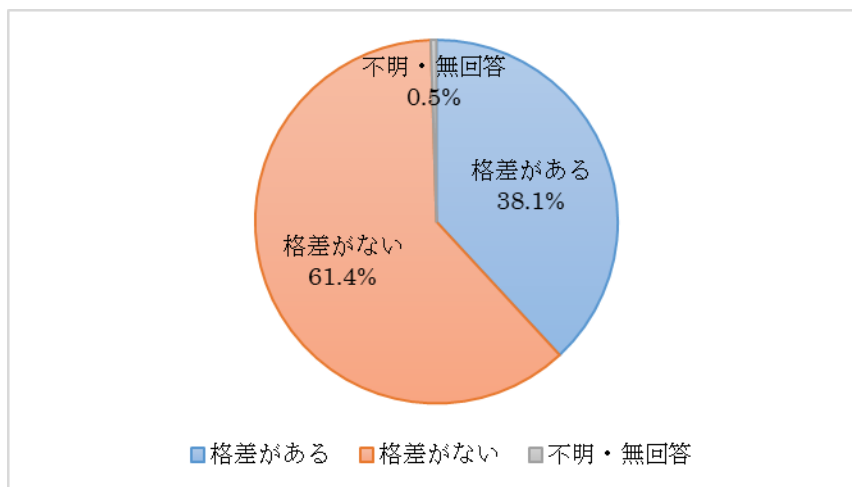
◆「内容まで知っている」という認知度の高い項目は、「セクシュアルハラスメント」が75.8%（前回74.3%）、「ドメスティック・バイオレンス」が74.9%（前回72.5%）となっている。反対に、「まったく知らない」という認知度の低い項目は、「ポジティブ・アクション」68.2%（前回66.6%）、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」65.1%（前回69.1%）となっている。

3. 仕事について

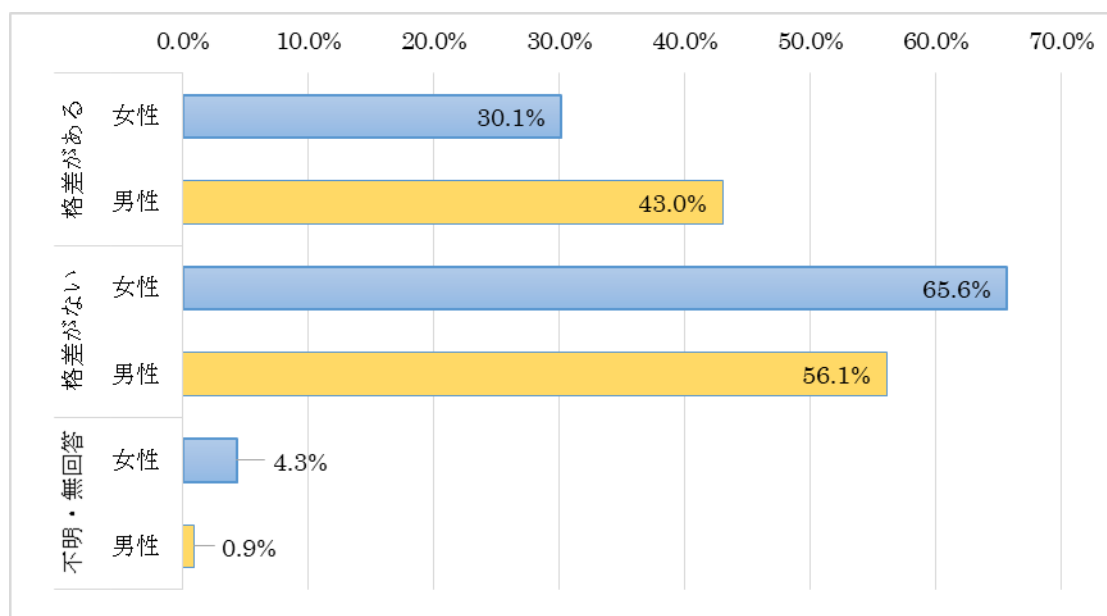
(1) 男女間格差

問 23 あなたの職場では、男女間で格差があると感じることがありますか。
(どちらかに○) (新規項目)

【図 23-1】



【図 23-2】 男女別



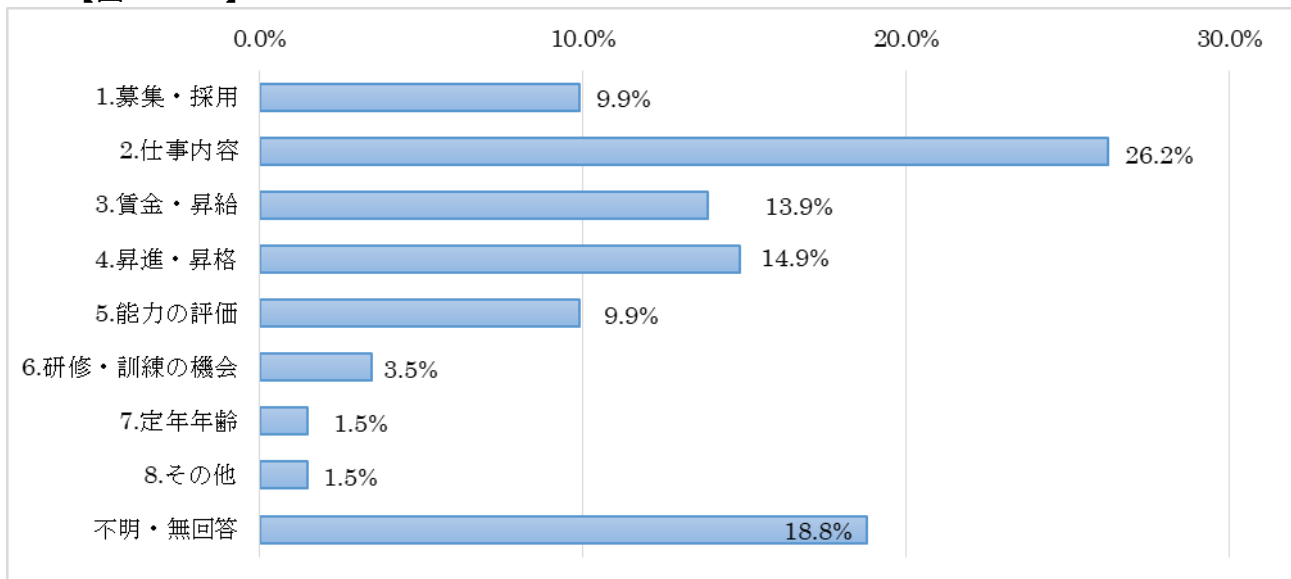
- ◆職場で、「男女間格差がある」と回答した人は、38.1%となっている。
- ◆男女別にみると、「男女間格差がある」と回答した人の割合は、女性 30.1%、男性 43.0%で男性の方が高くなっている。

問 2 4-1 あなたの職場では、どのような格差がありますか。

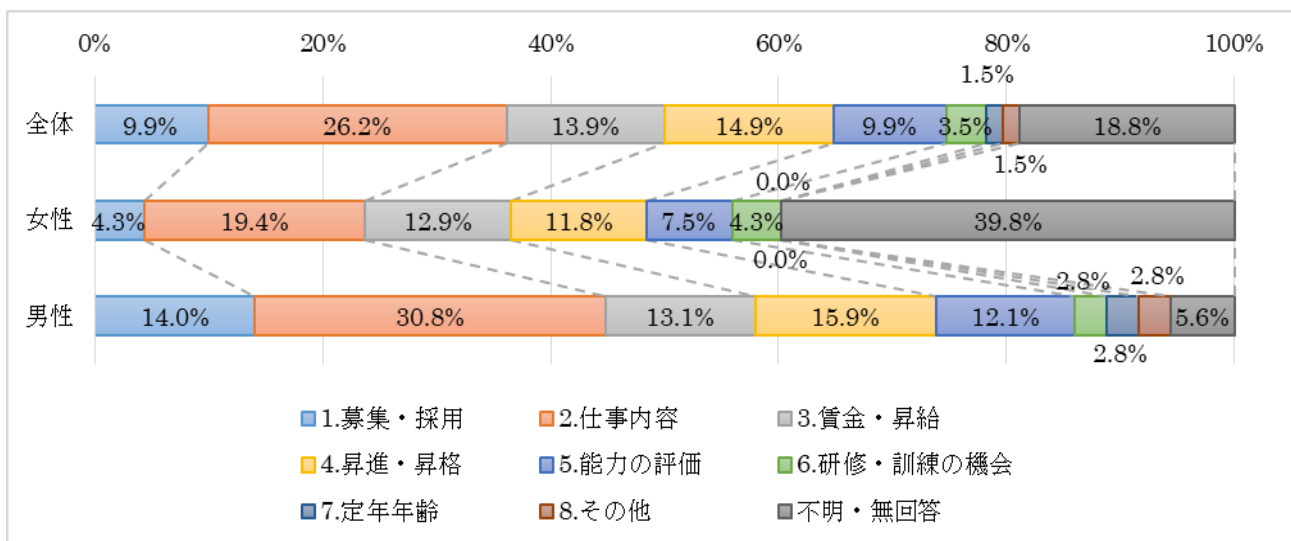
※問 2 3 で男女間格差が「ある」と回答した方。

(あてはまるものすべてに○) (新規項目)

【図 24-1-1】



【図 24-1-2】



◆男女間格差の内訳としては、「仕事内容」と回答した人が最も多く 26.2%、次いで「昇進・昇格」が 14.9%となっている。

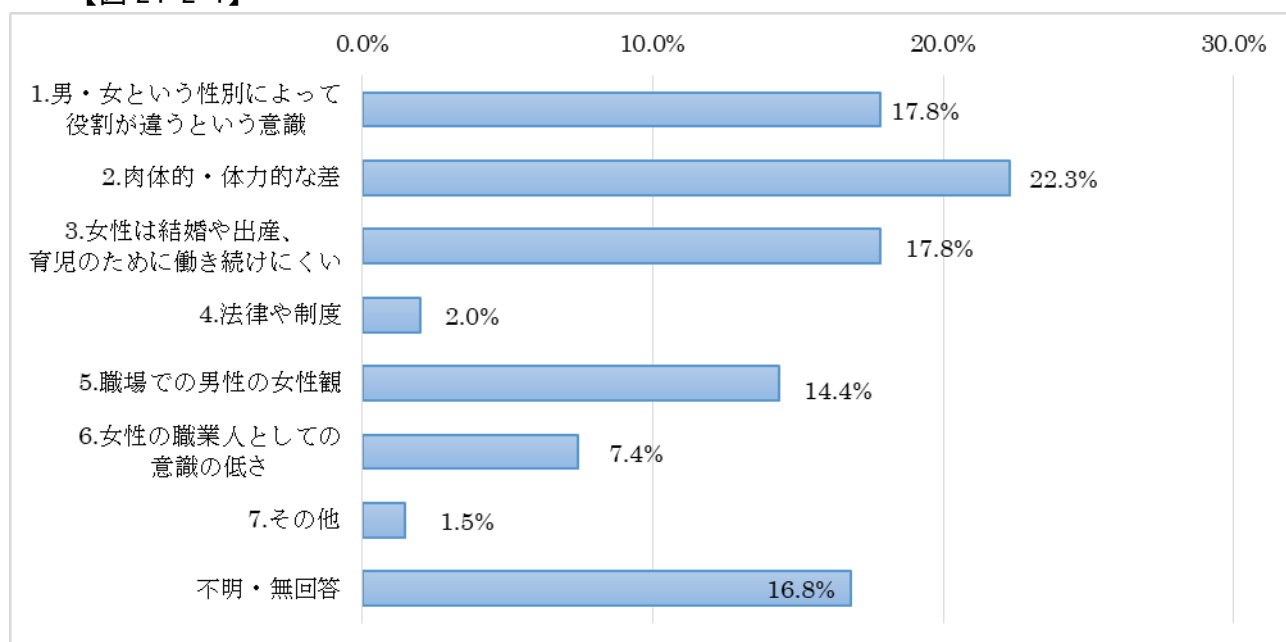
◆男女別にみると、男性、女性ともに「仕事内容」と回答した人が最も多く、男性 30.8%、女性 19.4%となっている。

また、「募集・採用」と回答した人の割合は、男性 14.0%に対し、女性 4.3%となっており、男女間で差がみられた。

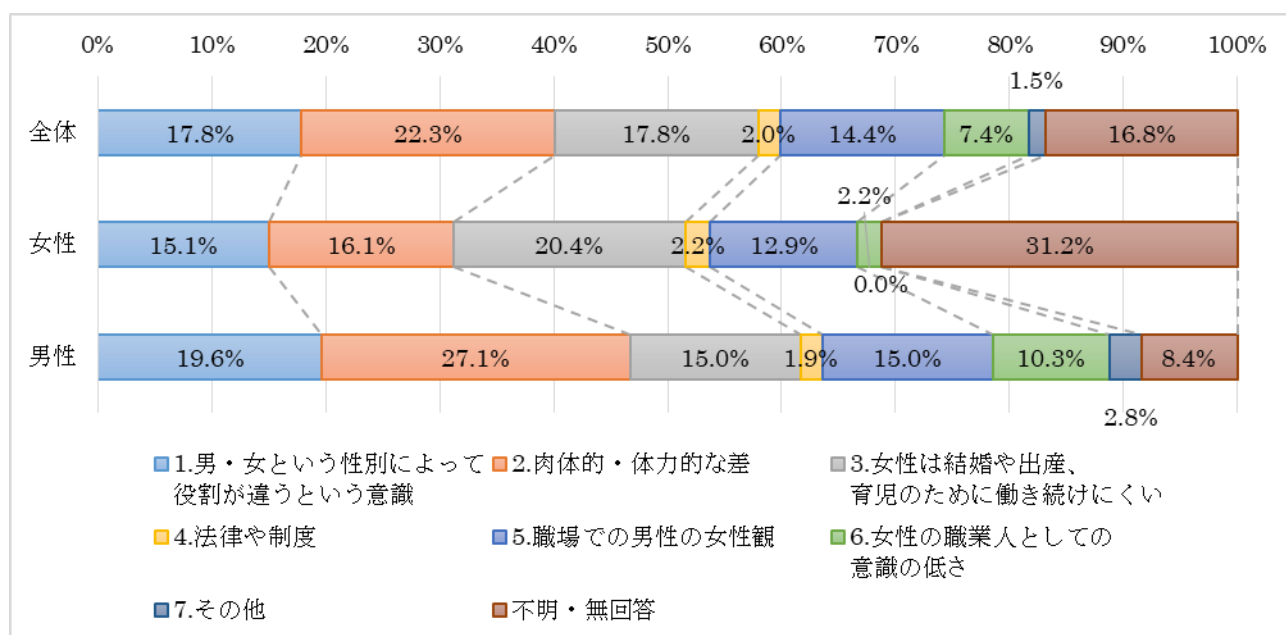
問 2 4-2 あなたは、職場の男女間格差の原因は何だと思いますか。

(あてはまるものすべてに○) (新規項目)

【図 24-2-1】



【図 24-2-2】



◆職場の男女間格差の原因については、「肉体的・体力的な差」とする回答が22.3%で最も多く、次いで「男・女という性別によって役割が違うという意識」が17.8%、「女性は結婚や出産、育児のために働き続けにくい」が17.8%となっている。

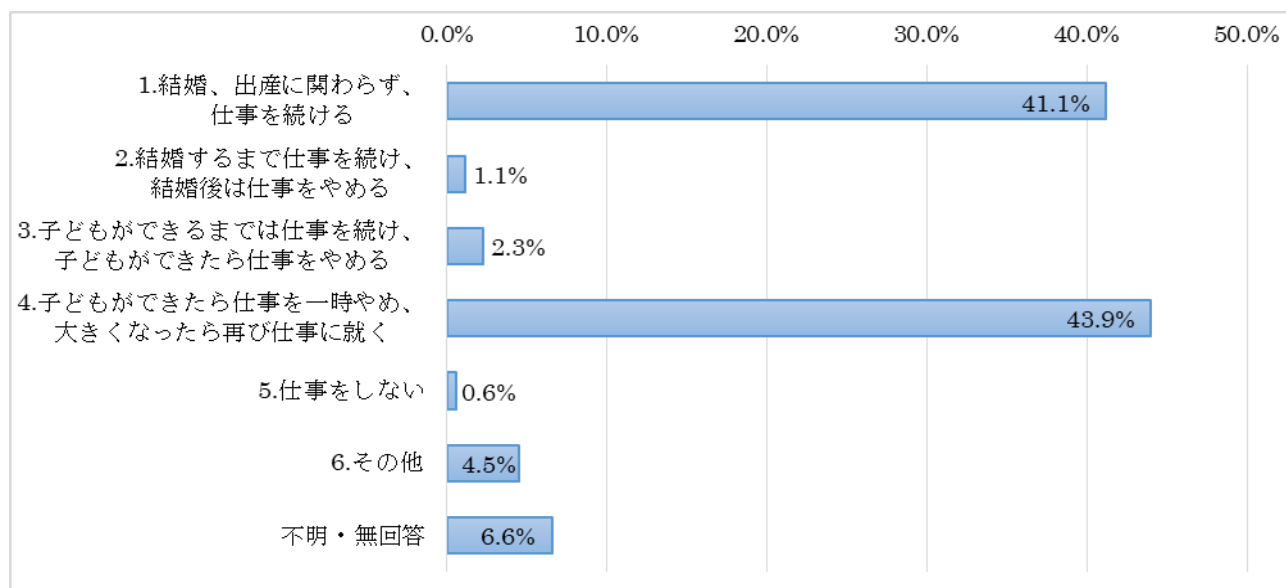
◆男女別にみると、男性は「肉体的・体力的な差」とする回答が27.1%と最も多いのに対し、女性は「女性は結婚や出産、育児のために働き続けにくい」とする回答が20.4%と最も多くなっており、職場の男女間格差の原因と考えている事柄に差がみられた。

また、「女性の職業人としての意識の低さ」は、男性10.3%、女性2.2%と男女の差が大きくなっている。

(2) 女性の働き方について

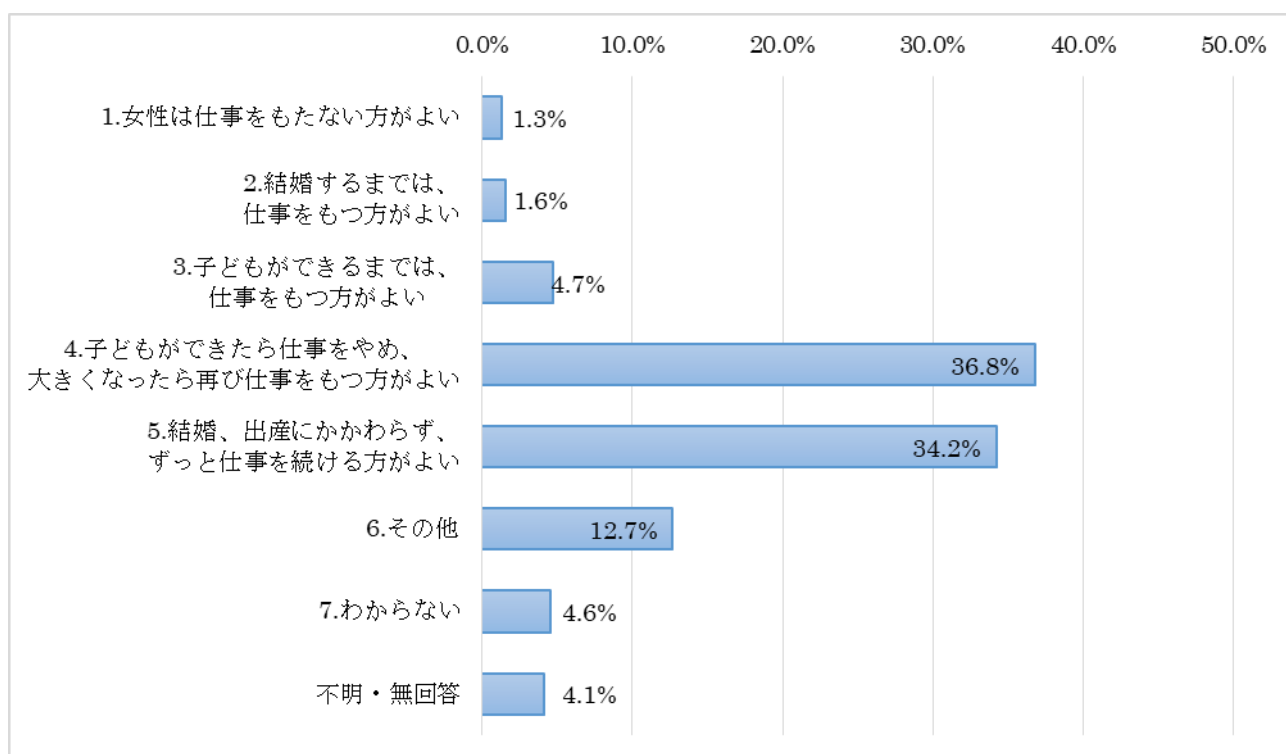
問 25 あなたが理想とする女性の働き方の形はどれですか。(1つに○)
(項目一部変更)

【図 25-1】



※今回調査では、「仕事をもつ」という表現を変更した。

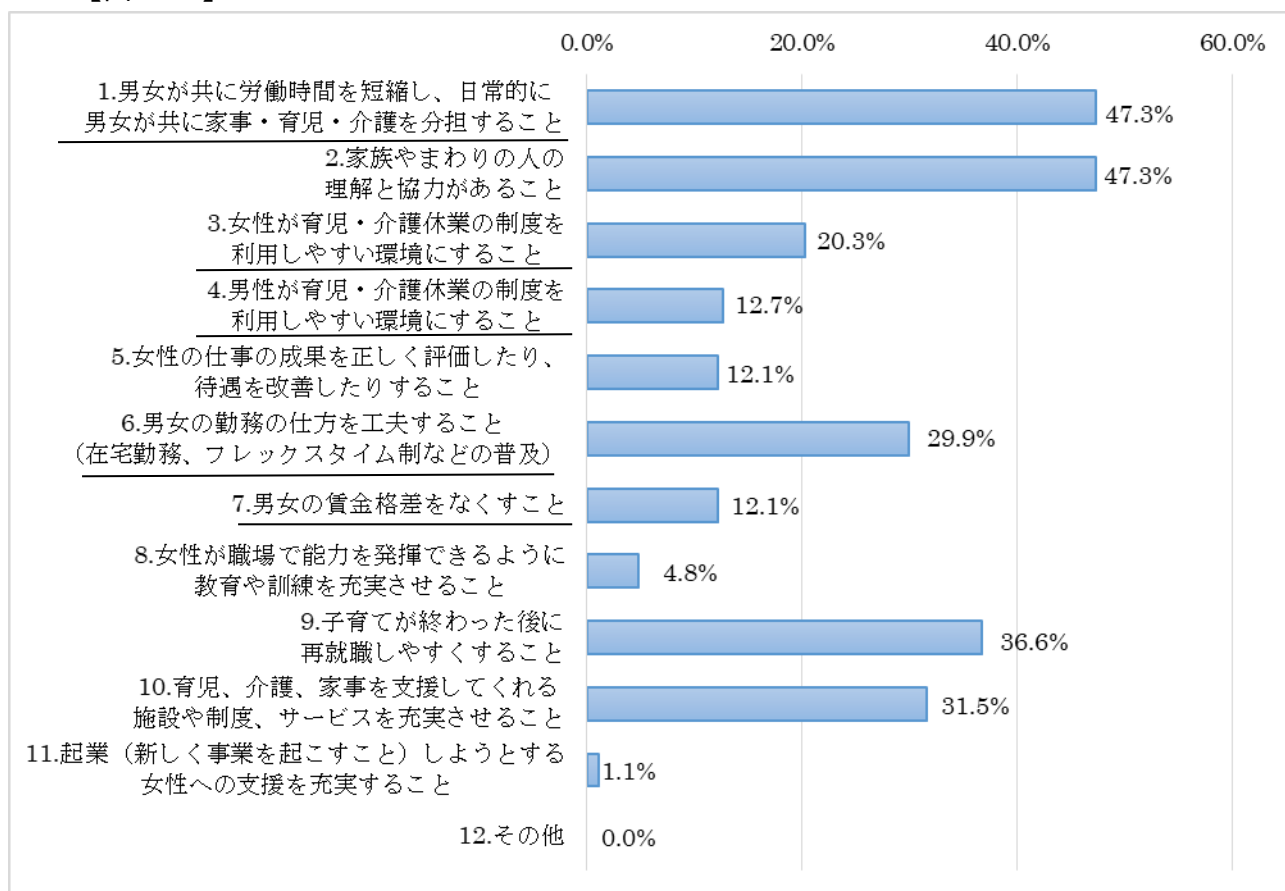
【図 25-2】 前回調査



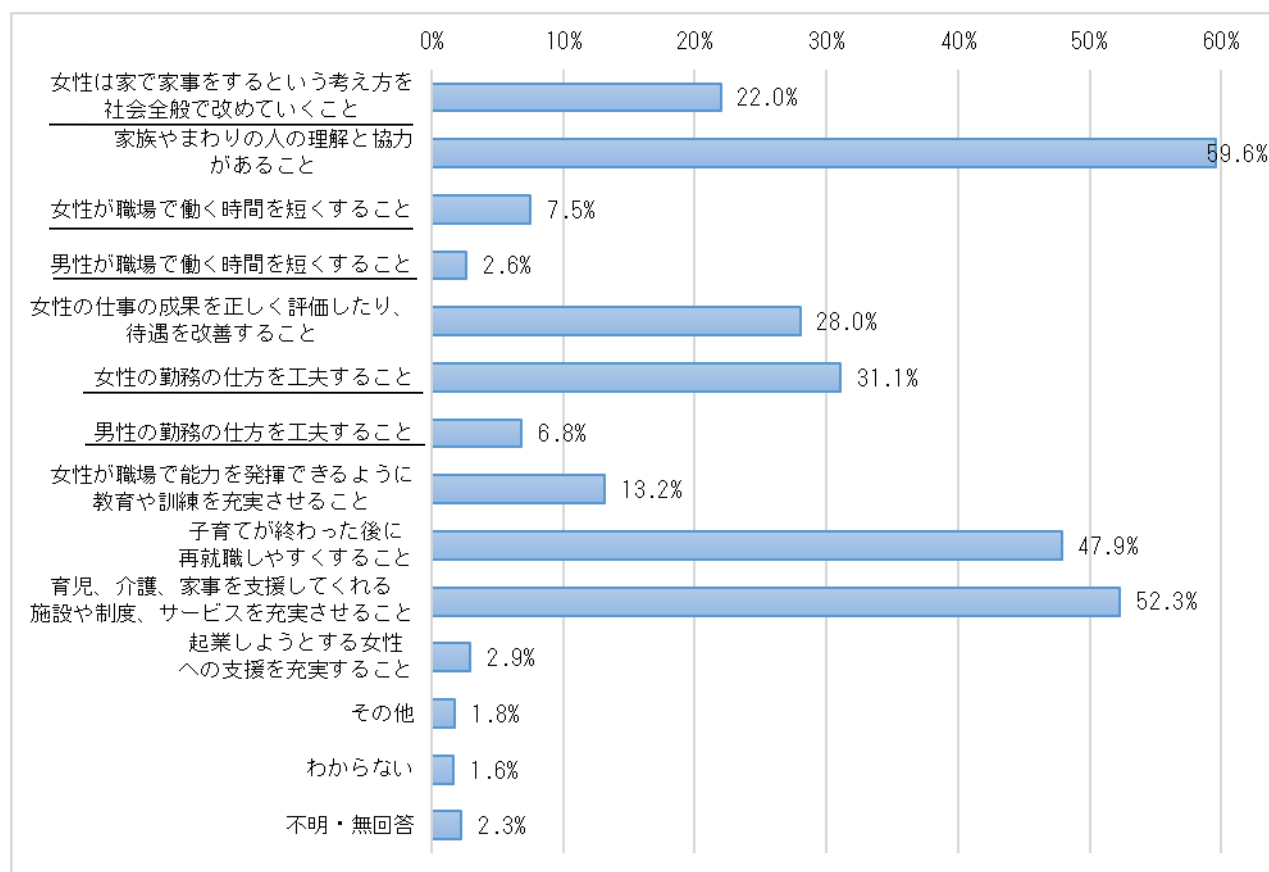
◆女性の働き方については、「子どもができたなら仕事を一時やめ、大きくなったら再び仕事に就く」とする回答が43.9%（前回36.8%）で最も多く、次いで「結婚、出産に関わらず、仕事を続ける」が41.1%（前回34.2%）となっており、前回調査と順位は変わらなかったものの、「子どもができたなら仕事を一時やめ、大きくなったら再び仕事に就く」が7.1%、「結婚、出産に関わらず、仕事を続ける」が6.9%、それぞれ増加している。

問 26 女性が仕事を続けていくためには、どのようなことが必要だと思いますか。
(○は3つまで) (項目一部変更)

【図 26-1】



【図 26-2】 前回調査



※今回調査では、前回調査の「女性は家で家事をするという考え方を社会全般で改めていくこと」を削除。一部の項目を加筆・統合した。

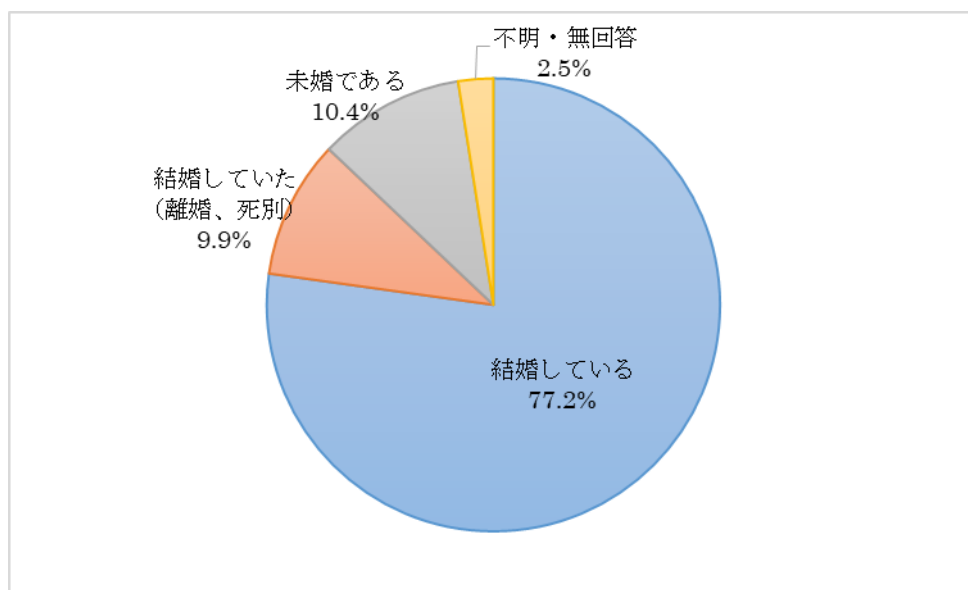
- ◆「男女が共に労働時間を短縮し、日常的に男女が共に家事・育児・介護を分担すること」が47.3%、「家族やまわりの人の理解と協力があること」が47.3%（前回59.6%）と最も多くなっている。次いで「子育てが終わった後に再就職しやすくすること」が36.6%（前回47.9%）、「育児、介護、家事を支援してくれる施設や制度、サービスを充実させること」が31.5%（前回52.3%）となっている。
- ◆県の調査では、「男女がともに日常的に家事・育児・介護を分担すること」が51.9%、と最も多く、次いで「女性が働くことに対し、家族や周囲の理解があること」が49.5%となっており、市、県ともに同じ傾向になっている。

4. 結婚や子育てについて

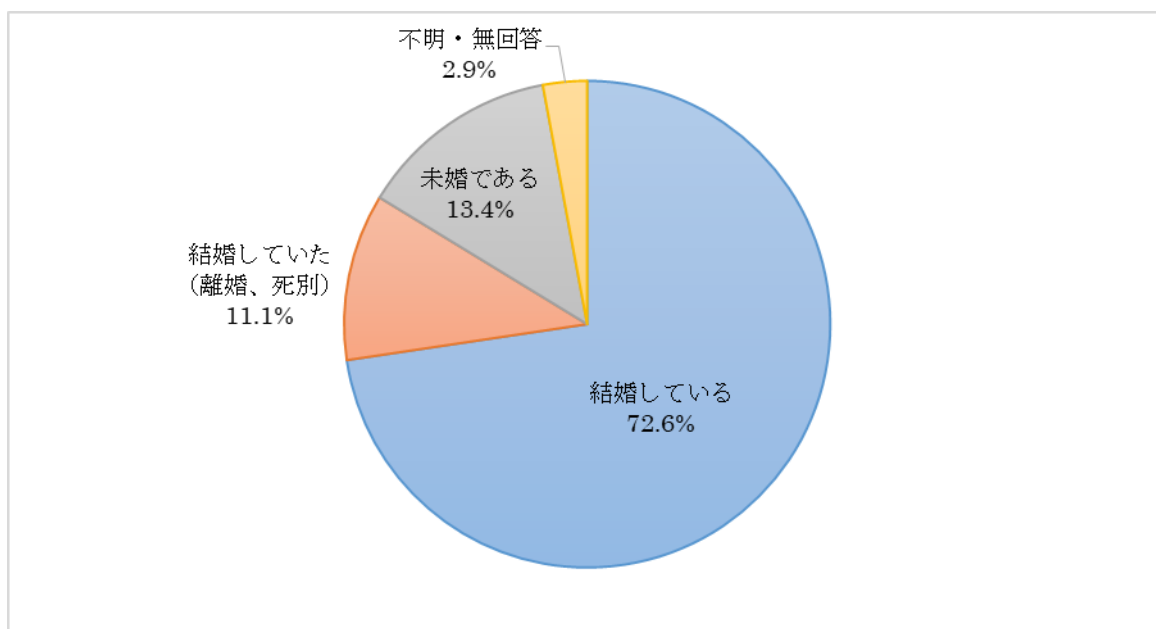
(1) 結婚しているか

問 27 あなたは、結婚していますか。(1つに○)

【図 27-1】



【図 27-2】 前回調査

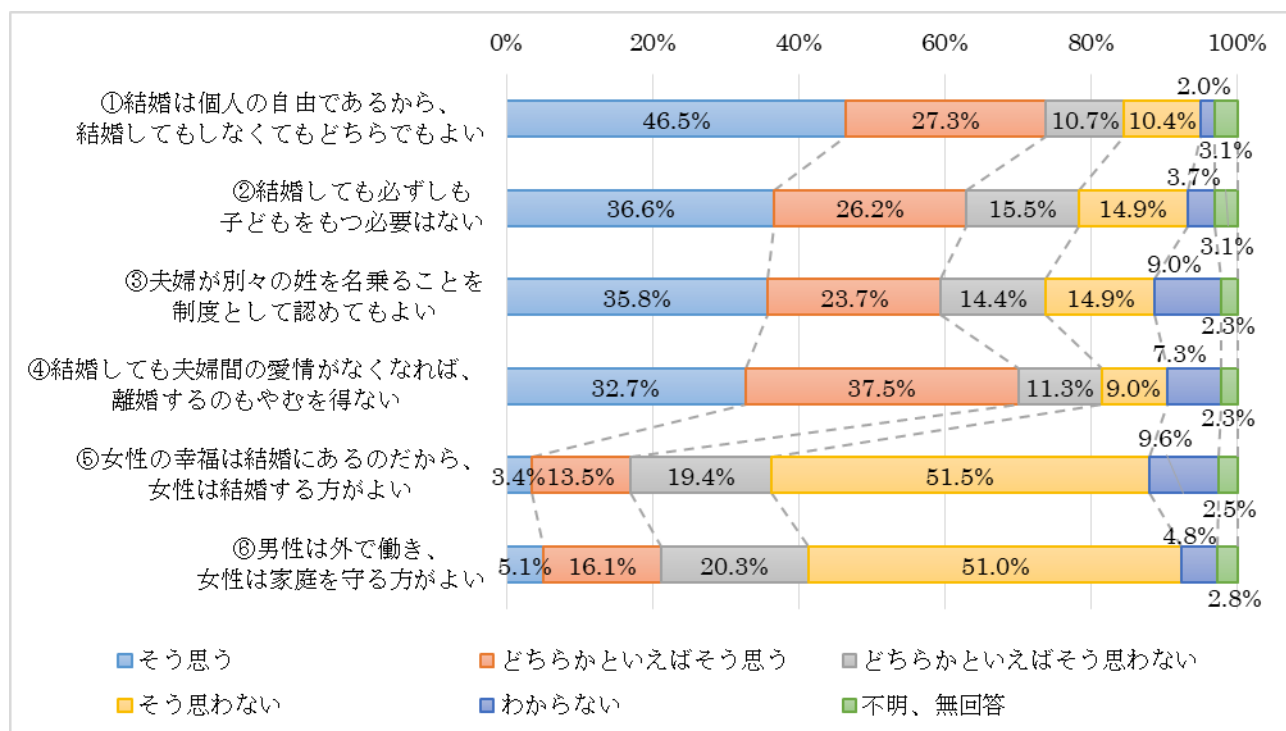


◆結婚していると回答した人の割合が最も高く、77.2%となっている。

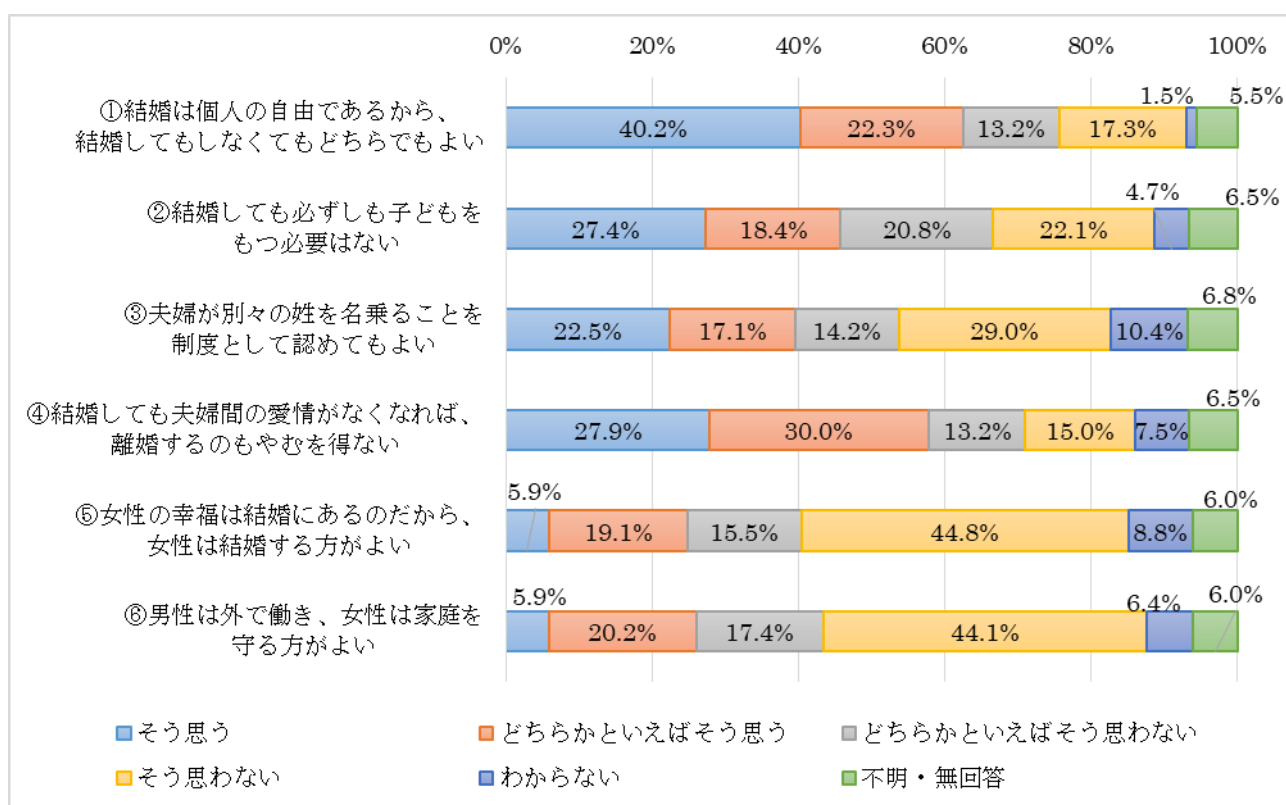
(2) 結婚、離婚や性別役割分担についての考え方

問 28 結婚、離婚や性別役割分担についての次の①～⑥の項目について、それぞれの1～5のうち、あなたの考えに最も近いものを選んで○印をつけてください。(それぞれ1つに○)

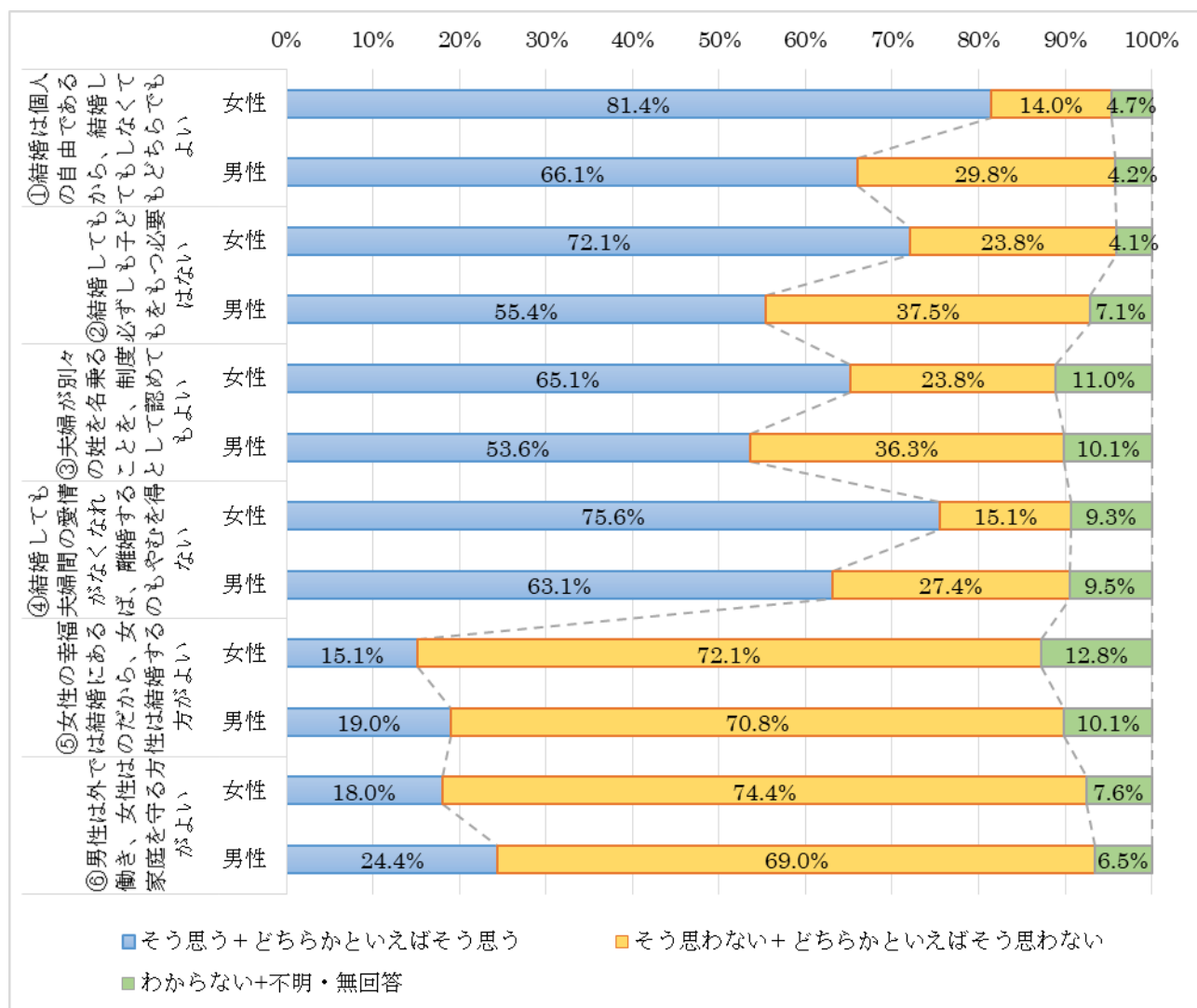
【図 28-1】



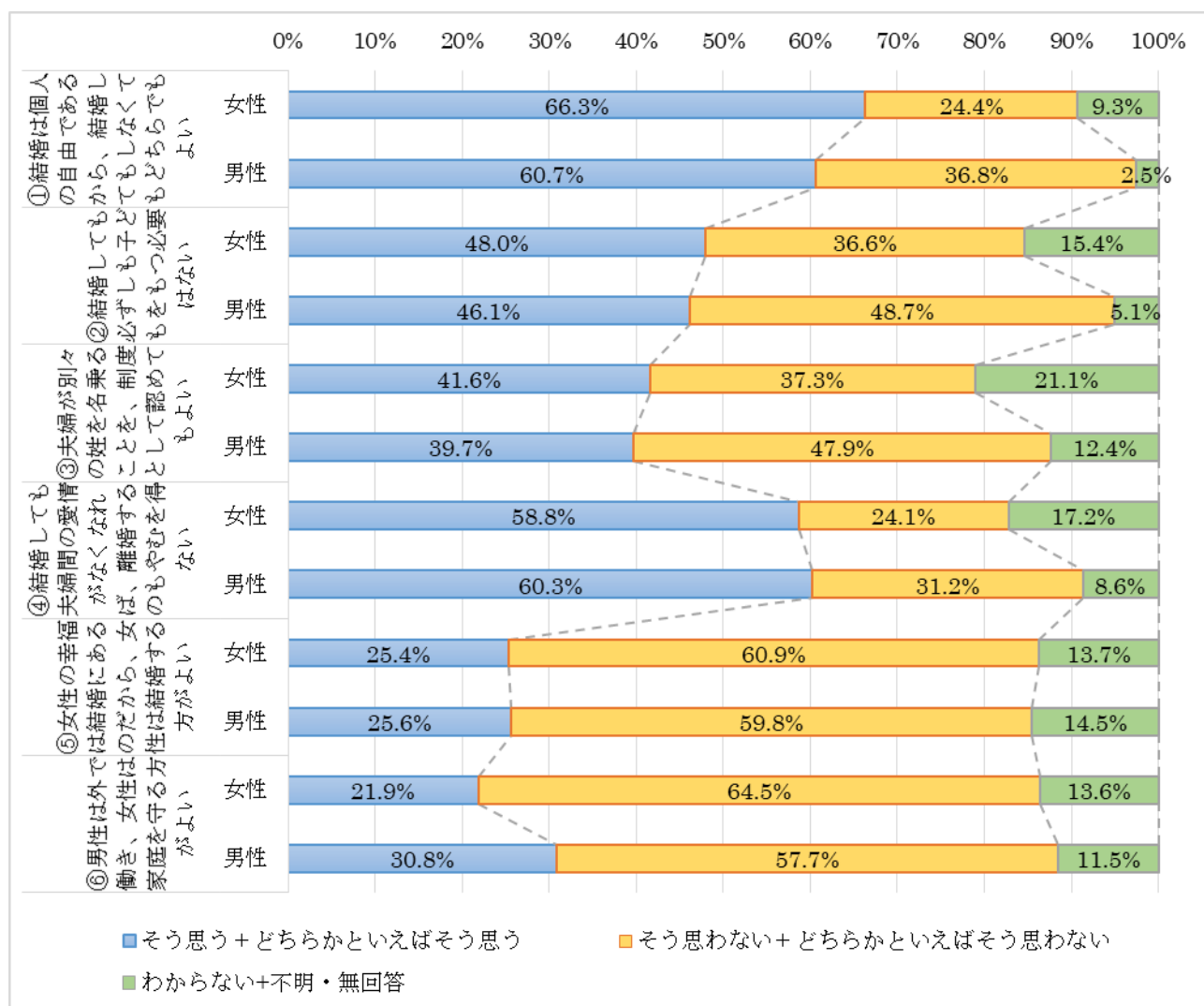
【図 28-2】 前回調査



【図 28-3】 男女別



【図 28-4】 前回調査



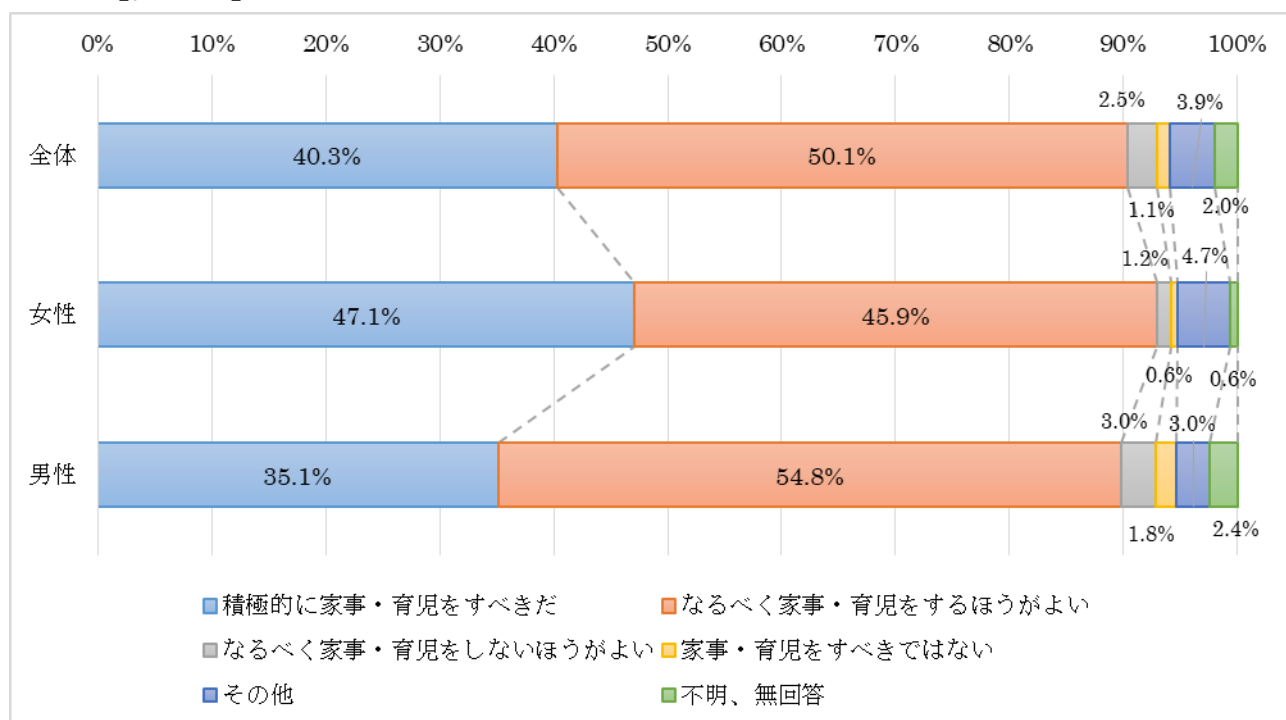
※前回調査結果では、「わからない」「不明・無回答」を除いたグラフとしていたが、今回調査と比較のため、「わからない」「不明・無回答」を含めたグラフに変更。

- ◆各項目のうち、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた肯定的な回答は、「結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい」が73.8%（前回62.5%）で最も多く、次いで「結婚しても夫婦間の愛情がなくなれば、離婚するのやむを得ない」が70.2%（前回57.9%）と割合が高くなっている。また、逆に、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた否定的な回答は、「男性は外で働き、女性は家庭を守る方がよい」が71.3%（前回61.5%）が最も多く、次いで「女性の幸福は結婚にあるのだから、女性は結婚する方がよい」が70.9%（前回60.3%）と続いている。
- ◆男女別にみると、「女性の幸福は結婚にあるのだから、女性は結婚する方がよい」、「男性は外で働き、女性は家庭を守る方がよい」以外の項目は、いずれも女性の方が男性より10～15%前後肯定的な回答が多くなっている。
- ◆「結婚しても必ずしも子どもをもつ必要はない」、「夫婦が別々の姓を名乗ることを、制度として認めてもよい」、「結婚しても夫婦間の愛情がなくなれば、離婚するのやむを得ない」については、肯定的な意見が50%を超えており、前回調査と比べ、肯定的な意見が大きく増加している。

(3) 男性が家事・育児をすること

問 29 あなたは、毎日の生活の中で男性が家事（炊事・洗濯・掃除）・育児など
をすることについて、どう思いますか。（1つに○）（新規項目）

【図 29-1】



- ◆全体でみると、「積極的に家事・育児をすべきだ」と「なるべく家事・育児をすべきだ」を合わせた肯定的な回答は 90.4%となっている。
- ◆男女別にみると、「積極的に家事・育児をすべきだ」と「なるべく家事・育児をすべきだ」を合わせた肯定的な回答は女性 93.0%、男性 89.9%とどちらも高い結果となっているが、「積極的に家事・育児をすべきだ」と回答した人は、女性 47.1%、男性 35.1%と女性の方が 12%高くなっている。

5. 家庭生活について

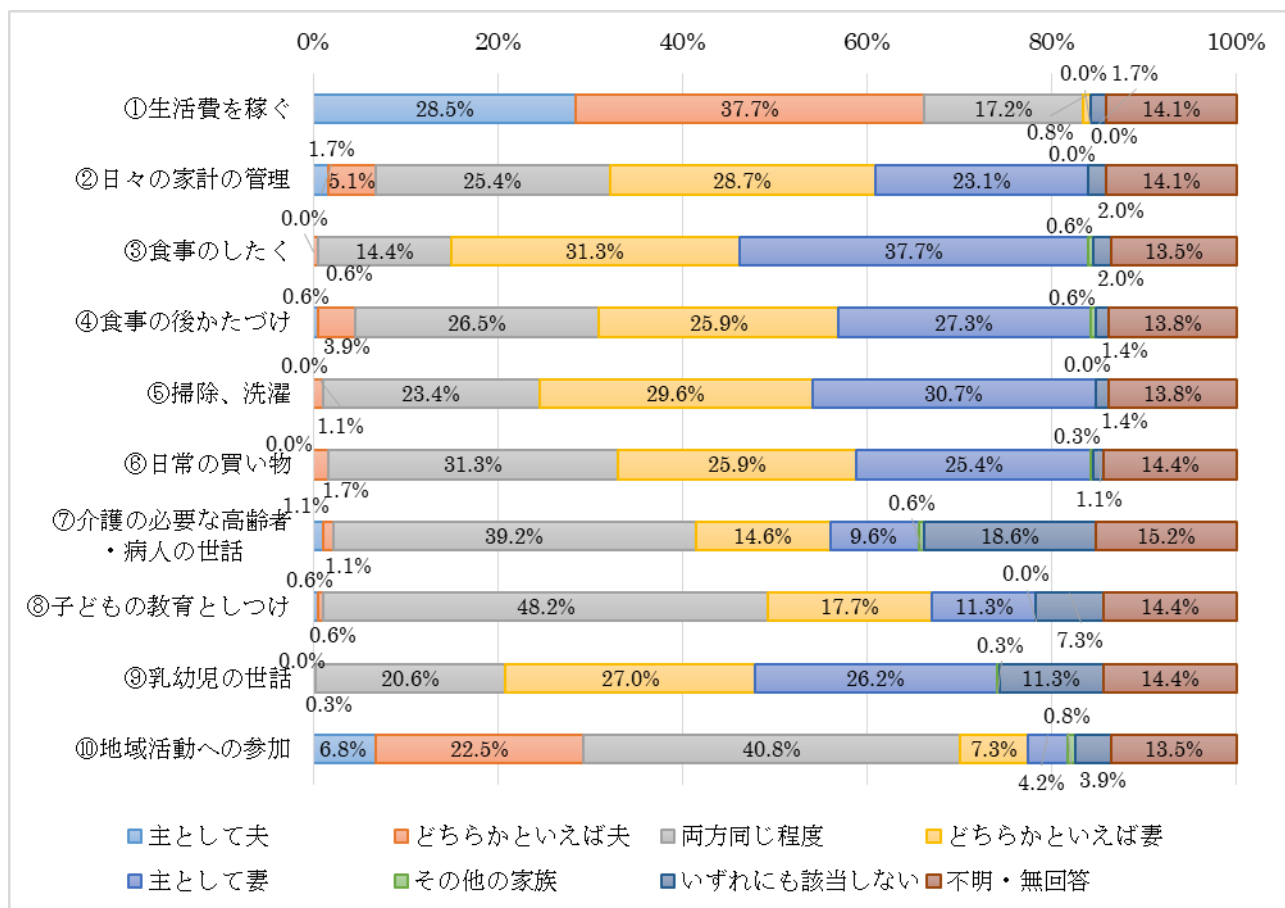
(1) 家庭の仕事の役割

問 30 下の表のような家庭での役割について、あなたはどのように思われますか。①～⑩の項目について、【現状】と【理想】について、それぞれ1～7のあてはまる番号に○印をつけてください。

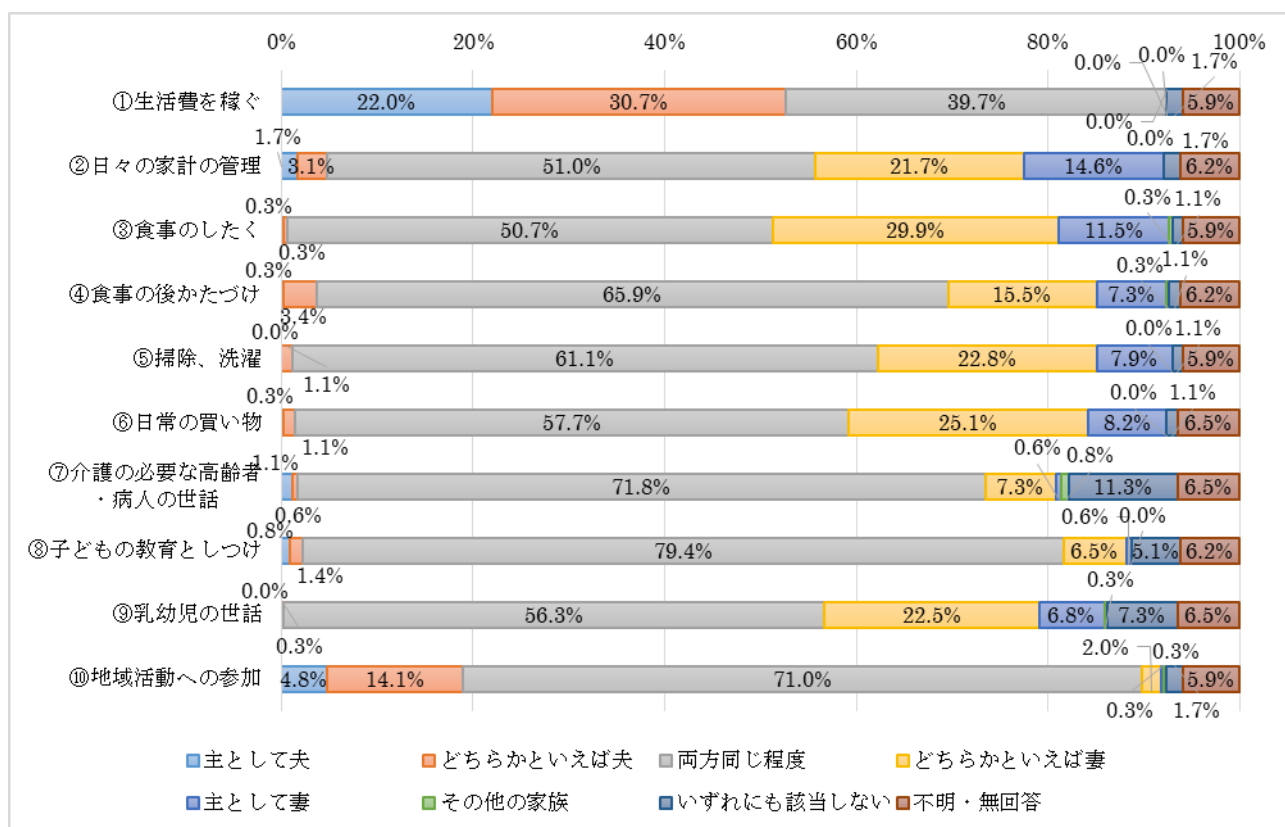
配偶者のいない方は、【理想】のみお答えください。（それぞれ1つに○）

（一部変更） ※今回調査は【現状】を追加

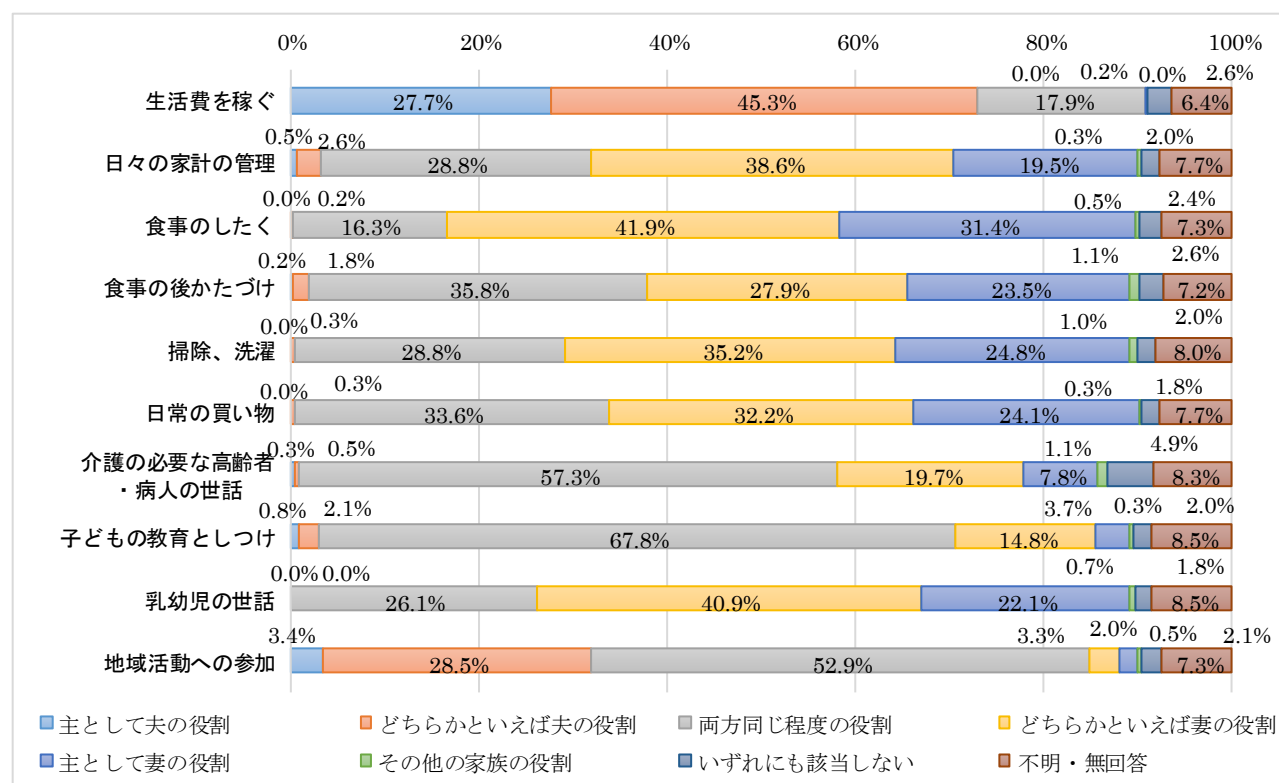
【図 30-1】全体的現状



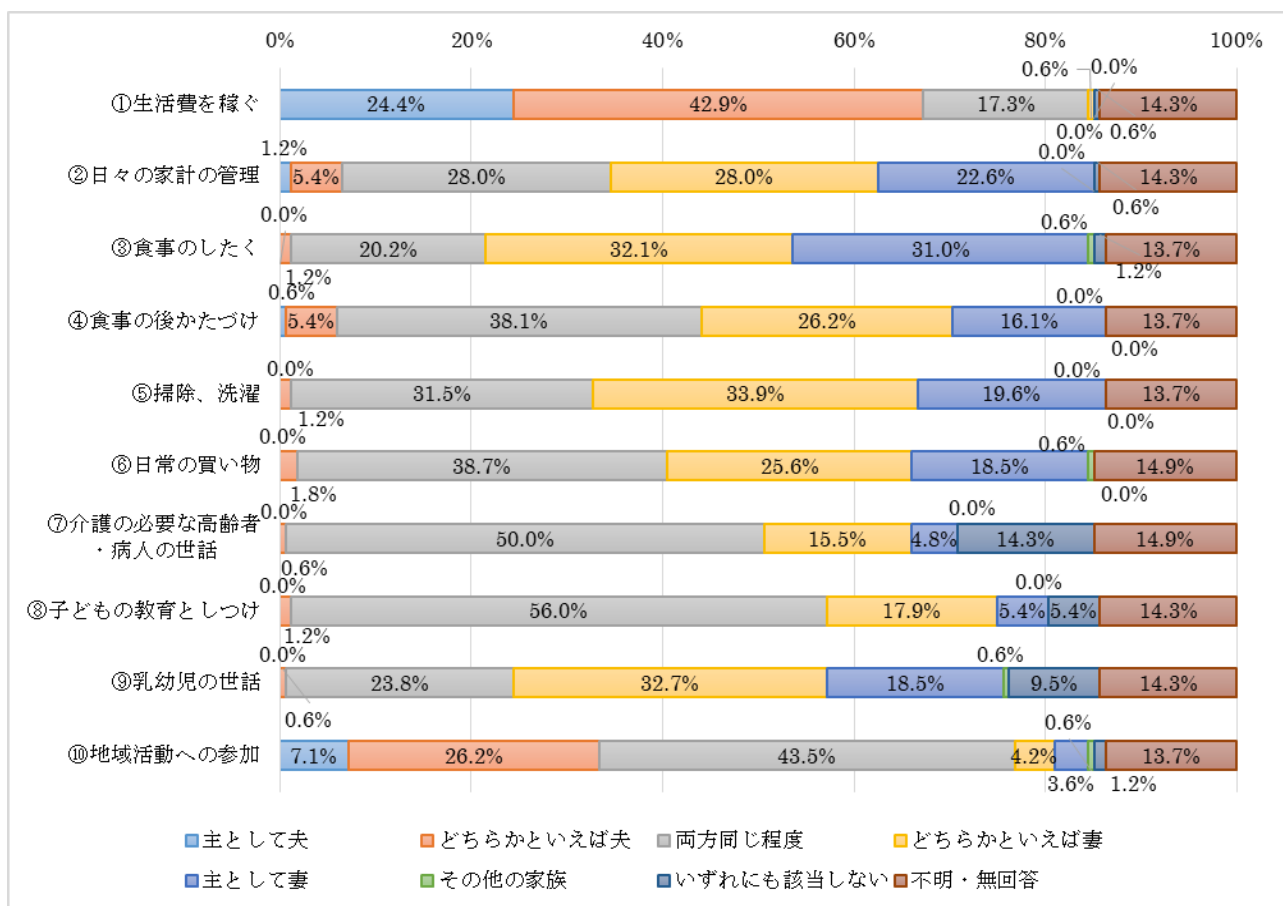
【図 30-2】全体理想



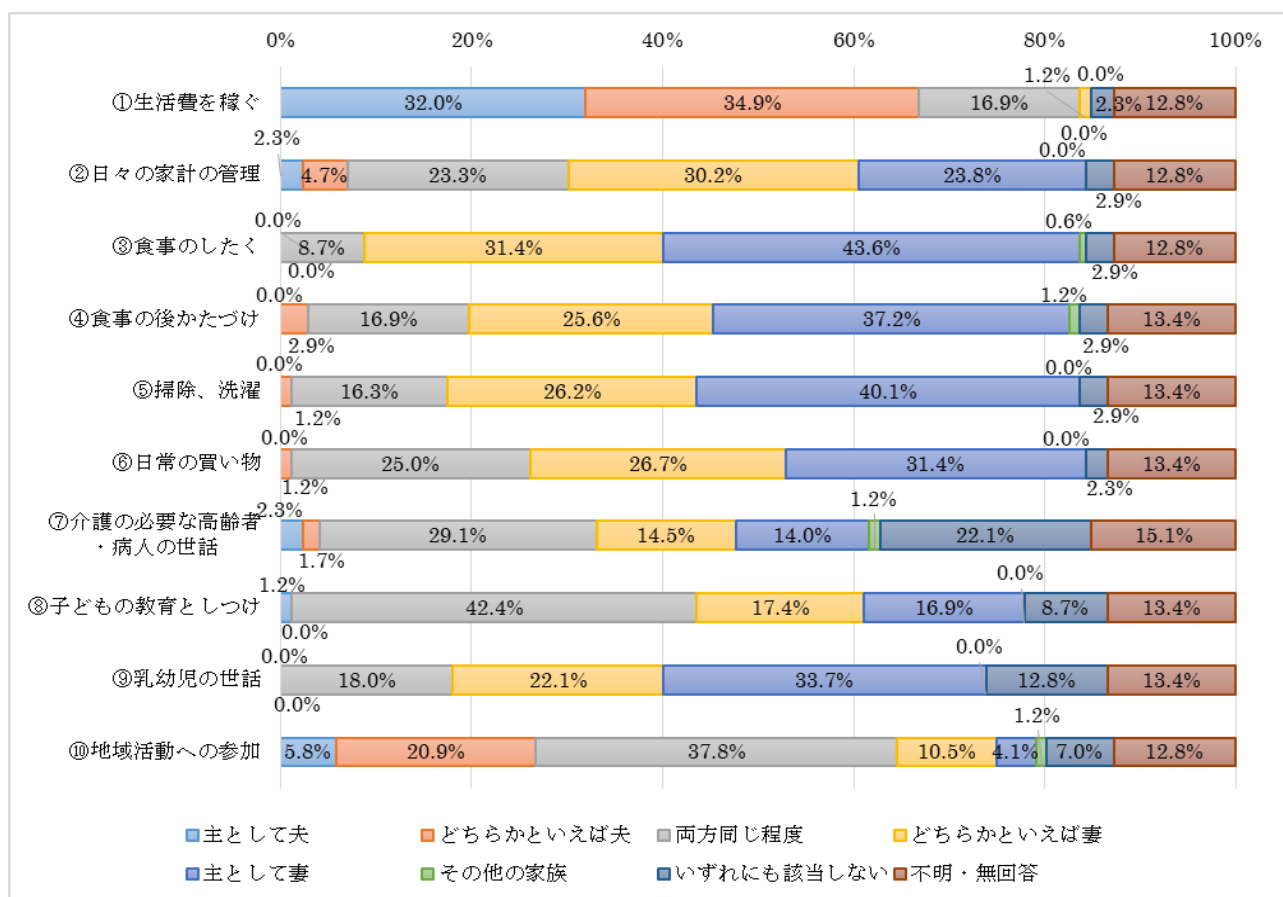
【図 30-3】前回調査（理想）



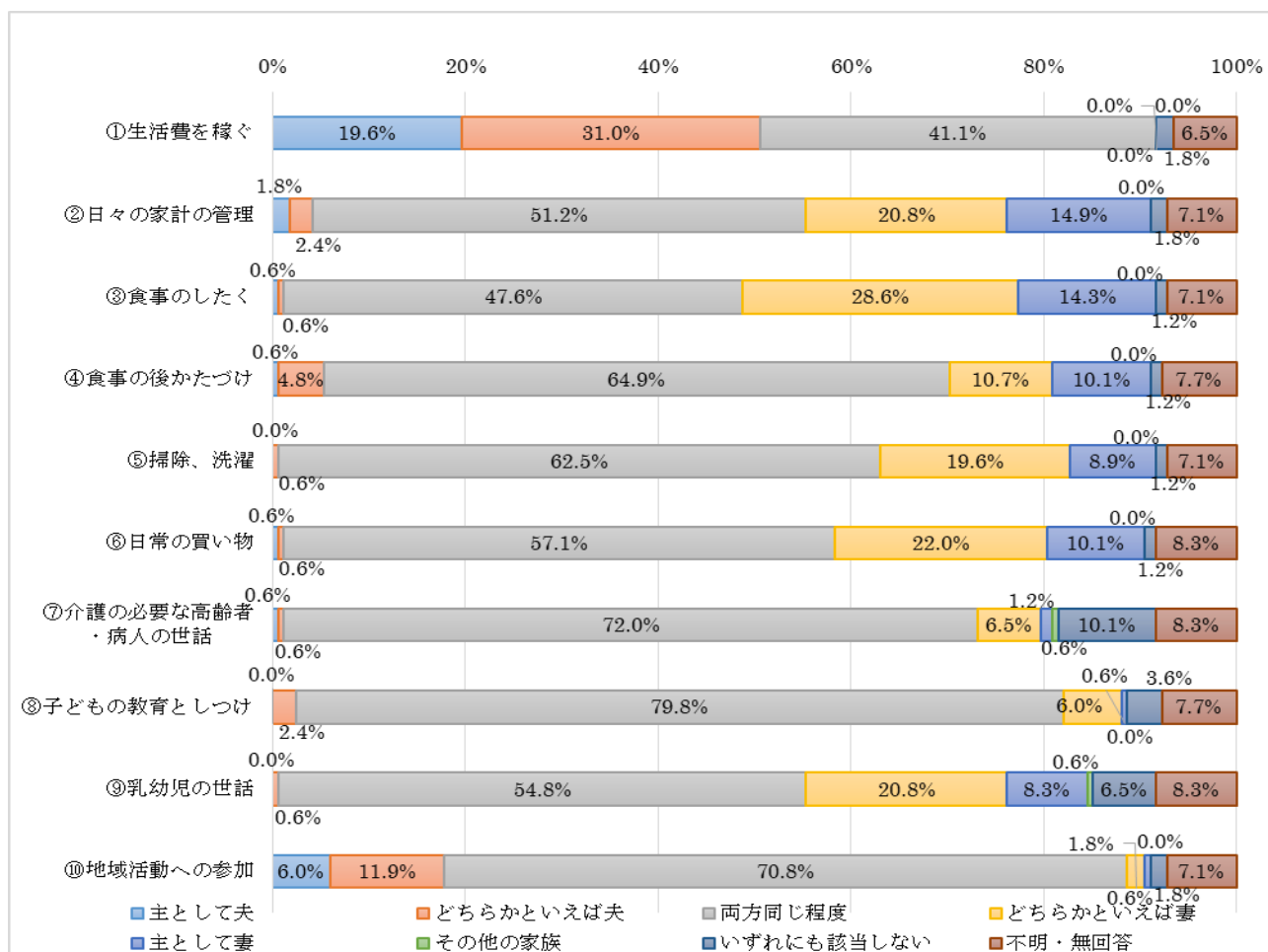
【図 30-4】 男女別（男性現状）



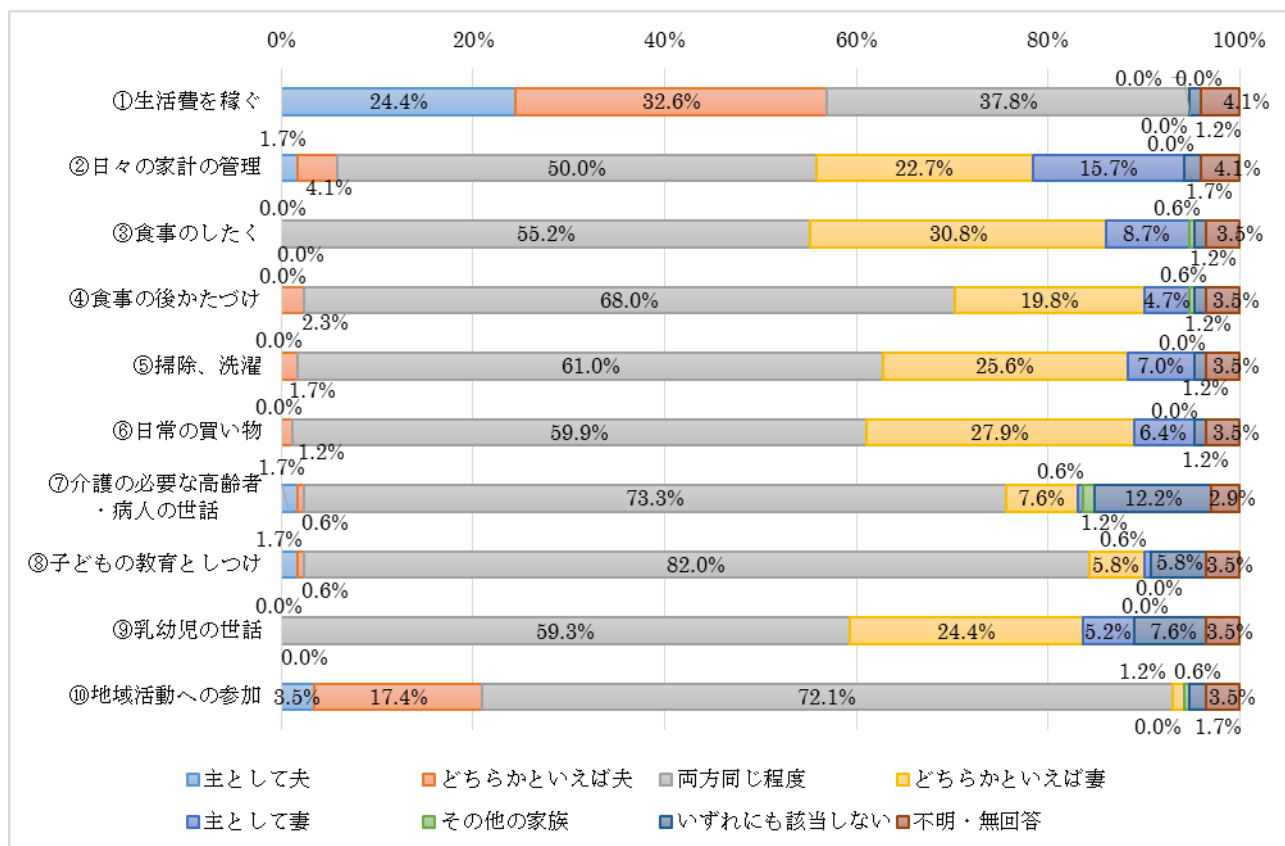
【図 30-5】 男女別（女性現状）



【図 30-6】 男女別（男性理想）



【図 30-7】 男女別（女性理想）



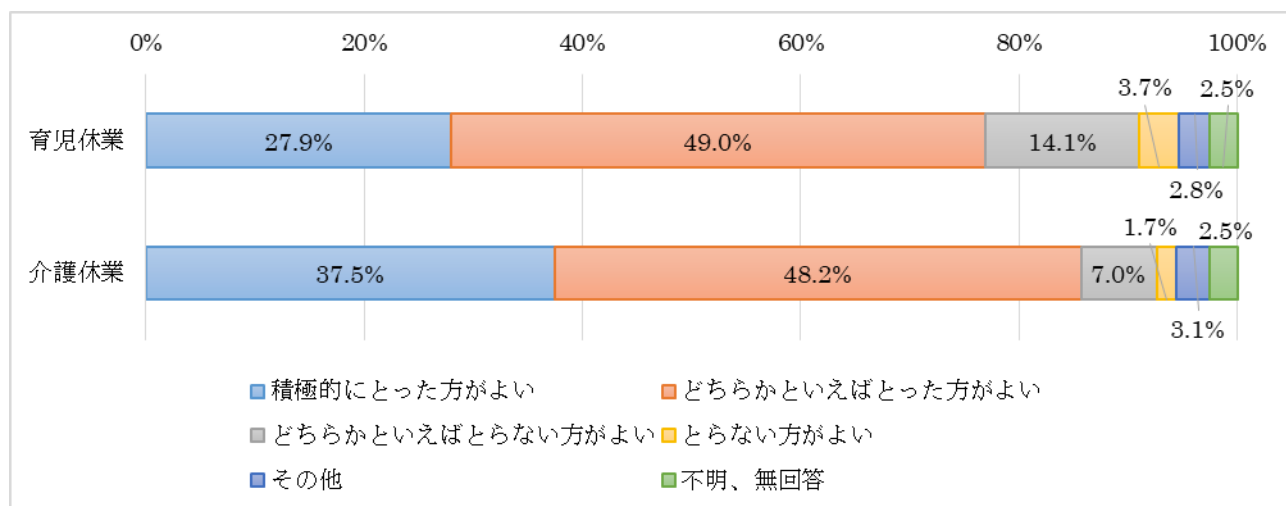
- ◆全体の「現状」をみると、「生活費を稼ぐ」では、「主として夫の役割」と「どちらかといえば夫の割合」を合わせた割合は、66.2%となっている。逆に、「主として妻の役割」と「どちらかといえば妻の割合」を合わせた割合が50%を超えている項目は、「日々の家計の管理」、「食事のしたく」、「食事の後かたづけ」、「掃除、洗濯」、「日常の買い物」、「乳幼児の世話」となっている。また、各項目で最も多い数値となった回答が「両方同じ程度の役割」であった項目は、「日常の買い物」、「介護の必要な高齢者・病人の世話」、「子どもの教育としつけ」、「地域活動への参加」となっている。
- ◆全体の「理想」をみると、すべての項目において、「両方同じ程度の役割」が最も多い割合となっており、「理想」と「現状」に差がみられる。
- ◆男女別に「現状」をみると、男性は、多くの項目で「両方同じ程度の役割」が最も多い割合となっているのに対し、女性は、多くの項目で「主として妻の役割」または、「どちらかといえば妻の役割」が最も多い割合となっており、男女間で差があるという結果になっている。
- ◆男女別に「理想」をみると、「生活費を稼ぐ」の項目については、男性、女性ともに「主として夫の役割」と「どちらかといえば夫の割合」が多くなっているものの、すべての項目で、「両方同じ程度の役割」が最も多くなっている。また、家事・育児に関する項目では、「主として妻の役割」と「どちらかといえば妻の割合」と回答した人の割合が多くなっているが、男女で大きな差はなかった。
- ◆県の調査（現実）では、「主に夫（男性）」と「主に夫（男性）だが、妻（女性）も分担」を合わせた割合が高い項目は、「生活費を稼ぐ」78.3%、「地域活動への参加」43.8%となっている。一方、「主に妻（女性）」と「主に妻（女性）だが、夫（男性）も分担」を合わせた割合が高い項目は、「食事のしたく」、「掃除、洗濯」、「日常の買い物」、「食事の後かたづけ」、「育児」となっており、市、県ともに同じ傾向になっている。

6. 男性の参画について

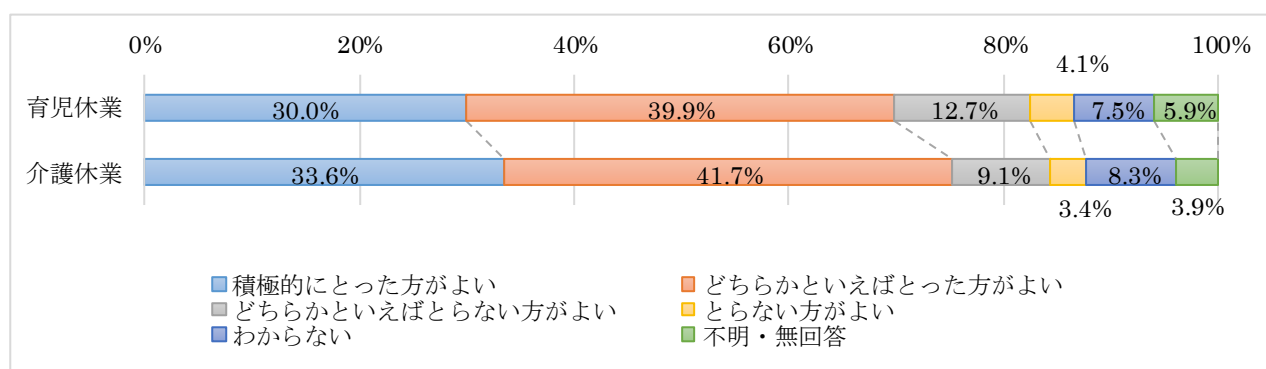
(1) 男性が育児・介護休業を取得すること

問 3 1 育児や家族介護を行うために育児休業や介護休業を取得できる制度がありますが、あなたは、男性が育児休業や介護休業をとることについてどう思いますか。

【図 31-1】



【図 31-2】 前回調査

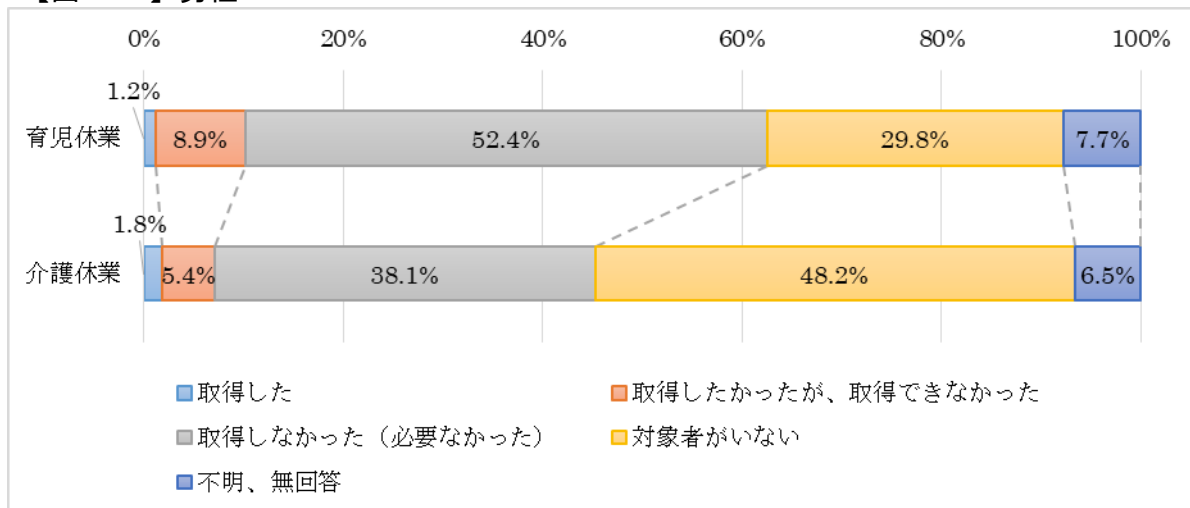


- ◆「育児休業」は、「積極的にとった方がよい」と「どちらかといえばとった方がよい」を合わせた肯定的な回答は、76.9%（前回 69.9%）で、逆に「とらない方がよい」と「どちらかといえばとらない方がよい」を合わせた否定的な回答は、17.8%（前回 16.8%）となっている。
- ◆「介護休業」は、「積極的にとった方がよい」と「どちらかといえばとった方がよい」を合わせた肯定的な回答は、85.7%（前回 75.3%）で、逆に「とらない方がよい」と「どちらかといえばとらない方がよい」を合わせた否定的な回答は、8.7%（前回 12.5%）となっている。
- ◆いずれも多くの人々が取得に肯定的な回答でしたが、「育児休業」より「介護休業」の方が肯定的な意見が多くなっている。

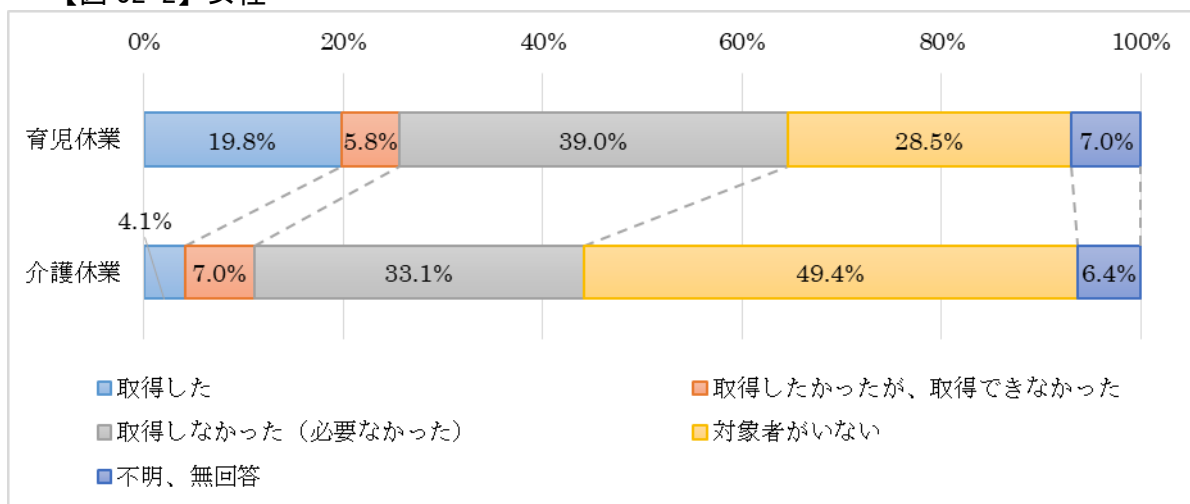
(2) 育児・介護休業の取得

問 3 2 あなた又は配偶者は、育児休業や介護休業を取得したことがありますか。
配偶者のいない方は、【あなた】のみお答えください。
(それぞれ1つに○) (新規項目)

【図 32-1】 男性



【図 32-2】 女性

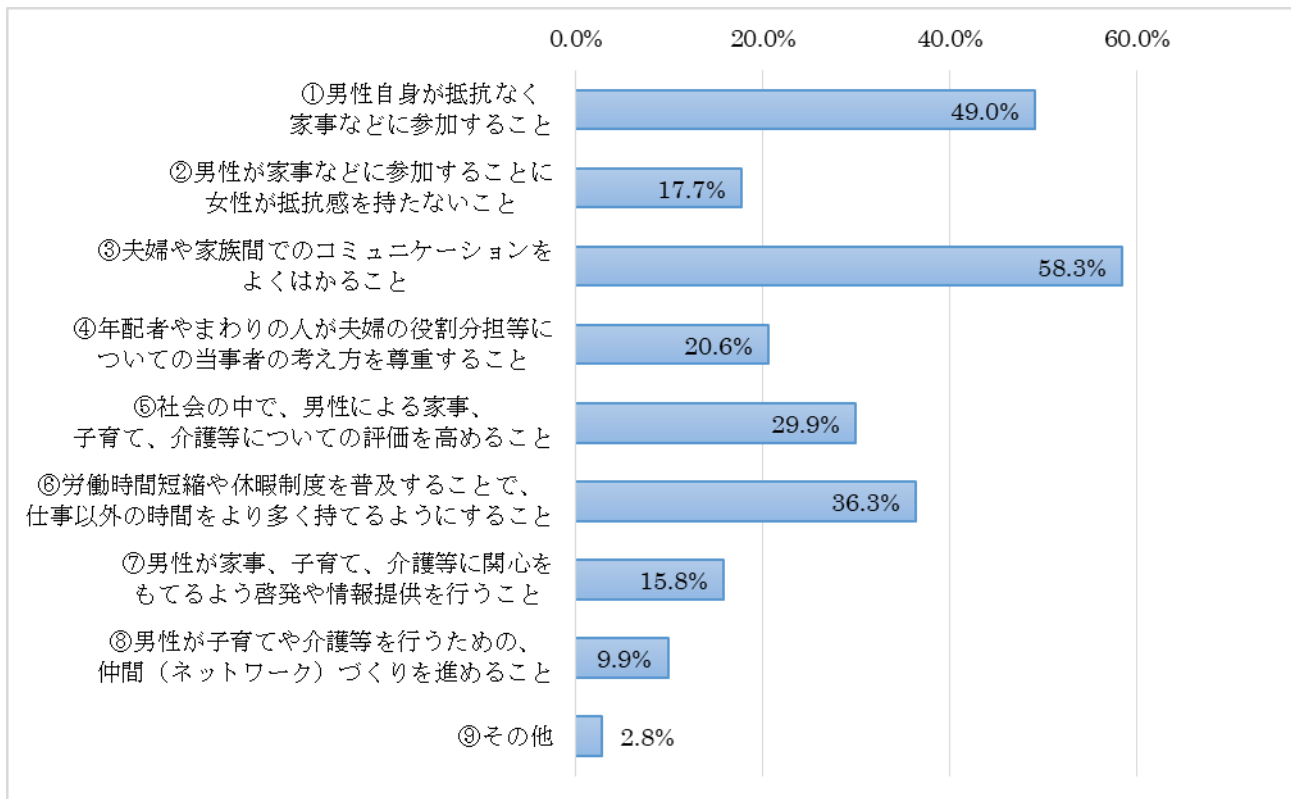


- ◆「育児休業」をみると、「取得した」と回答した人は、男性 1.2%、女性 19.8%で、18%以上の差がみられる。一方、「取得したかったが、取得できなかった」と回答した人は、男性 8.9%、女性 5.8%で、男性の方が多いという結果となっている。
- ◆「介護休業」をみると、「取得した」と回答した人は、男性 1.8%、女性 4.1%であり、男女ともに低い結果となっている。

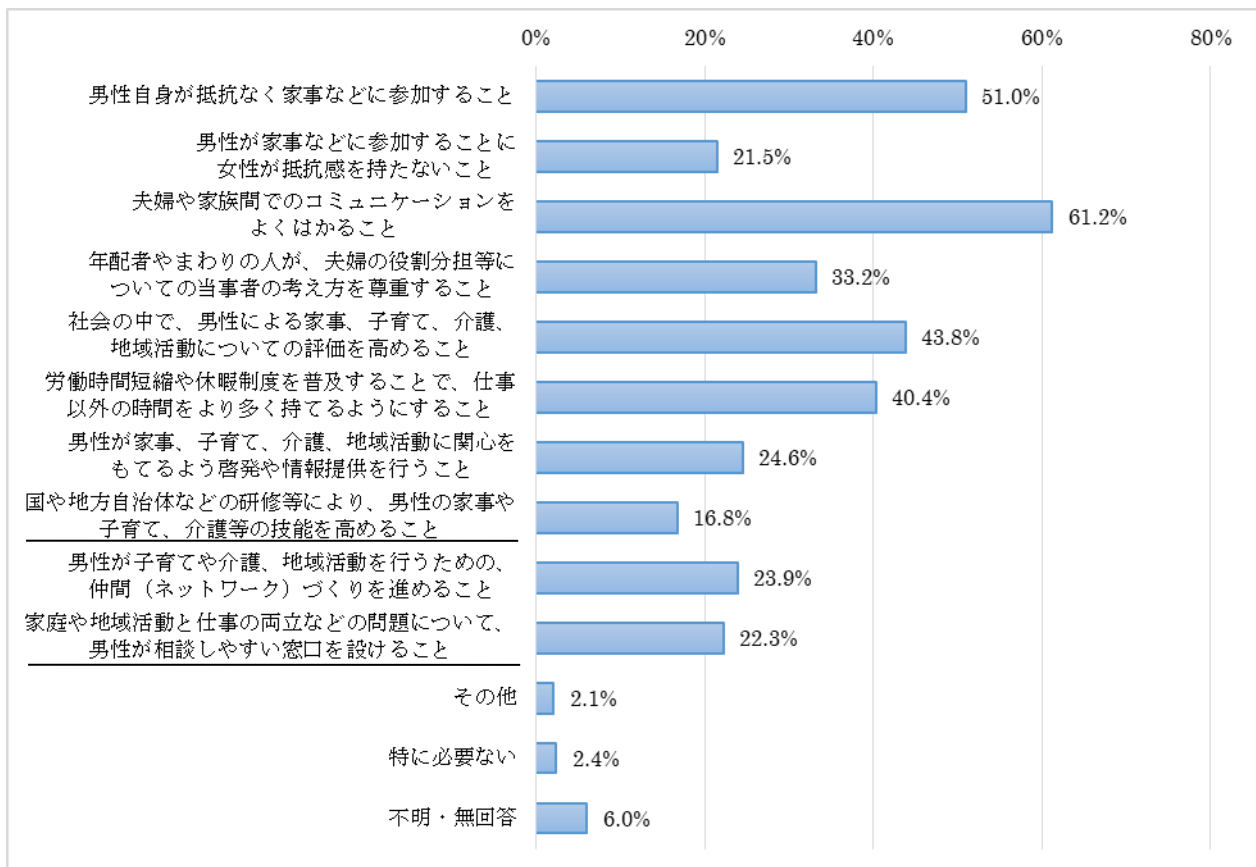
(3) 男性が家事、育児、介護などに参加するために必要なこと

問 33 あなたは、今後男性が女性とともに家事、子育て、介護などに積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)
(項目一部変更)

【図 33-1】



【図 33-2】 前回調査（〇はいくつでも）



※今回調査では、前回調査の「国や地方自治体などの研修等により、男性の家事や子育て、介護等の技能を高めること」「家庭や地域と仕事の両立などの問題について、男性が相談しやすい窓口を設けること」を削除した。

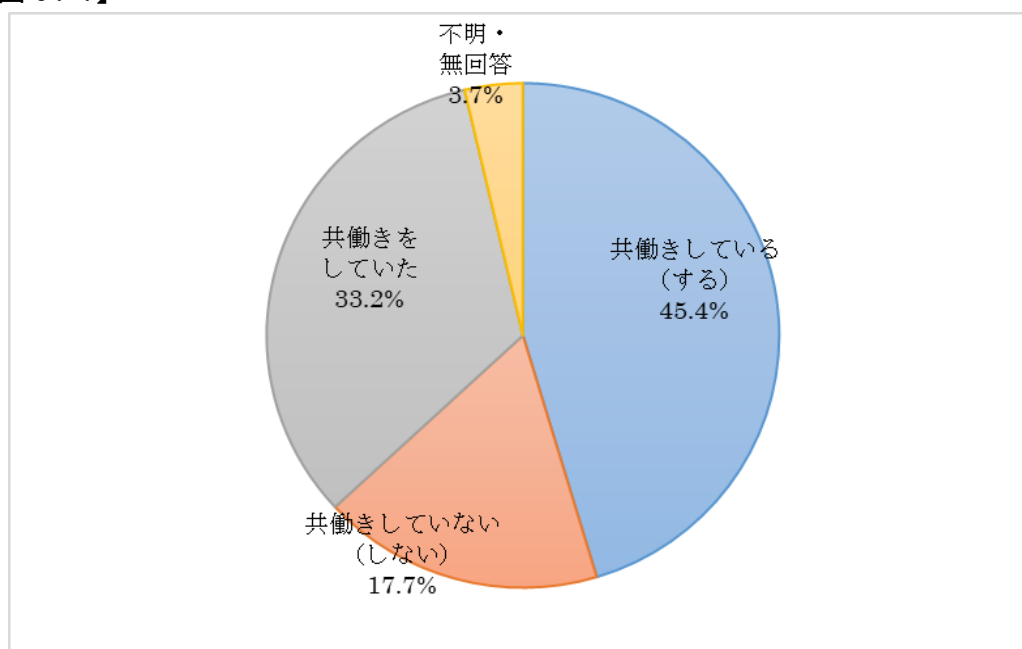
◆「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が58.3%で最も多く、次いで「男性自身が抵抗なく家事などに参加すること」が49.0%、「労働時間短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること」が36.3%となっている。

7. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について

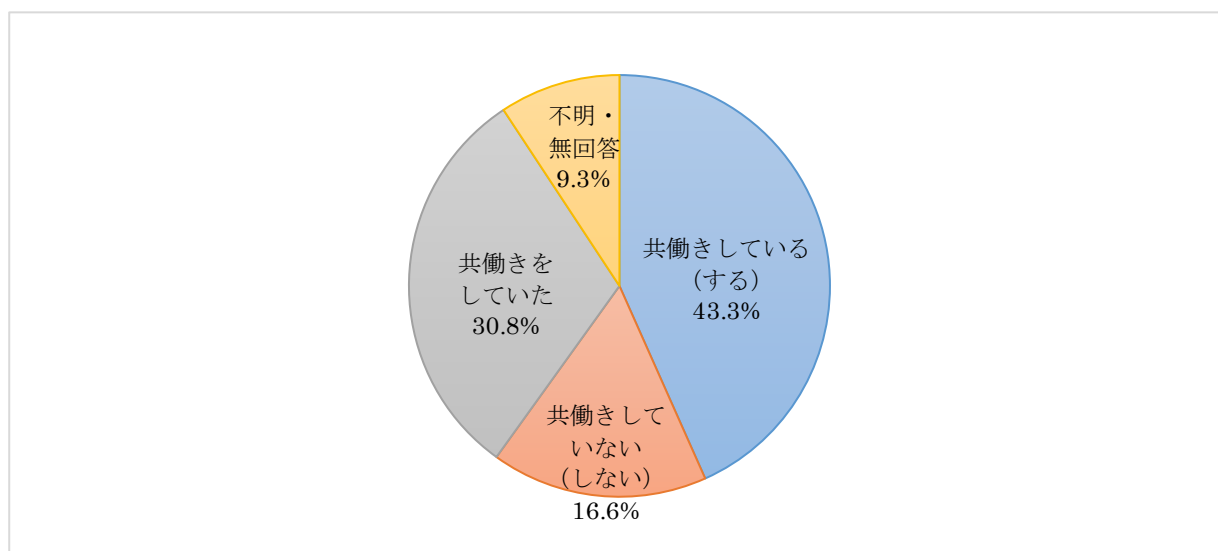
(1) 共働きしている（する）か

問 34 共働きの有無（結婚していない方は結婚したらどうしますか。）（1つに○）

【図 34-1】



【図 34-2】 前回調査



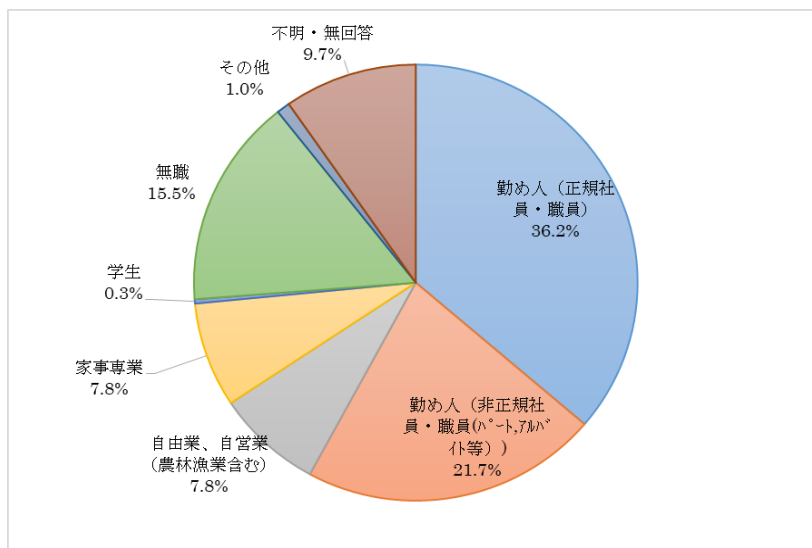
◆「共働きしている（する）」と「共働きしていた」を合わせると、78.6%の人が共働きの経験があるか、共働きたいという意識があることがわかった。

(2) 配偶者の職業

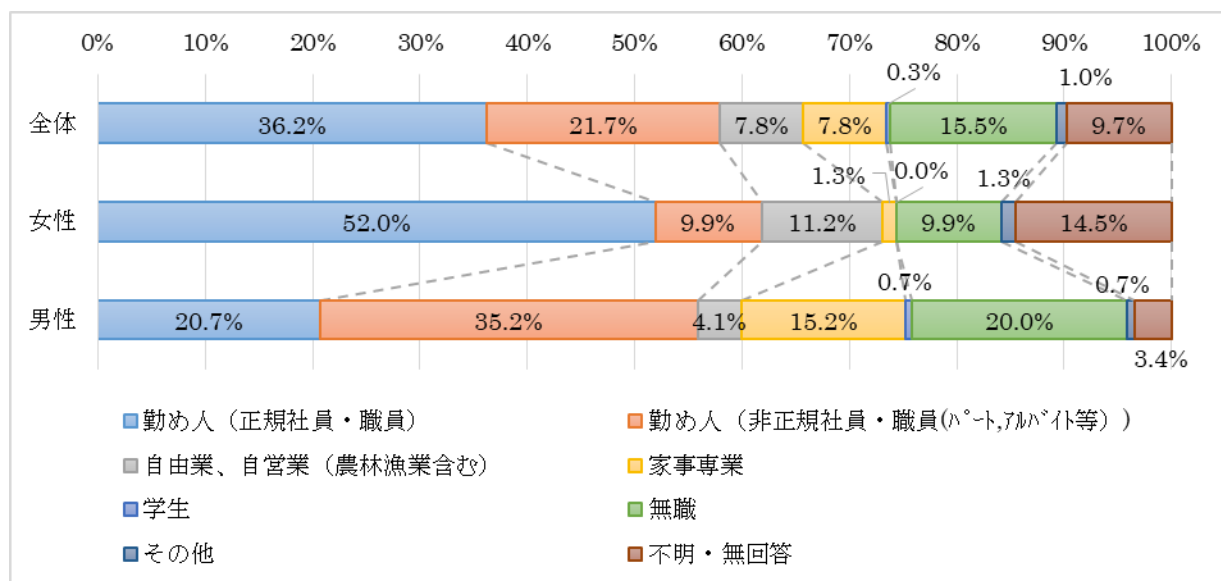
問 35 配偶者（またはパートナー）がいる方にお聞きします。

あなたの配偶者（またはパートナー）の職業は。（1つに○）

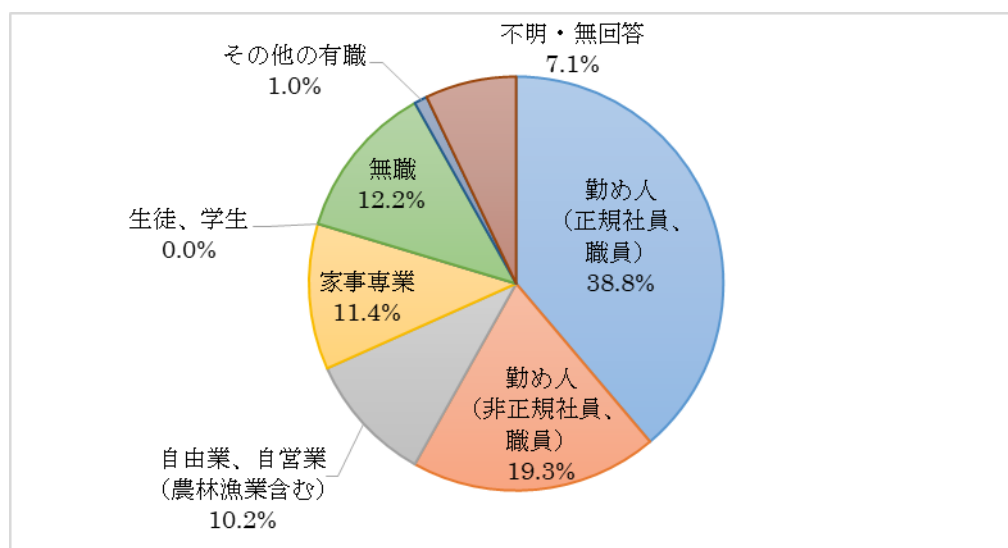
【図 35-1】



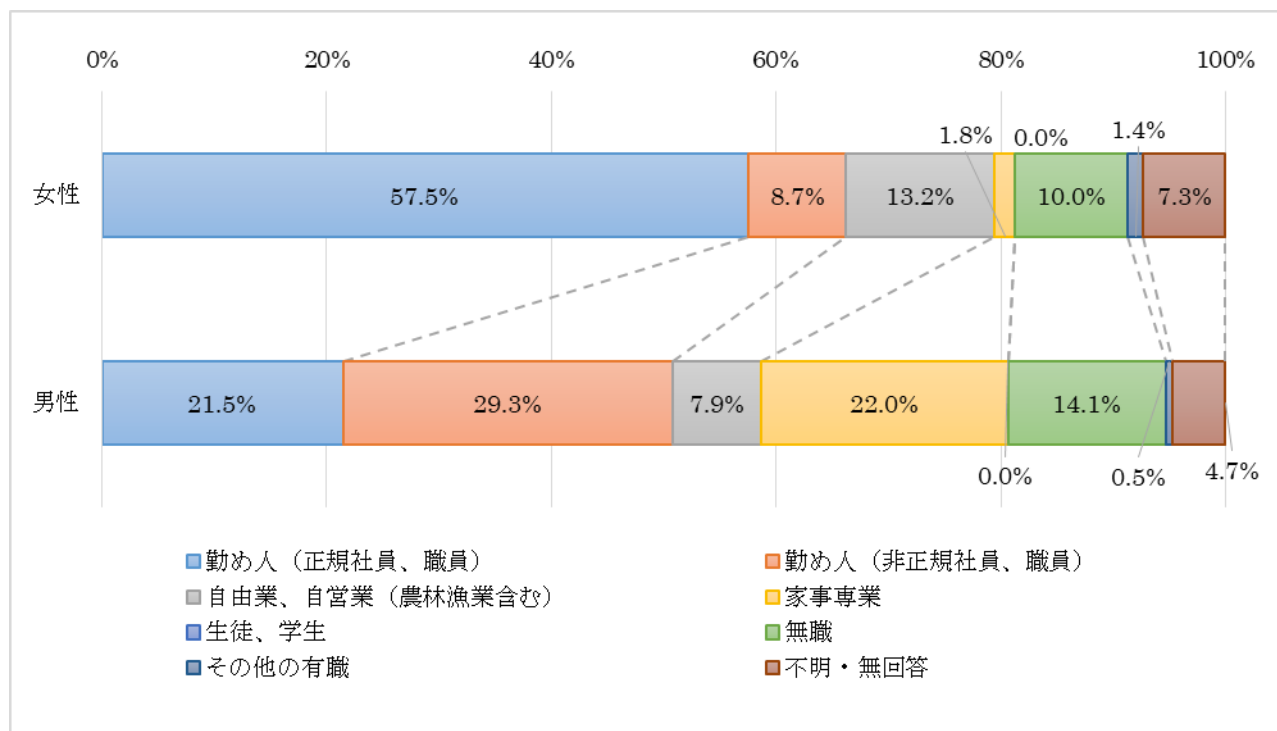
【図 35-2】 男女別



【図 35-3】 前回調査



【図 35-4】 前回調査 男女別

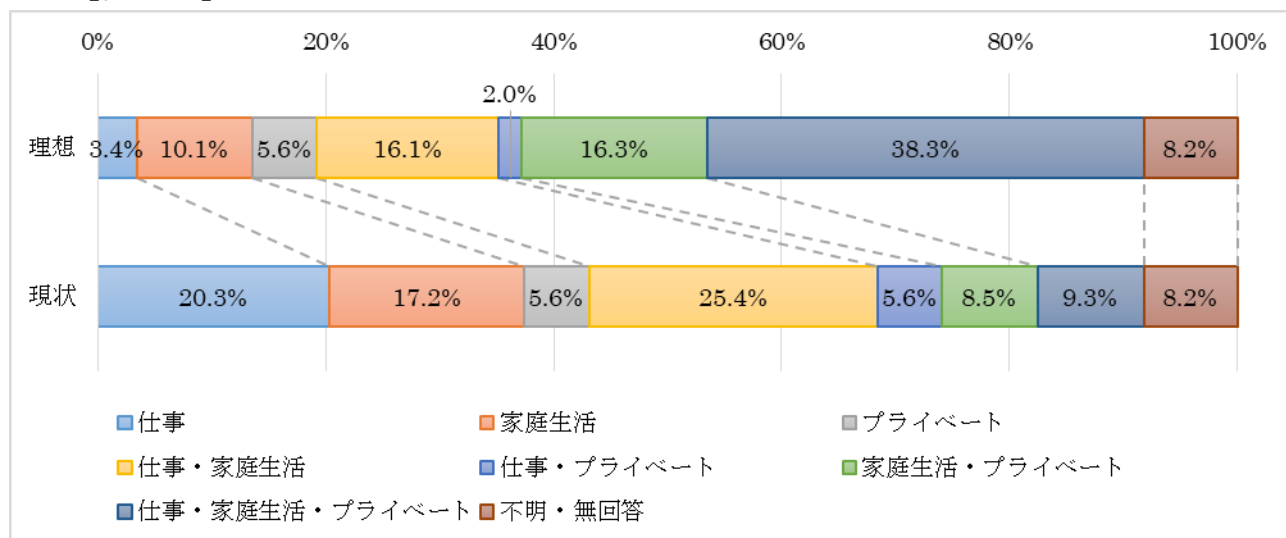


- ◆全体で最も多かった回答は、「勤め人（正規社員、職員）」が 36.2%で最も多く、次いで「勤め人（非正規社員、職員（臨時・パート・アルバイト等）」が 21.7%と続いている。
- ◆男女別にみると、女性の配偶者は「勤め人（正規社員、職員）」が 52.0%となっているものの、男性の配偶者で最も多いのは「勤め人（非正規社員、職員（臨時・パート・アルバイト等）」で 35.2%となっており、男女で差がみられる。

(3) 生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「プライベートな時間」の優先度

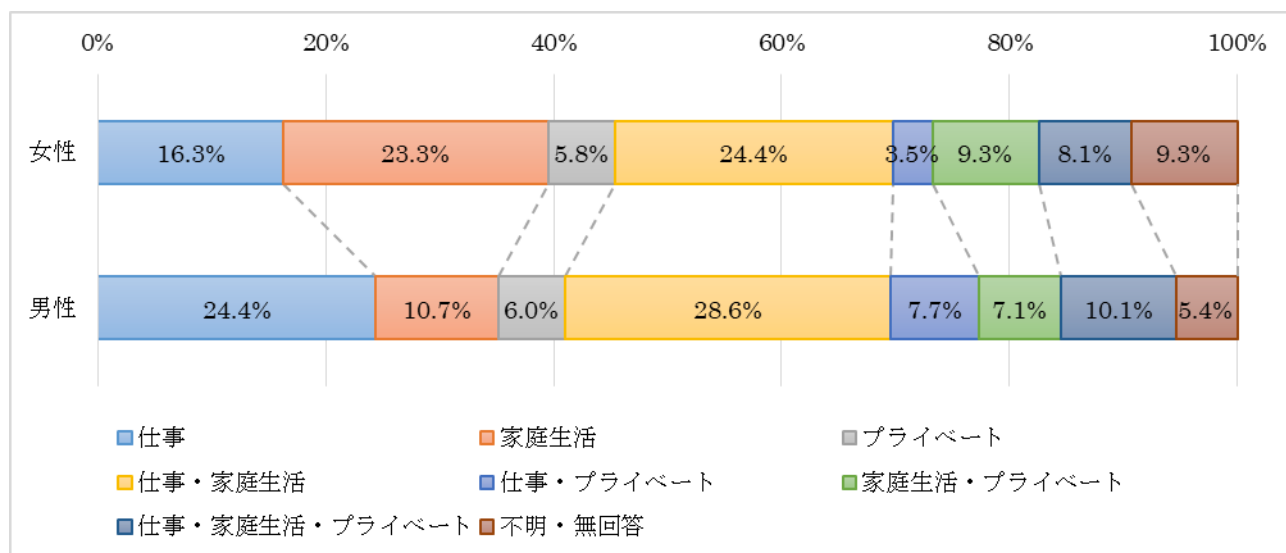
問 36 「仕事」、「家庭生活」、「プライベートな時間」の優先度について、あなたの【現状】の優先度と、【理想】の優先度をお答えください。
(それぞれ1つに○) (項目一部変更)

【図 36-1】

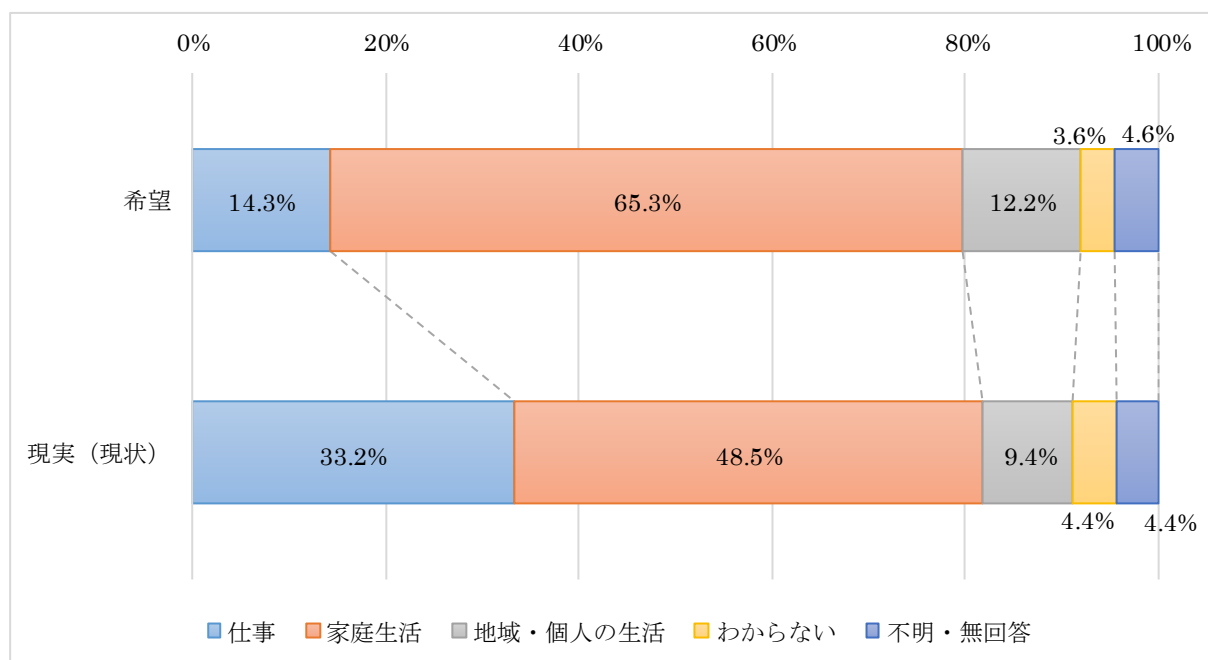


※今回調査では、前回調査の「仕事」「家庭」「地域・個人の生活」の単独の選択肢だけでなく、それぞれの組み合わせパターンも選択肢として追加した。

【図 36-2】男女別（現状）



【図 36-3】 前回調査

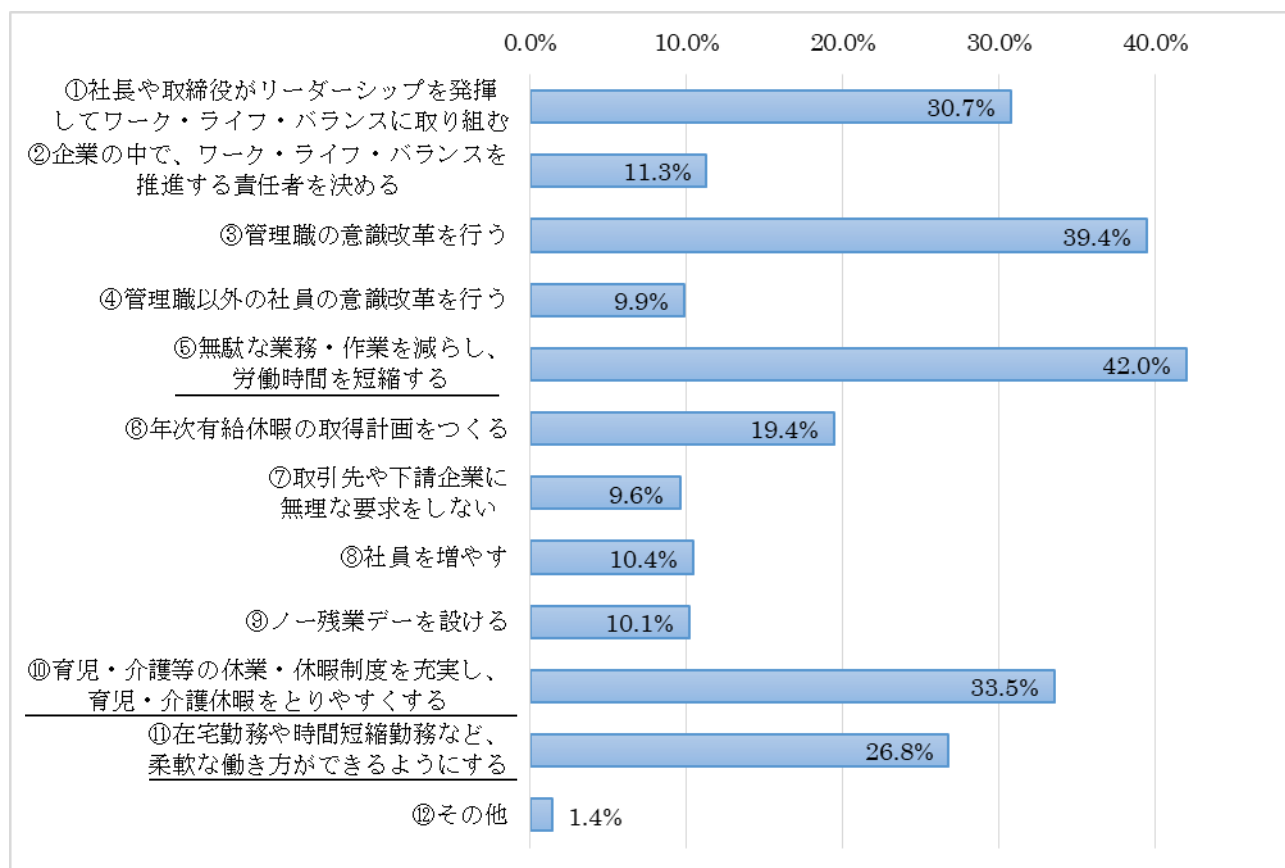


- ◆「理想」をみると、「仕事・家庭生活・プライベート」が 38.3%で最も多く、次いで、「家庭生活・プライベート」が 16.3%、「仕事・家庭生活」が 16.1%となっている。一方、「現実（現状）」をみると、「仕事・家庭生活」が 25.4%、「仕事」20.3%、「家庭生活」が 17.2%となっており、「理想」と「現状」には、大きな差がみられる。
- ◆男女別に「現状」をみると、男女ともに「仕事・家庭」と回答した人の割合が最も多く、2 番目に多い回答は、男性は「仕事」で、女性は「家庭」となっている。

(4) 仕事と生活の調和がとれる生活（ワーク・ライフ・バランス）の取組で必要なこと

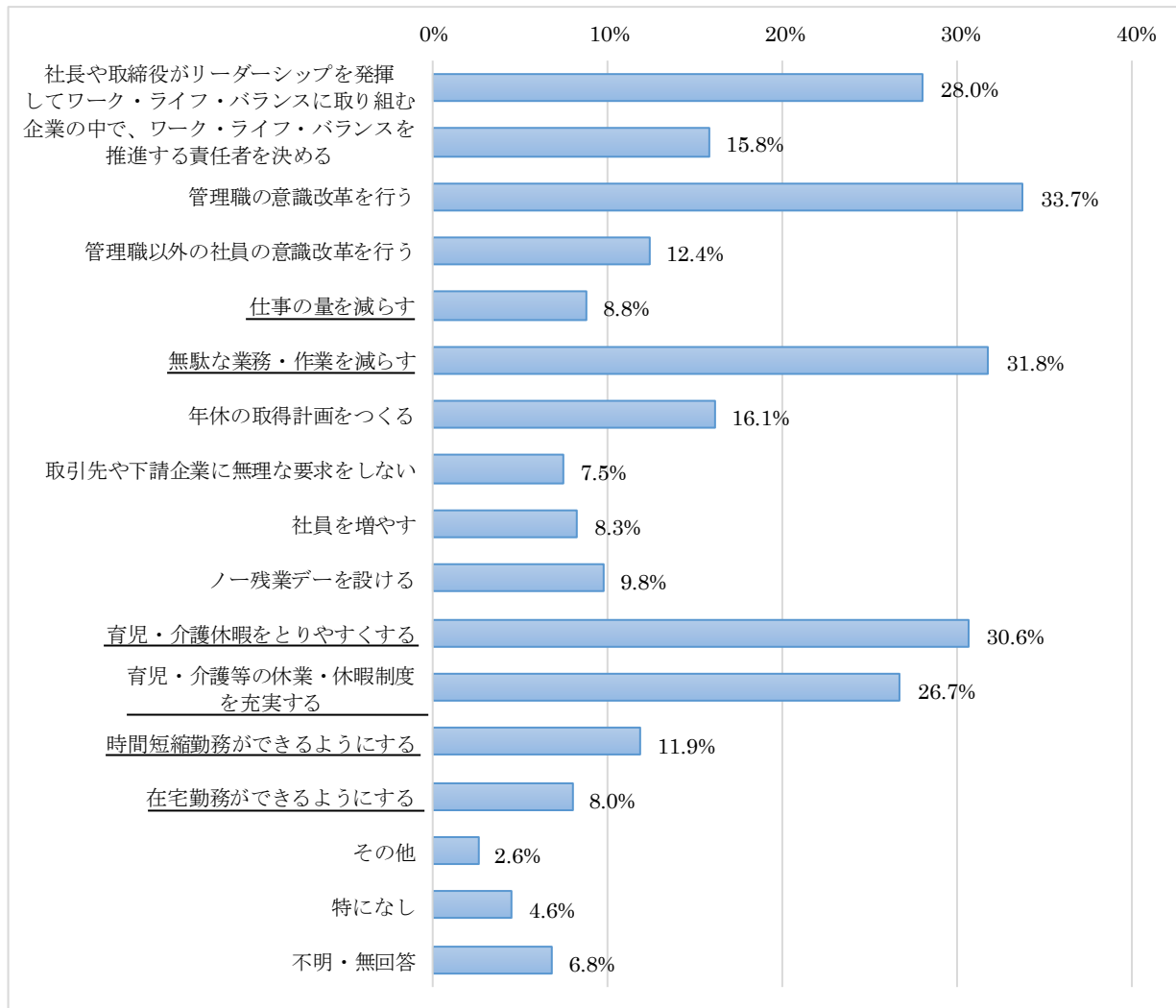
問 37 「仕事と生活の調和がとれる生活（ワーク・ライフ・バランス）が実現された社会」に近づくために、企業による取り組みと行政による取り組みが考えられますが、あなたはそれぞれどのような取組が必要だと思われますか。あなたのお考えに近い番号を選んでください。 （項目一部変更）

【図 37-1】企業による取り組み（○は3つまで）



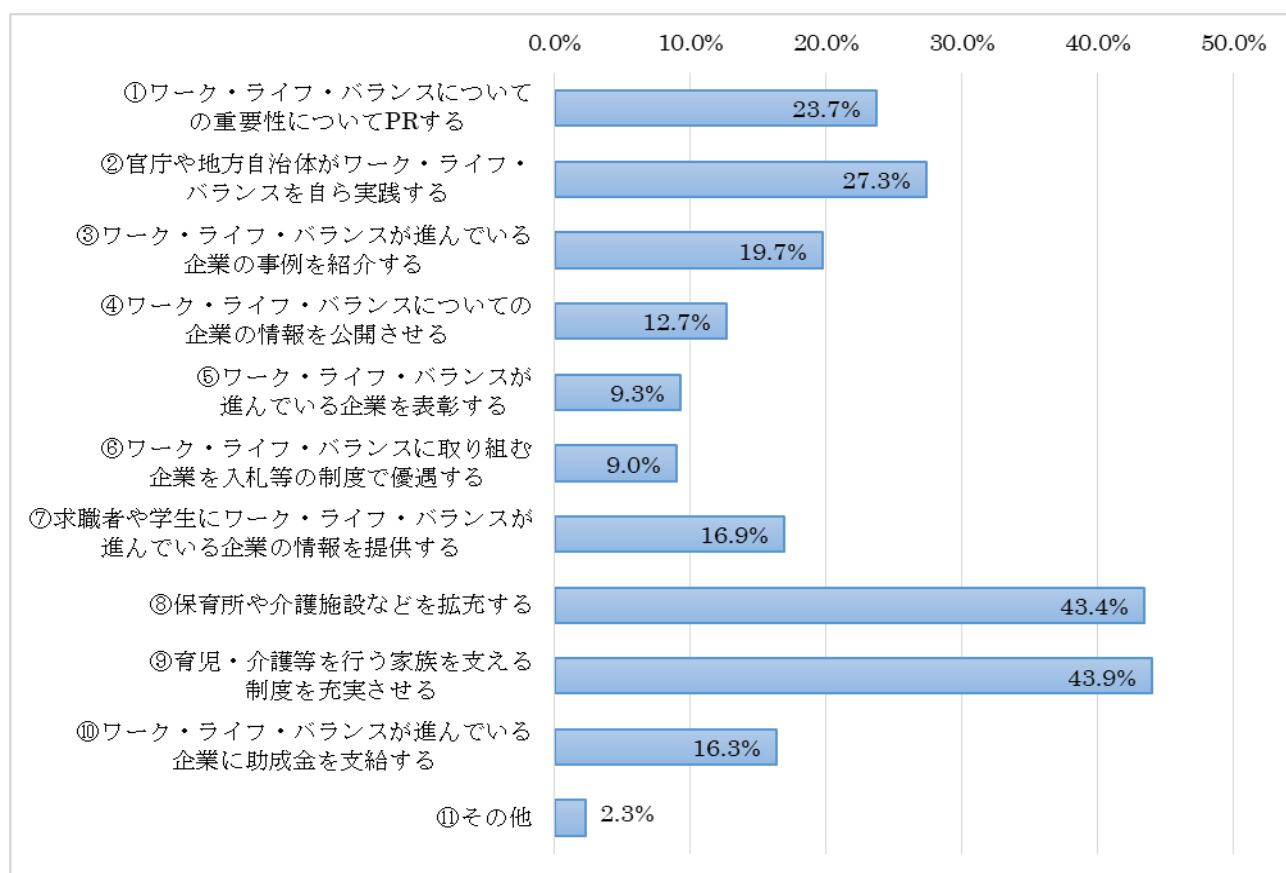
※今回調査では、前回調査の設問項目の一部を統合した。

【図 37-2】 前回調査（企業による取組）

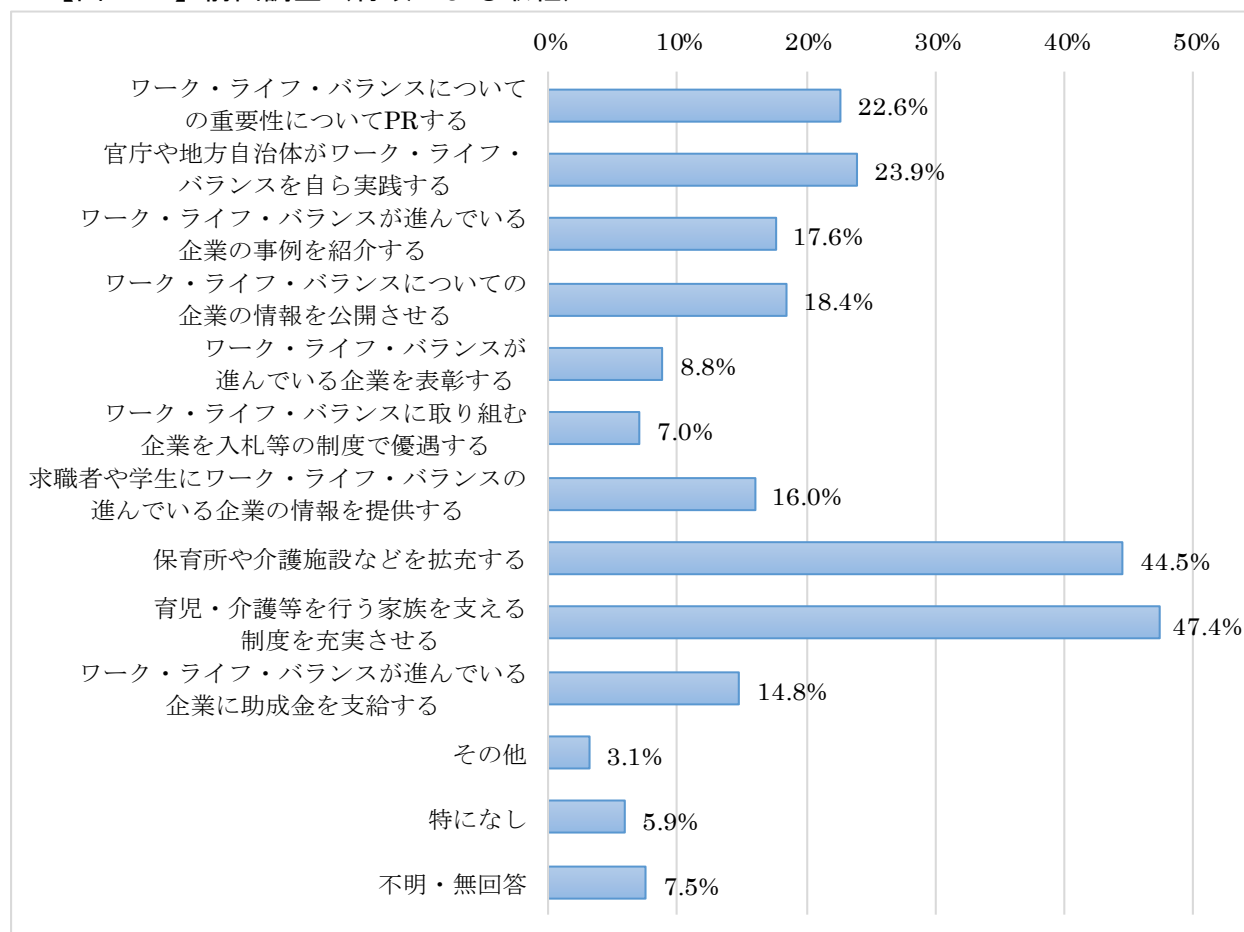


- ◆「企業による取り組み」では、「無駄な業務・作業を減らし、労働時間を短縮する」が42.0%で最も高く、次いで「管理職の意識改革を行う」が39.4%、「育児・介護等の休業・休暇制度を充実し、育児・介護休暇をとりやすくする」が33.5%となっている。
- ◆県の調査では、「管理職の意識改革を行う」が45.5%で最も高く、次いで「無駄な業務・作業をなくし、労働時間を短縮する」が42.2%、「育児・介護等の休業・休暇を充実し、育児休業・介護休業を取りやすくする」が41.0%となっており、市、県ともにほぼ同じような傾向になっている。

【図 37-3】 行政による取り組み（〇は3つまで）



【図 37-4】 前回調査（行政による取組）



- ◆「行政による取り組み」では、「育児・介護等を行う家族を支える制度を充実させる」が43.9%（前回47.4%）で最も高く、次いで「保育所や介護施設などを拡充する」が43.4%（前回44.5%）となっている。

8. 配偶者や恋人・パートナー間での暴力について

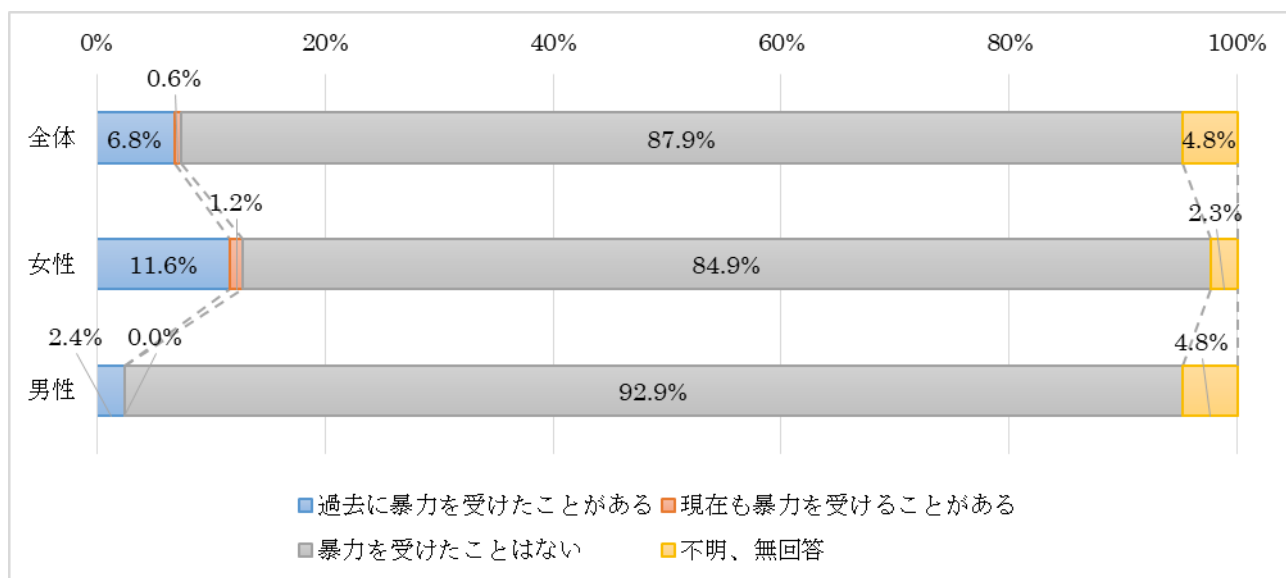
(1) 配偶者や恋人・パートナー間での暴力の経験の有無

問 38 配偶者や恋人など親しい人間関係の中で起こる身体的・心理的・性的な暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）について、あなたは配偶者や恋人・パートナーからの暴力を経験したことがありますか。

（1つに○）

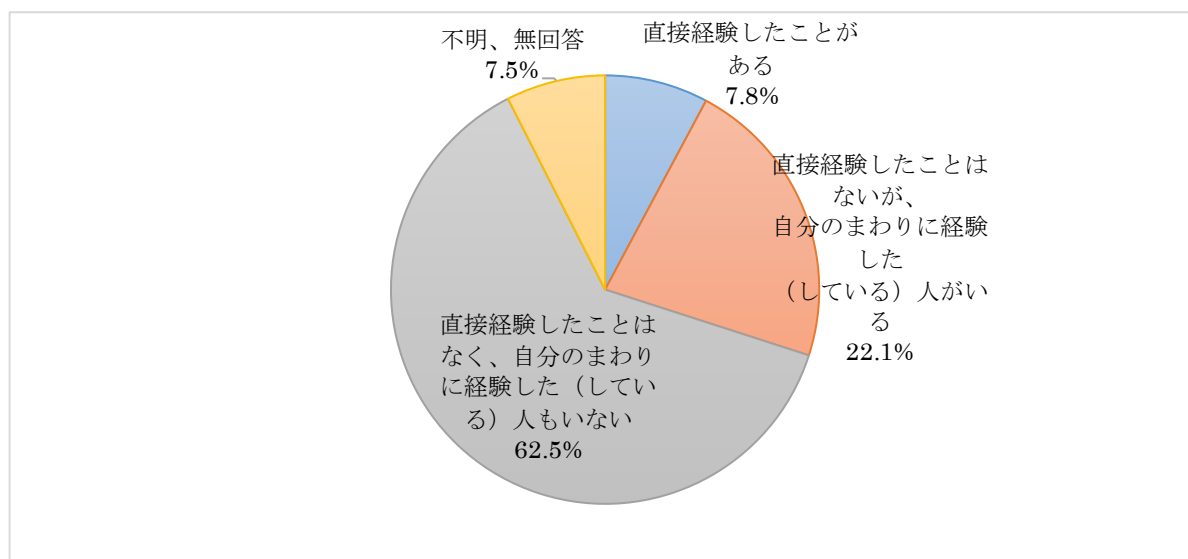
（項目一部変更）

【図 38-1】



※前回調査では、「自身が経験」「まわりの人が経験」「経験なし」であったが、今回調査では、「自身の経験」のみに変更した。

【図 38-2】 前回調査



- ◆全体をみると、過去又は現在、暴力を受けたことがあると回答した人の割合は、7.4%となっている。
- ◆男女別にみると、過去又は現在、暴力を受けたことがあると回答した人の割合は、女性 12.8%、男性 2.4%となっている。

(2) この5年間に経験したDVの内容

問38で「1. 過去に暴力を受けたことがある」「2. 現在も暴力を受けることがある」と回答した人のみ回答

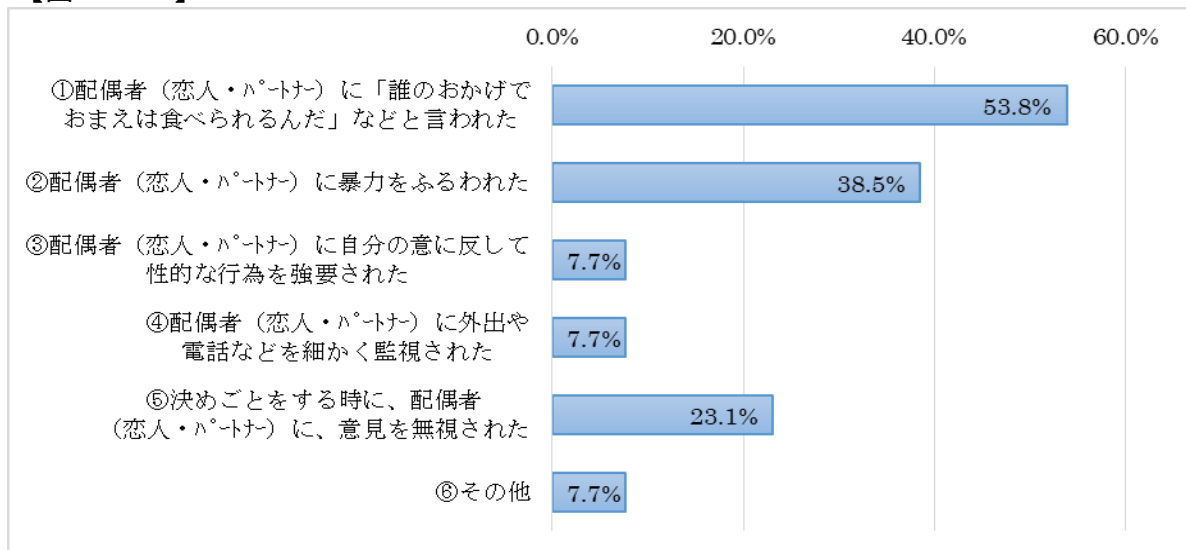
問39-1 配偶者（恋人・パートナー）からの次の行為について、あなたはこの5年間に経験したことがありますか。（あてはまるものすべてに○）

1. 配偶者（恋人・パートナー）に「誰のおかげでおまえは食べられるんだ」などと言われた
2. 配偶者（恋人・パートナー）に暴力をふるわれた
3. 配偶者（恋人・パートナー）に自分の意に反して性的な行為を強要された
4. 配偶者（恋人・パートナー）に外出や電話などを細かく監視された
5. 決めごとをする時に配偶者（恋人・パートナー）に意見を無視された
6. その他（具体的に： ）

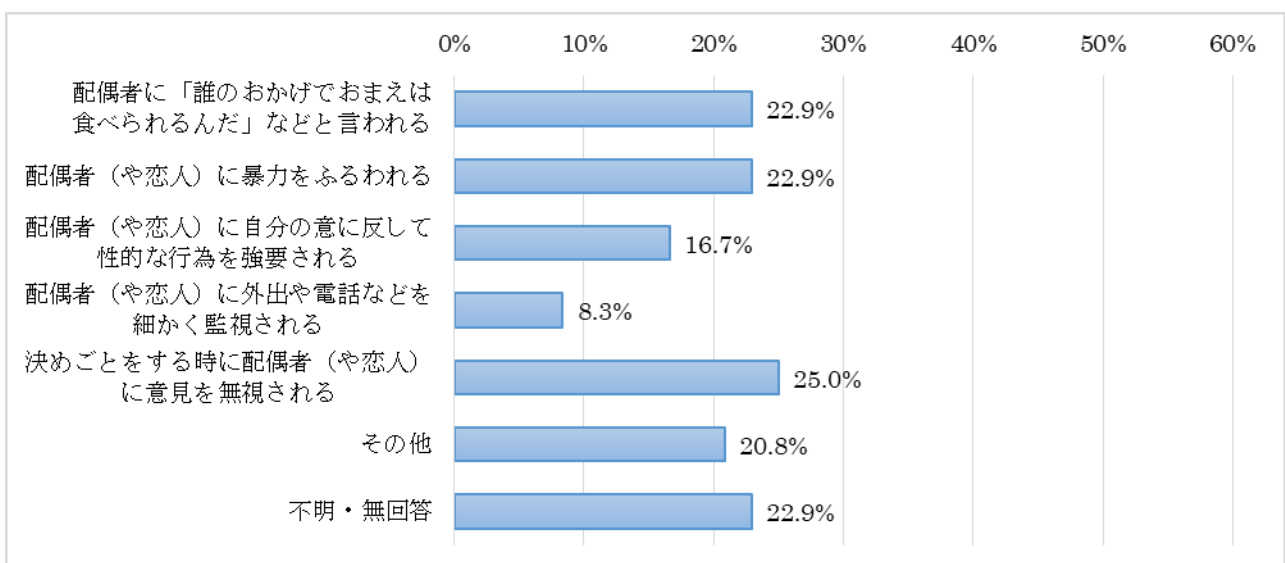
問39-2 そのような時、誰かに相談しましたか。（1つに○）

1. 相談した
2. 相談しなかった（理由： ）

【図 39-1-1】

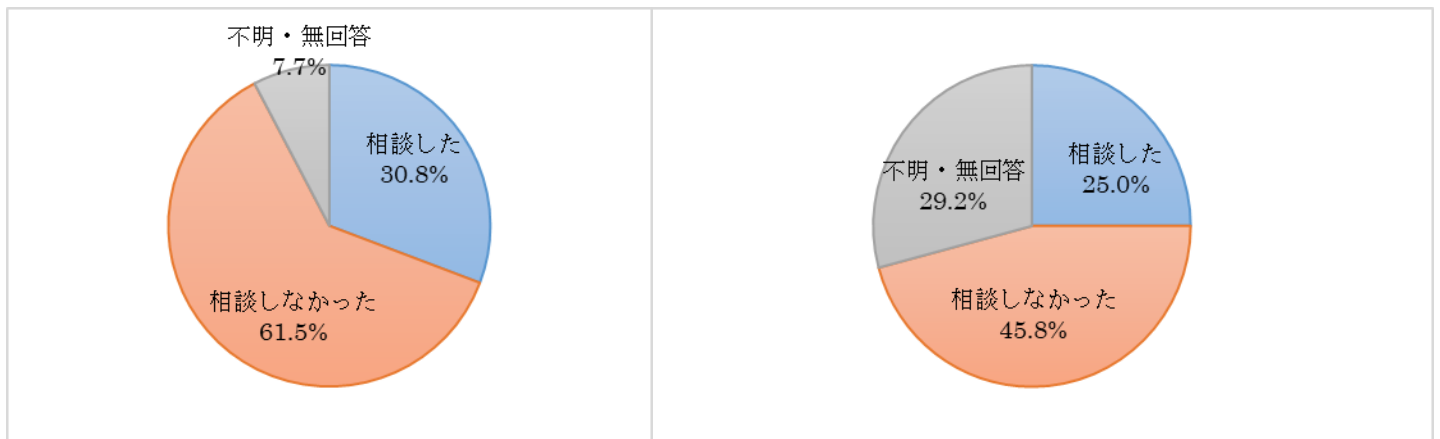


【図 39-1-2】 前回調査



【図 39-2-1】

【図 39-2-2】 前回調査



◆具体的な DV の内容としては、「配偶者（恋人・パートナー）に『誰のおかげでおまへは食べられるんだ』などと言われた」が 53.8%で最も多く、次いで「配偶者（恋人・パートナー）に暴力をふるわれた」が 38.5%、「決めごとをする時に、配偶者（恋人・パートナー）に意見を無視された」が 23.1%となっている。

◆誰かに「相談した」人の割合は、30.8%（前回 25.0%）であるのに対し、「相談しなかった」人の割合は、61.5%（前回 45.8%）と、相談しなかった人の割合の方が高くなっている。

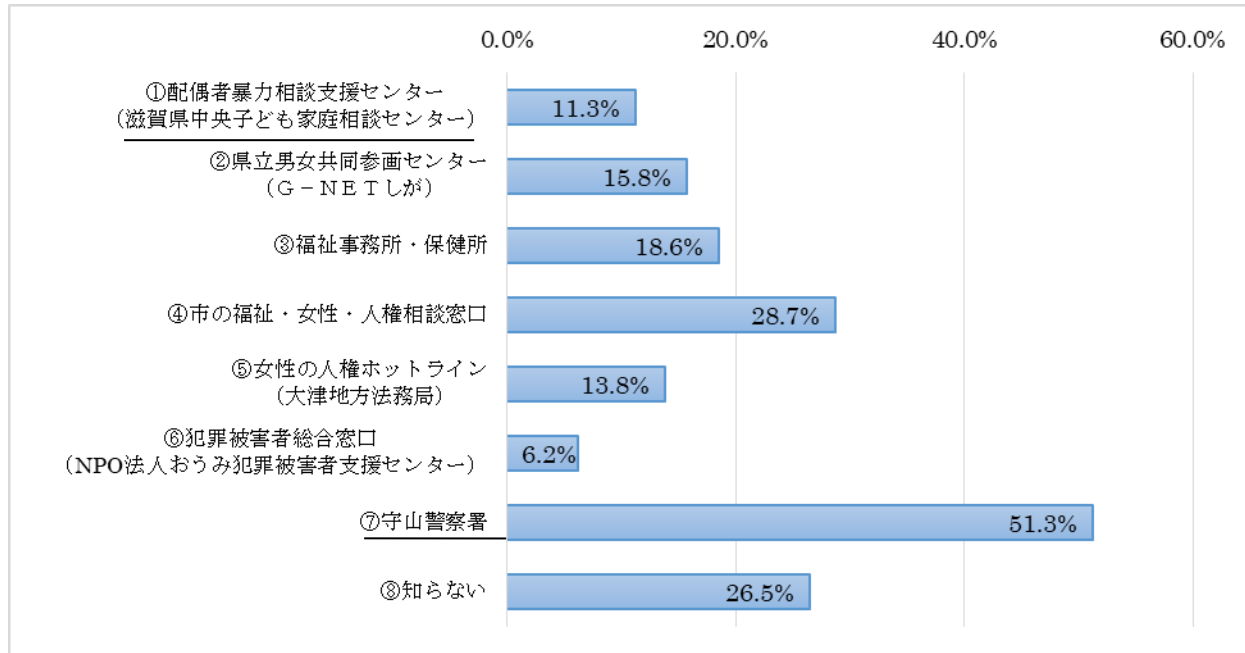
◆相談しなかった理由は、以下のとおり（内容は原文のまま掲載）

- ・福祉の人、保健婦も信頼出来る人がいない為 （女性）
- ・一時的だったから（女性）
- ・ささいな夫婦ゲンカ（女性）
- ・いつものことだから、気にしない。（女性）
- ・しゅと、しゅとめがこわかった（女性）
- ・改善みこめないから（女性）
- ・発言が軽度な内容（だが今でも覚えてる!）（女性）
- ・はずかしいと思ったから（男性）
- ・自分で解決に努力し自然と解決（男性）
- ・仕方ないと思う（女性）
- ・昔の人間だから、何を言ってもかえって後が大変になる。相談する人がいなかった。（女性）

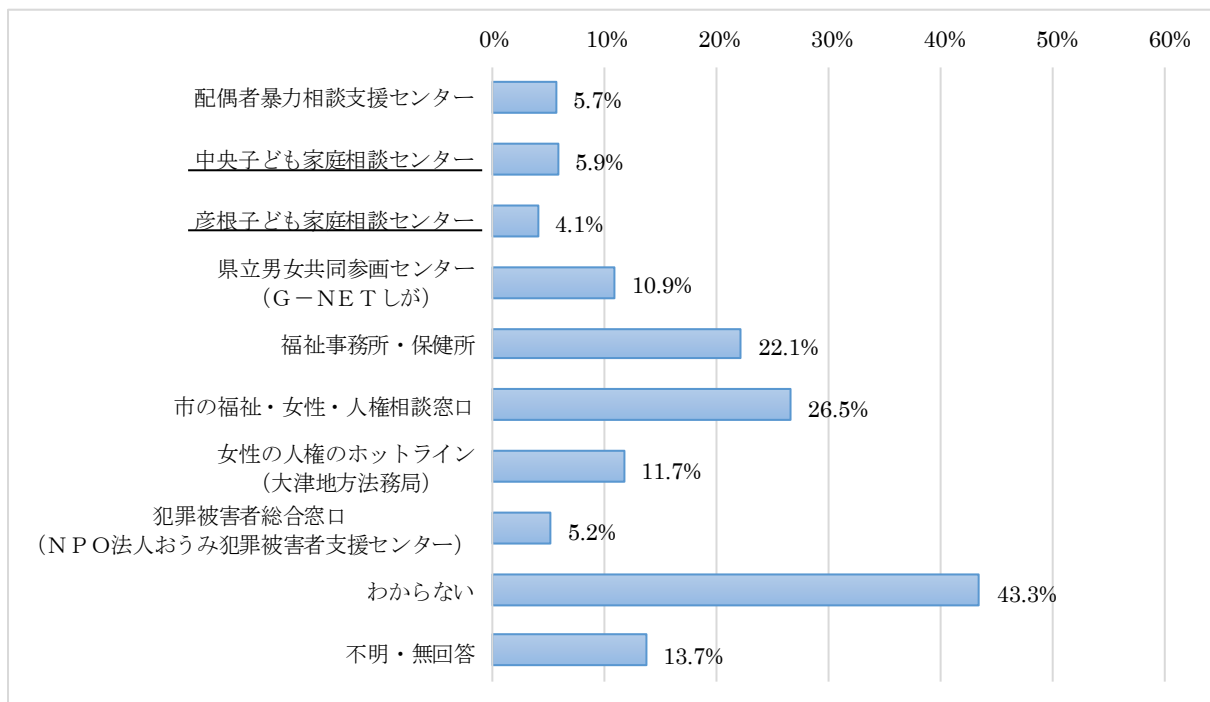
(3) DVを受けたときに相談できる機関の周知度

問 40 あなたは、夫婦や恋人の間で相手から暴力を受けたときに相談できる下記の機関を知っていますか。(知っているものすべてに○) (項目一部変更)

【図 40-1】



【図 40-2】 前回調査



※今回調査では、前回調査の選択肢の一部を削除・統合し、新たに、「守山警察署」を選択肢に追加した。

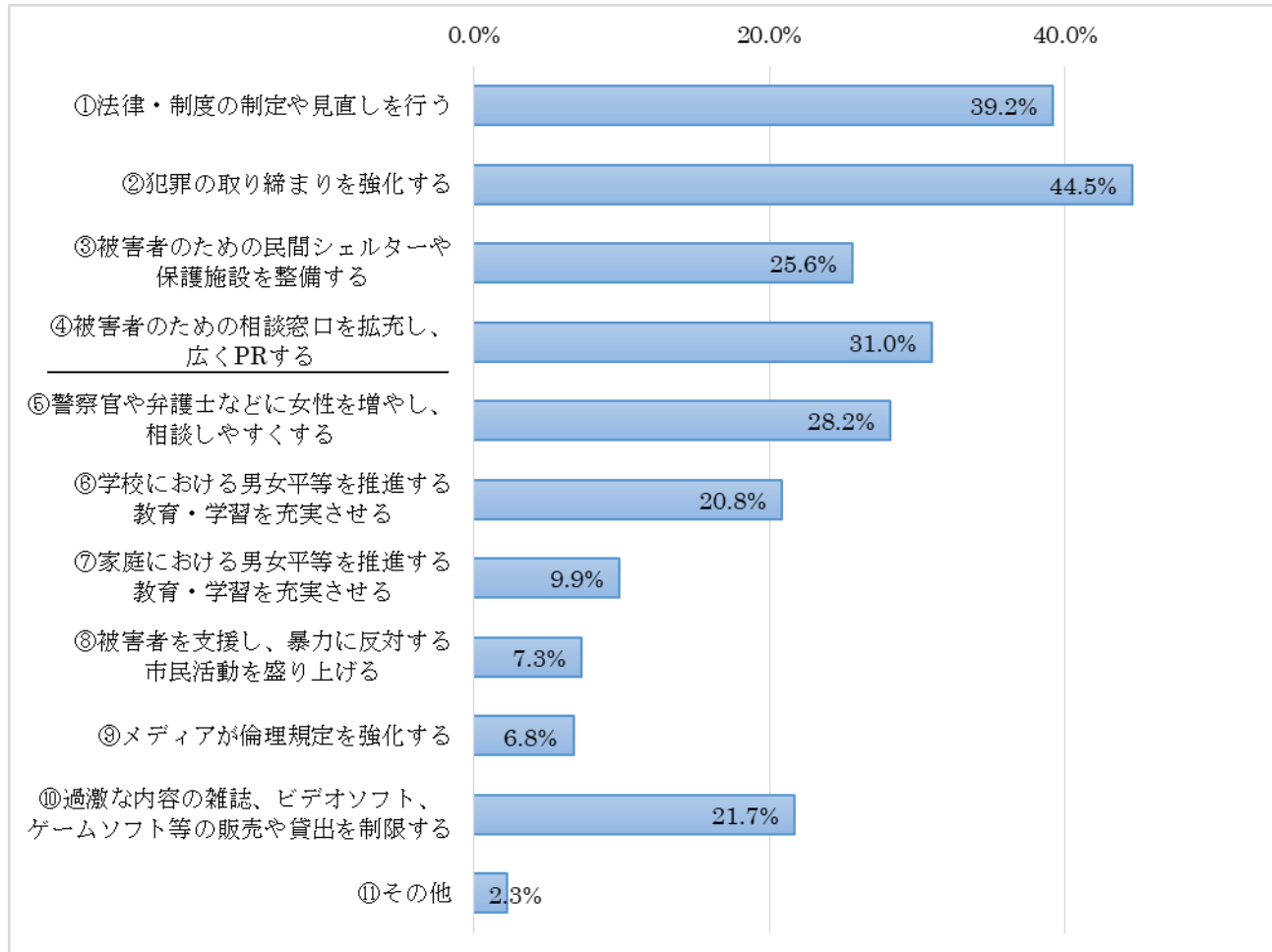
◆最も多いのが「守山警察署」で 51.3%、次いで「市の福祉・女性・人権相談窓口」が 28.7% となっており、他の項目より多い割合となっている。また、「知らない」と回答した人は 26.5% (前回 43.3%) となっており、4 人に 1 人はどこに相談してよいのかわからないという状況になっている。

(4) 女性に対する暴力をなくすためには

問 41 性犯罪、売買春（いわゆる「援助交際」を含む）、DV（ドメスティック・バイオレンス）、セクシュアルハラスメント（性的いやがらせ）、ストーカー行為等、女性に対する暴力をなくすためにはどうしたらよいと思いますか。

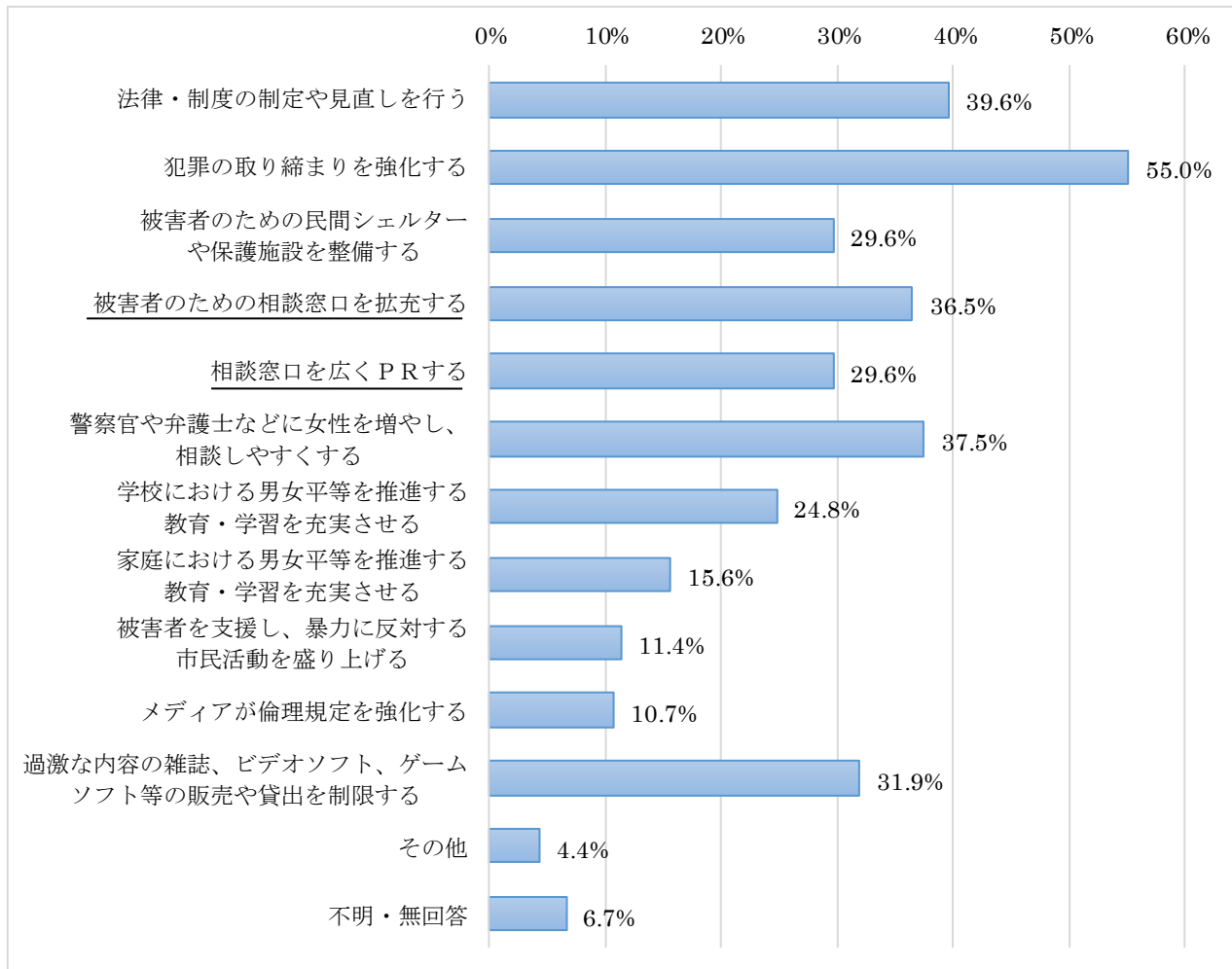
（○は3つまで） （項目一部変更）

【図 41-1】



※今回調査では、前回調査の選択肢の一部を統合した。

【図 41-2】 前回調査



◆最も多いのが「犯罪の取り締まりを強化する」で 44.5%（前回 55.0%）、次いで「法律・制度の制定や見直しを行う」が 39.2%（前回 39.6%）と続いている。

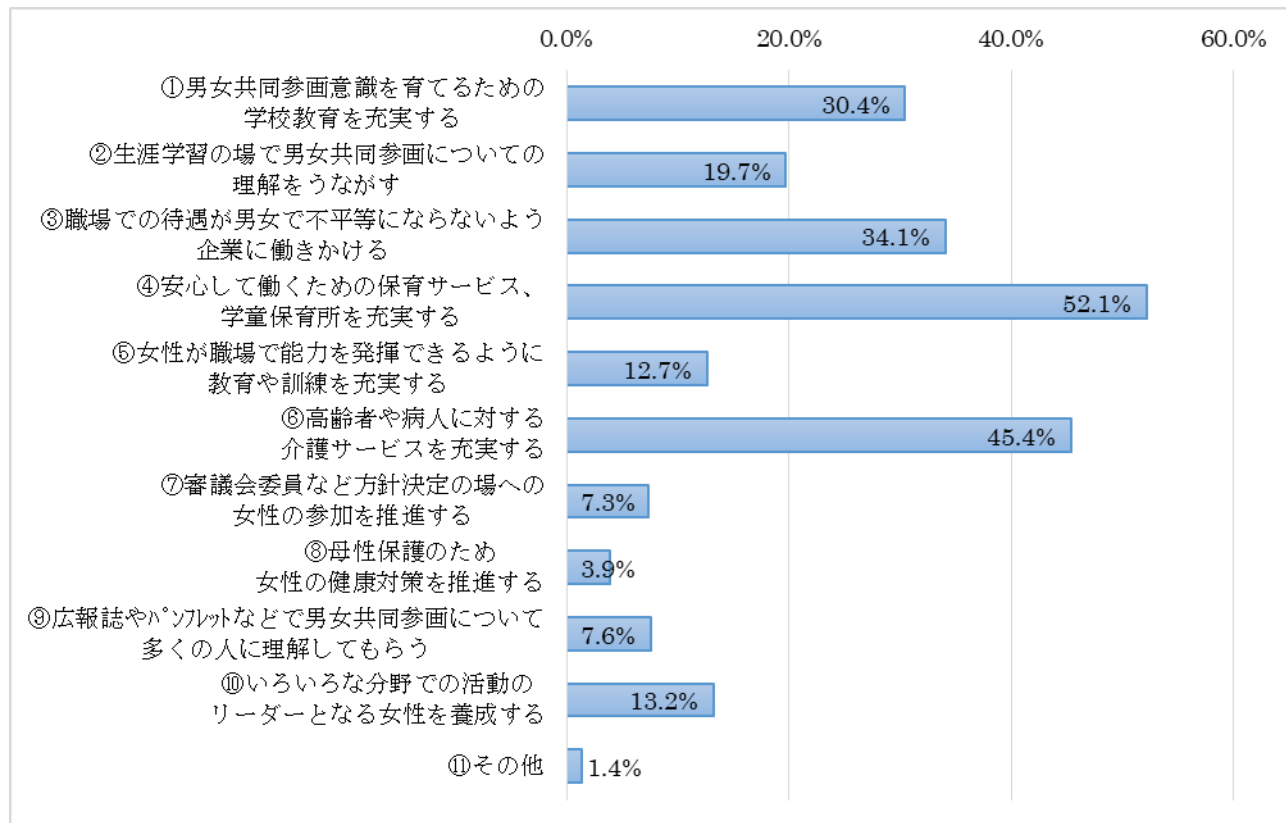
9. 男女共同参画社会について

(1) 男女共同参画社会の実現に向けて市が力を入れるべき分野

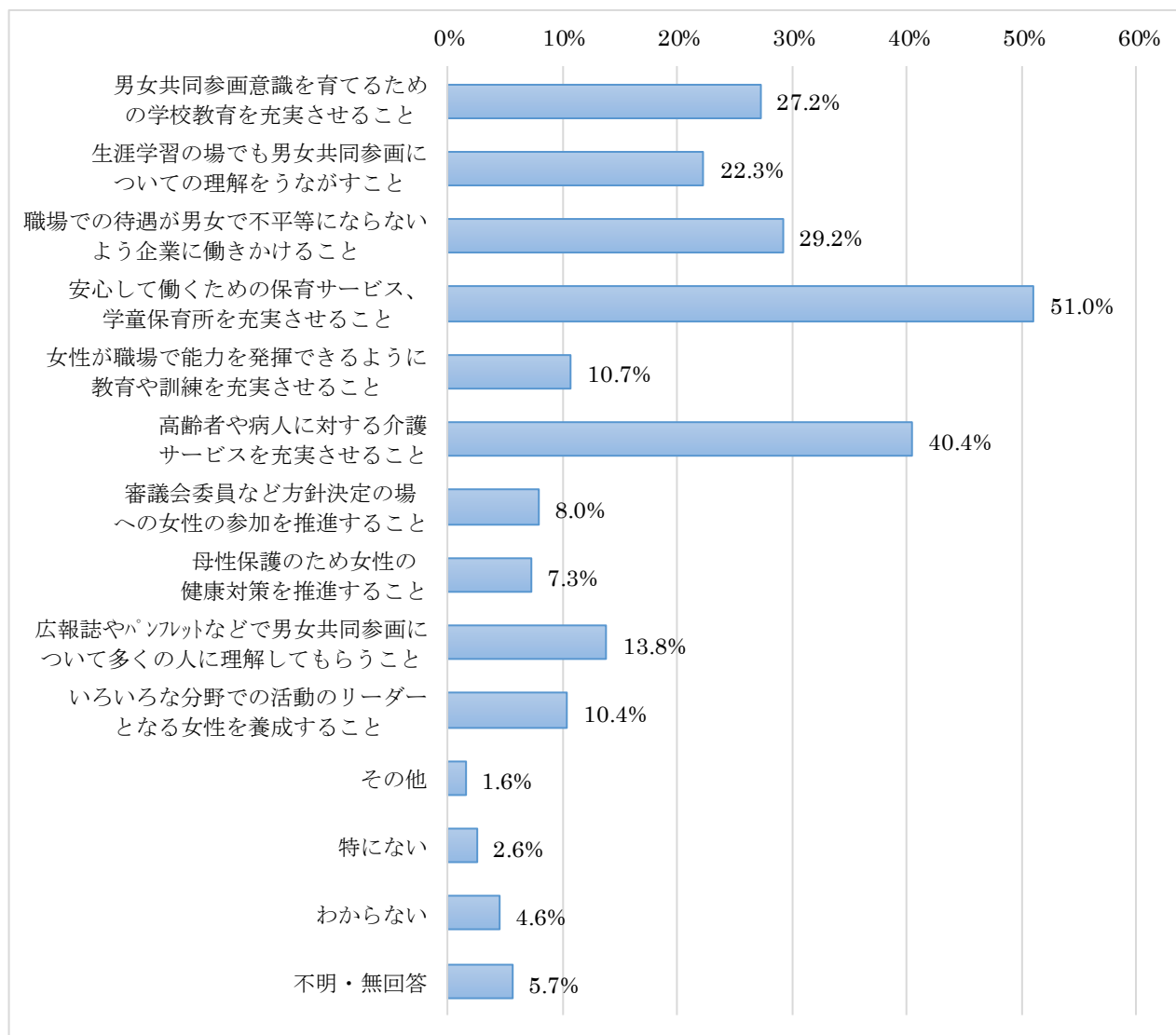
問 42 男女共同参画社会を実現し、より豊かな野洲市をつくっていくために、今後、どのようなことに力をいれていくべきだと思いますか。

(〇は3つまで)

【図 42-1】



【図 42-2】 前回調査

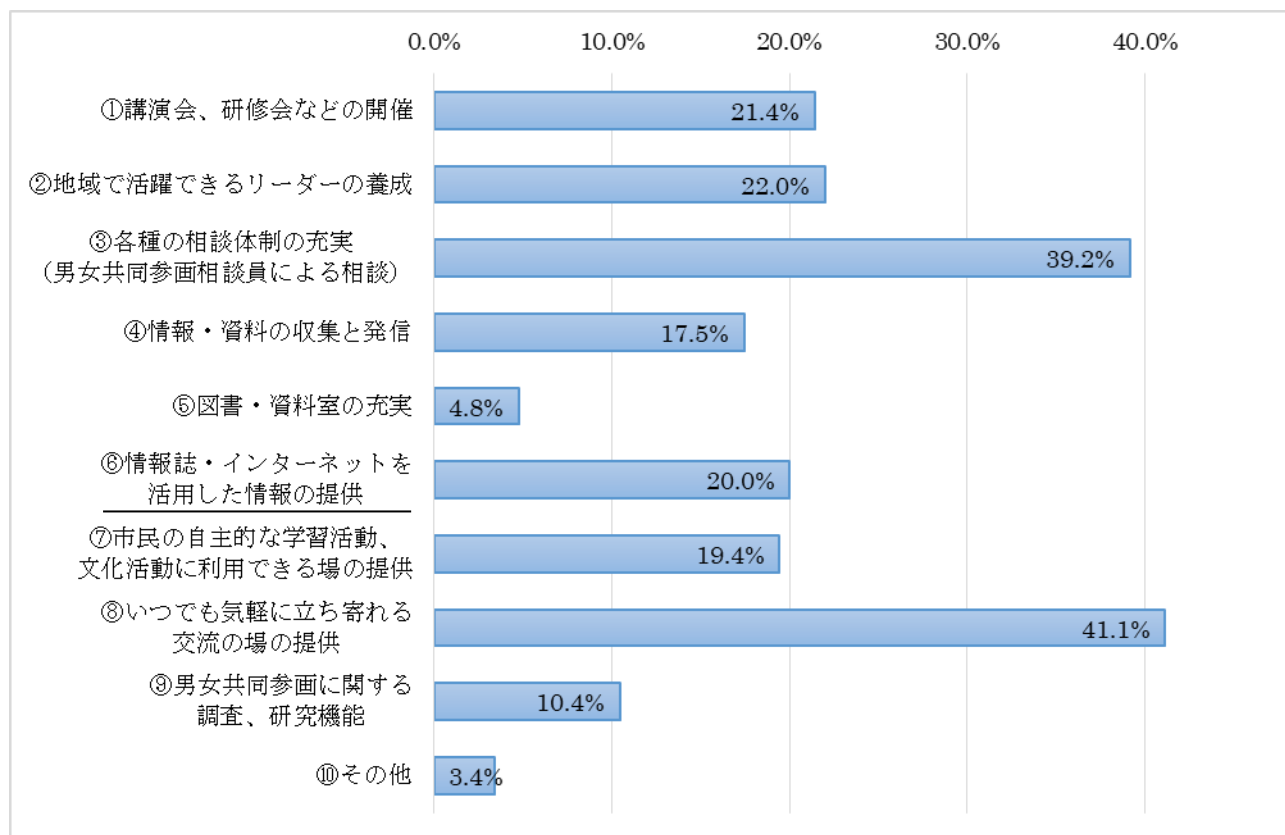


◆最も多いのが「安心して働くための保育サービス、学童保育所を充実する」で 52.1%（前回 51.0%）、次いで「高齢者や病人に対する介護サービスを充実する」が 45.4%（前回 40.4%）と続いている。

(2) 男女共同参画の拠点施設に期待する役割

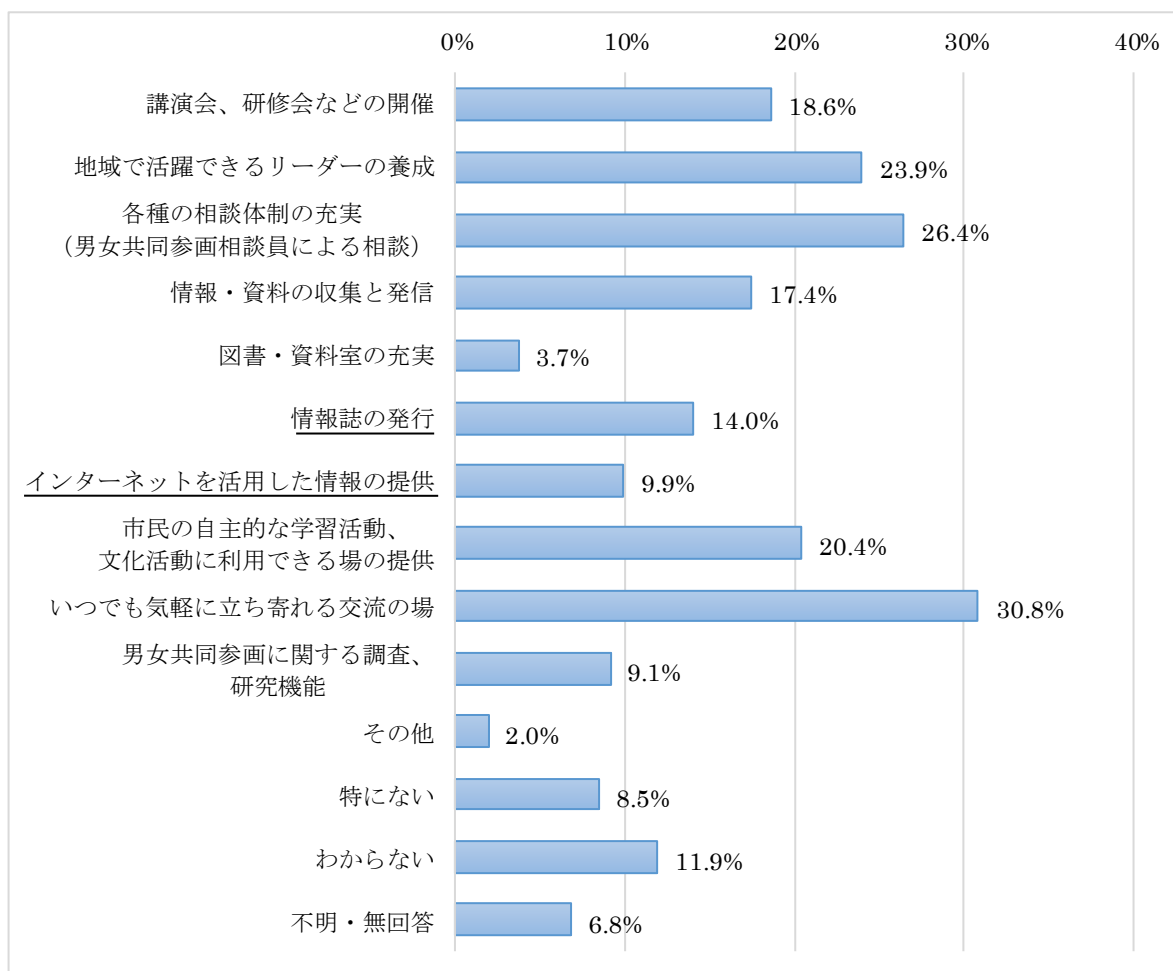
問 43 あなたは今後、男女共同参画の拠点施設として、市人権センターにどのようなことを期待しますか。(〇は3つまで) (項目一部変更)

【図 43-1】



※今回調査では、前回調査の選択肢の一部を統合した。

【図 43-2】 前回調査



- ◆「いつでも気軽に立ち寄れる交流の場の提供」が41.1%（前回30.8%）で最も多く、次いで「各種相談体制の充実（男女共同参画相談員による相談）」が39.2%（前回26.4%）となっている。

3. 野洲市男女共同参画推進条例

平成16年10月1日条例第122号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第9条)

第2章 基本的施策(第10条—第23条)

第3章 野洲市男女共同参画審議会(第24条・第25条)

第4章 雑則(第26条)

付則

すべての人は平等であり、男女の性別にかかわらず、一人ひとりが大切な存在であり、個人として互いに尊重され、自分らしく生きることを認め合わなければならない。

しかし、性別による役割を固定的にとらえる意識やこれに基づく社会慣行は依然として根強く、男女の生き方の選択を妨げる要因が今もなお存在し、取り組むべき多くの課題が残されている。

また、少子高齢化の進展や経済の成熟化、国際化など私たちを取り巻く社会環境に大きな変化が生じている。

こうした現状において、野洲市がまちづくりの理念とする「人権と環境を土台に、生きる意味が実感できる社会」を築くためには、一人ひとりの個性と能力が生かされ、あらゆる分野において男女が平等に参画することができ、責任も豊かさも分かち合える社会の実現は緊急かつ重要な課題である。

私たちは、人権の尊重と男女平等の下、女性差別撤廃条約を大きな契機とし国際的潮流の中で制定された男女共同参画社会基本法にのっとり、市、市民及び事業者が協働して、人として豊かに生きることができる男女共同参画社会の早期実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、市の男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者 営利、非営利等の別にかかわらず、市内において事業又は社会活動を行うすべての個人、法人及びその他の団体をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により、相手の尊厳を傷つけ、又は不利益を与える行為をいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者などの親密な関係にある男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としてその尊厳が重んじられ、直接的又は間接的であるかを問わず性別を理由とする差別的取扱いを受けることなく、一人ひとりがその個性と能力を発揮する機会が確保され、男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会の制度又は慣行が性別による固定的な役割分担などによって、男女の社会における活動の自由な選択に対して阻害したり、差別的影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が共に社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成するすべての人が、相互の協力及び社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動についてその役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を両立できること。
- (5) 男女が互いの性を理解し合い、妊娠、出産その他性と生殖に関して、自己の決定が尊重され、かつ、生涯を通じて健康な生活を営む権利が確保されること。
- (6) 男女共同参画の推進は国際社会における取組と密接に関係していることを理解し、国際協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を重要施策として位置付け、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、その推進に関する施策(積極的改善措置を含む。)を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者、国又は県その他の地方公共団体と連携を図り、協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画について理解を深め、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女共同参画について理解を深め、その事業活動において、男女が対等に参画する機会の確保に努めるとともに、家庭生活における活動及び職業生活などの活動が両立できる職場環境の整備に積極的に取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第7条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者(以下「教育に携わる者」という。)は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性を深く理解し、個々の教育本来の目的を実現する過程において、男女共同参画の理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

2 次代を担う子どもたちの教育に関し、家庭及び地域から、男女が共に積極的に参画するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び暴力的行為を助長し、人権を侵害する性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(男女共同参画計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、市民、事業者及び教育に携わる者の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、第24条第1項に規定する野洲市男女共同参画審議会に諮問しなければならない。

4 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(実施状況の報告)

第11条 市長は、毎年、男女共同参画計画に基づいた施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(財政上の措置)

第12条 市は、男女共同参画の推進のため必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第13条 市長は、市が講ずるあらゆる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画社会の実現に向けた配慮をしなければならない。

(推進体制の整備)

第14条 市は、男女共同参画計画に基づく施策を実施するため、必要な体制の整備に努めなければならない。

(市長及び市の執行機関の積極的改善措置)

第15条 市長その他の市の執行機関は、その設置する附属機関などの委員を任命し、又は委嘱する場合には、男女いずれか一方の委員の数が委員の総数の10分の4未満とならないよう努めなければならない。

(団体等への働きかけ)

第16条 市長は、市の入札に参加する資格を有する者及び市から補助金の交付を受ける団体等に対し、その事業活動等における男女共同参画の推進状況について、報告を求めることができる。

(広報活動及び啓発)

第17条 市は、市民及び事業者の男女共同参画の推進に関する理解を深めるため、広報活動、その他啓発に必要な措置を講ずるものとする。

(活動支援)

第18条 市は、市民及び事業者の男女共同参画の推進に関する活動について、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(家庭における活動と他の活動との両立の推進)

第19条 市は、男女が家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第20条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研

究を行うものとする。

（苦情の処理）

第21条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民又は事業者から苦情の申出があった場合は、当該申出の適切な措置を講ずるものとする。

2 市長は前項の申出があった場合において必要があると認めるときは、当該申出の処理に関し、第24条第1項に規定する野洲市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

（相談の処理）

第22条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に関し、市民又は事業者から相談の申出があった場合は、関係機関等と連携及び協力を行い、当該申出の適切な措置を講ずるものとする。

（拠点施設の整備）

第23条 市は、男女共同参画を推進する施策を実施し、市民及び事業者による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点となる施設を整備するものとする。

第3章 野洲市男女共同参画審議会

（男女共同参画審議会）

第24条 市長の附属機関として、野洲市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この条例の規定により定められた事項を審議するほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項を調査する。

3 審議会は、男女共同参画の推進に関する事項について調査し、市長に意見を述べることができる。

（審議会の組織等）

第25条 審議会は、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満とならないものとする。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（1）学識経験者

（2）関係機関・団体の代表者

（3）市民

（4）前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

（その他）

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

4. 野洲市男女共同参画審議会規則

平成16年10月1日規則第89号

(趣旨)

第1条 この規則は、野洲市男女共同参画推進条例(平成16年野洲市条例第122号。以下「条例」という。)第25条第5項の規定に基づき、野洲市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 条例第25条第2項第3号に規定する委員については、市内に在住し公募に応じた者とする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開するものとする。

(部会)

第5条 審議会は必要に応じ専門の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会における調査及び審議の結果を会長に報告しなければならない。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があるときは、会議又は部会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部人権施策推進課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

5. 野洲市男女共同参画推進本部要綱

平成16年10月1日告示第151号
改正 平成19年4月1日告示第65号
平成20年3月17日告示第43号
平成21年3月26日告示第42号
平成22年4月30日告示第134号
平成31年4月1日告示第66号
令和2年4月1日告示第44号
令和2年11月7日告示第164号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市における男女共同参画社会の実現を目指す施策を、総合的かつ効果的に推進することを目的とした野洲市男女共同参画推進本部(以下「推進本部」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 男女平等の推進と男女共同参画社会の形成に関する計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 男女共同参画計画の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に係る必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 推進本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部員
- (4) 幹事長
- (5) 幹事

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

4 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

5 幹事長は、総務部人権施策推進課長の職にある者をもって充てる。

6 幹事は、本部長が必要に応じて課長級以上の職員のうちから選任した者をもって充てる。

(平19告示65・平20告示43・平22告示134・平31告示66・令2告示44・令2告示164・一部改正)

(構成員の職務)

第4条 本部長は、推進本部の所掌事務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 本部員は、推進本部の所掌事務の審議及び決定並びにそれぞれの職務に応じた所掌事務を掌理する。

4 幹事長は、本部長の命を受けて、幹事会議を主宰する。

5 幹事は、本部員を補佐し、所掌事務を処理する。

(平31告示66・一部改正)

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部会議及び幹事会議とする。

2 本部会議は、本部長及び副本部長並びに本部員で構成し、本部長が招集する。議長は、本部長が当たり、第2条に規定する事項について審議決定する。

3 幹事会議は、幹事長及び幹事で構成し、幹事長が招集し、第2条に規定する事項について協議する。

(平31告示66・一部改正)

(関係者の出席)

第6条 本部長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 推進本部の事務を処理するため、総務部人権施策推進課に事務局を置く。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この告示は、平成16年10月1日から施行する。

付 則(平成19年告示第65号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成20年告示第43号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成21年告示第42号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成22年告示第134号)

この告示は、平成22年5月1日から施行し、改正後の野洲市男女共同参画推進本部要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

付 則(平成31年告示第66号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

付 則(令和2年告示第44号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

付 則(令和2年告示第164号)

この告示は、令和2年11月7日から施行する。

別表(第3条関係)

(平31告示66・全改、令2告示44・一部改正)

部局	本部員
議会事務局	議会事務局長
政策調整部	政策調整部長 政策調整部政策監 次長
総務部	総務部長 次長
市民部	市民部長 次長
健康福祉部	健康福祉部長 健康福祉部政策監 次長
都市建設部	都市建設部長 次長
環境経済部	環境経済部長 次長
教育委員会	教育部長 教育部次長

6. 関係法令

○男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号

最終改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 106 号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社

会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月一六日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年一月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号

最終改正：令和元年 6 月 26 日法律第 46 号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五号、第八号の三及び第九号において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

しゅう

八 その性的 羞 恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないときは住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命

令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があつた場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年法律第 64 号

最終改正：令和元年6月5日法律第 24 号

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）

第三節 特定事業主行動計画（第十九条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）

第五章 雑則（第三十条—第三十三条）

第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業

主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第四百十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若し

くは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置 (職業指導等の措置等)

第二十二條 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五條 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七條 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二條第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三・四 略

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第4次野洲市男女共同参画行動計画
『男女共同参画プランやす』

【発行】滋賀県野洲市

【編集】野洲市総務部人権施策推進課

〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地

TEL 077-587-6041

FAX 077-518-1860

E-mail jinkenshisaku@city.yasu.lg.jp